

福岡県
教育要覧

—令和2年度の実績—

福岡県教育委員会

目 次

第1部 教育施策

第1節 福岡県の教育施策	1
1 教育施策の展開	
2 福岡県独自の指導方法『鍛ほめ福岡メソッド』	
第2節 教育委員会の事務の管理・執行状況の点検・評価	2

第2部 教育行財政

第1節 教育委員会	3
1 教育委員会委員	
2 教育委員会の会議	
3 教育委員会の活動	
第2節 事務局等組織機構	4
第3節 教育予算	6
1 県教育予算	
第4節 広報・広聴、調査統計	8
1 広報活動	
2 広聴活動	
3 調査統計	
第5節 教育文化表彰	9
第6節 福岡県教育文化奨学財団	9
1 教育文化事業	
2 科学教育事業	
3 奨学事業	
第7節 審議会等の議事概況	10

第3部 学校教育

第1章 教育の概要

第1節 現状と課題 12

- 1 小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園
- 2 高等学校
- 3 中高一貫教育校
- 4 特別支援学校

第2節 小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園 14

- 1 小学校、中学校、義務教育学校
- 2 幼稚園

第3節 高等学校及び特別支援学校 16

- 1 高等学校
- 2 特別支援学校

第4節 中高一貫教育校 24

第5節 学校の設置及び廃止等 24

第6節 高等学校進学者の受入れ 25

第7節 県立高校教育改革の推進 25

第2章 教育活動

第1節 教育指導の実際 26

- 1 研究指定・委嘱
- 2 中学生進路相談事業
- 3 道徳教育
- 4 生徒指導
- 5 キャリア教育
- 6 へき地教育
- 7 産業教育
- 8 国際理解教育
- 9 統計教育
- 10 情報教育
- 11 男女共同参画教育
- 12 環境教育

13	科学教育推進事業	
14	特別支援教育	
第2節	付随的教育活動	45
1	福岡県教育文化奨学財団	
第3章	教職員	
第1節	教職員の人事管理	46
1	市町村立学校教職員定数と人事異動	
2	県立学校教職員定数と人事異動	
3	教職員の服務	
4	分限・懲戒処分	
5	争訟事件	
6	免許と資格	
第2節	教職員の健康管理	54
1	健康診断	
2	教職員の休職状況（新規休職者数一覧）	
第3節	教職員の給与	55
1	給与改定	
2	退職手当	
第4節	教職員の福利厚生	56
1	公務災害等補償	
2	教職員住宅	
3	公立学校共済組合	
4	教職員の財産形成貯蓄	
第4章	学校施設・設備	
第1節	小・中学校の施設整備状況	58
1	保有面積	
2	文教施設整備等補助金	
第2節	県立学校の施設・設備整備状況	60
1	校舎の維持、修繕	
2	校地の整備	
3	県立学校施設の整備	

第3節 産業教育施設整備及びその他の設備の整備状況 60

- 1 産業教育振興法によるもの
- 2 理科教育振興法によるもの
- 3 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法によるもの

第5章 教育研究

第1節 福岡県教育センターの事業 62

- 1 概要
- 2 研究事業
- 3 研修事業
- 4 支援事業

第4部 社会教育

第1節 現状と課題 64

- 1 現状と課題
- 2 令和2年度の重点的取組状況と成果

第2節 社会教育委員 66

- 1 福岡県教育振興審議会社会教育部会
- 2 社会教育委員の研修

第3節 社会教育主事 67

- 1 社会教育主事

第4節 社会教育事業 68

- 1 青少年教育
- 2 成人教育
- 3 視聴覚教育
- 4 社会教育施設が実施する学習情報提供事業
- 5 調査研究事業

第5節 社会教育施設 71

- 1 公民館
- 2 図書館
- 3 博物館
- 4 県立社会教育総合センター

- 5 県立英彦山青年の家
- 6 県立少年自然の家「玄海の家」
- 7 福岡県青少年科学館
- 8 県立ふれあいの家
- 9 県立図書館

第5部 文化

第1節 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73

- 1 現状と課題
- 2 令和2年度の重点的取組状況と成果

第2節 子どもの文化普及事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 75

- 1 文化庁の事業
- 2 県の事業
- 3 福岡県教育文化奨学財団の振興事業
- 4 その他の事業

第3節 県立美術館の事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 78

第4節 文化財保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78

- 1 文化財保護審議会
- 2 文化財の指定
- 3 文化財の管理
- 4 大宰府関連史跡の環境整備事業等
- 5 文化財愛護思想の普及
- 6 埋蔵文化財の発掘調査
- 7 銃砲刀剣類の登録
- 8 文化財保護に対する助成
- 9 九州歴史資料館

第6部 体育・スポーツ及び健康教育

第1節 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86

- 1 現状と課題
- 2 令和2年度の重点的取組状況と成果

第2節	学校体育	88
1	学校体育指導者の研修	
第3節	スポーツの振興	88
1	競技スポーツ振興事業	
2	スポーツ施設	
第4節	健康教育	92
1	保健・安全・給食教育	
2	健康増進特別事業	
3	健康教育推進事業（性と心の健康相談）	
4	性に関する指導の推進	
第5節	児童生徒の健康管理及び環境衛生	102
1	県立学校児童生徒心電図検査実施状況	
2	感染症（インフルエンザ様疾患・新型コロナウイルス感染症）	
3	学校環境衛生	
第6節	福岡県体育研究所の事業	104
1	調査研究事業	
2	研修事業	
第7節	付随的健康教育活動	105
1	福岡県学校保健会	

第7部 人権教育

第1節	現状と課題	106
第2節	学校教育における人権教育	107
1	教職員研修事業（学校教育関係）	
第3節	社会教育における人権教育	116
1	県費補助事業	
2	職員研修事業（社会教育関係）	
3	その他の事業	

第1部 教育施策

第1節 福岡県の教育施策

1 教育施策の展開

「令和2年度 福岡県教育施策実施計画」については、福岡県ホームページ（トップページ＞教育・文化・スポーツ＞教育行政＞教育施策）に掲載している。

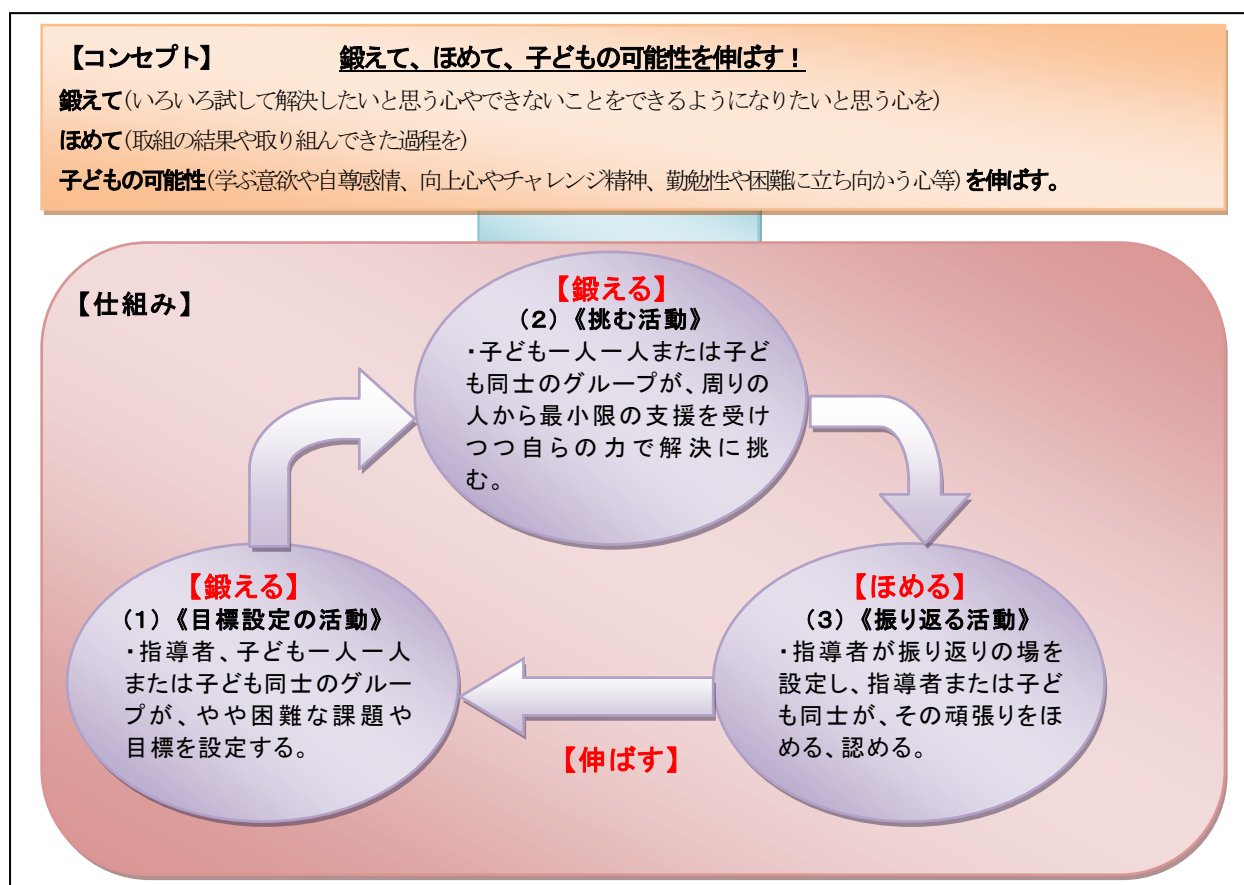
2 福岡県独自の指導方法『鍛ほめ福岡メソッド』

教育は、子どもに関わる大人たちが共通の認識に立ち、同じ方向を向いて働きかけるからこそ、その効果が高まるものであり、このような視点からの取組が必要である。

このため、県教育委員会は、学校、家庭、地域が様々な教育課題を共有し、同じ方向を向いて協力し合いながら、学ぶ意欲や自尊感情、チャレンジ精神、勤勉性や逆境に立ち向かう心など、子どもが自律的に成長するための原動力となる人格的資質を育成するため、「鍛えて、ほめて、子どもの可能性を伸ばす」をコンセプトとした福岡県独自の指導方法『鍛ほめ福岡メソッド』を、福岡県学校教育振興プラン（平成27年12月策定）に示しその理念を県の教育振興基本計画に反映するとともに、「福岡県教育施策実施計画」に位置付けた。

この『鍛ほめ福岡メソッド』を、本県の教育にかかわる全ての方が共有・実践し、実効性のある取組・事業を展開していく。

■ 「鍛ほめ福岡メソッド」



第2節 教育委員会の事務の管理・執行状況の点検・評価

「令和2年度 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価(令和元年度対象)」については、福岡県ホームページ(トップページ>教育・文化・スポーツ>教育行政>教育施策)に掲載している。

第2部 教育行財政

第1節 教育委員会

1 教育委員会委員

令和2年度末現在の委員は次のとおりである。

(令和3年3月31日現在)

区分	氏名	就任年月日	任期
教育長	城戸 秀明	平成26年4月1日	令和3年3月31日
委員	宮本 美代子	平成25年7月8日	令和3年7月7日
〃	前田 惠理	平成28年10月17日	令和6年10月16日
〃	木下 比奈子	平成29年8月1日	令和3年7月31日
〃	堤 康博	令和元年10月17日	令和5年10月16日
〃	久保 竜二	令和2年7月16日	令和6年7月15日

2 教育委員会の会議

令和2年度において、毎月の定例会を含め20回の会議が開かれ、議案34件、報告25件、協議8件の案件について審議が行われた。

令和2年度中の月別委員会の開催状況は次のとおりである。

種別\月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
定例会	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	11
臨時会	0	1	1	1	0	1	1	1	0	1	0	2	9
計	1	2	2	2	0	2	2	2	1	2	1	3	20

3 教育委員会の活動

- (1) 全国都道府県教育委員会連合会・教育委員協議会
新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
- (2) 九州地方教育委員協議会
新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催
- (3) 九州地方教育委員総会
新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

第2節 事務局等組織機構

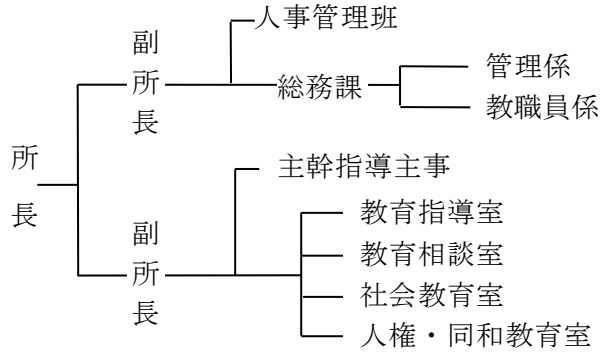
令和2年度における本庁及び出先機関（県立学校を除く。）の組織機構は、次のとおりである。

教育庁本庁組織機構

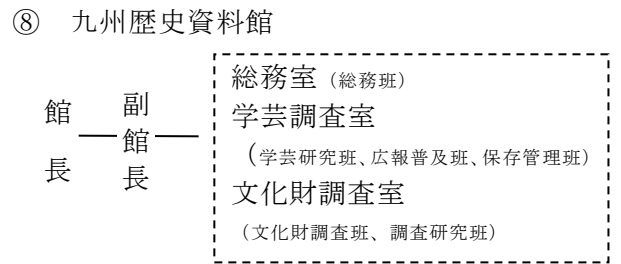
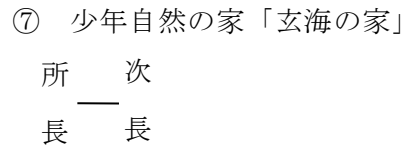
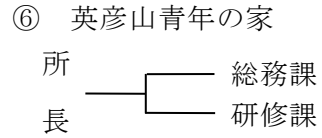
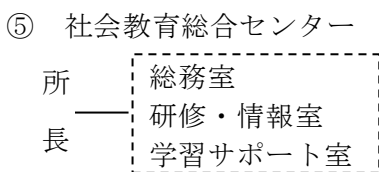
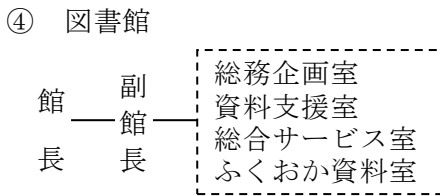
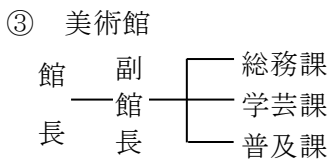
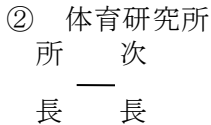
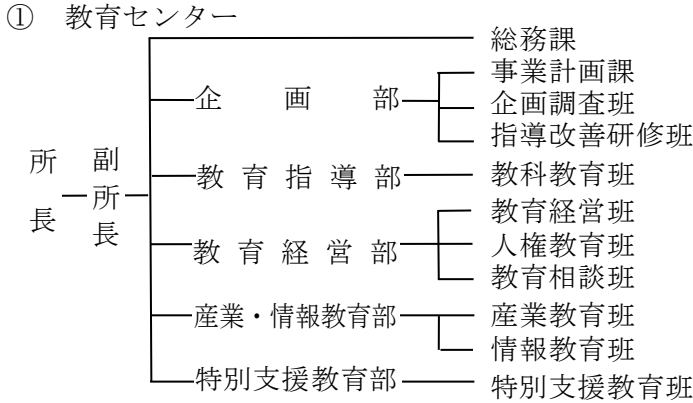


教育庁出先機関組織機構

1 教育庁教育事務所 (福岡、北九州、北筑後、南筑後、筑豊、京築)



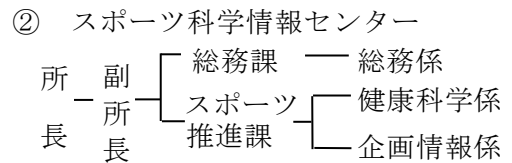
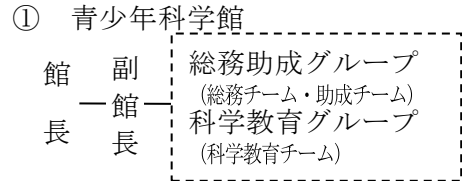
2 教育機関



- (分館)
 求菩提資料館
 甘木歴史資料館
 柳川古文書館

- ⑨ 社会教育総合センター少年自然の家
 ⑩ ふれあいの家・青少年訓練所
 ふれあいの家南筑後
 夜須高原野外活動センター

3 その他



- ③ 総合プール
 ④ 久留米総合スポーツセンター
 ⑤ 馬術競技場
 ⑥ 総合射撃場
 ⑦ 旧福岡県公会堂貴賓館

第3節 教育予算

1 県教育予算

令和2年度における教育予算については、「福岡県教育施策実施計画」に掲げる施策の着実な推進に向け、その確保に努めたところである。

2月補正後の教育委員会所管の最終予算は、2,606億6,183万円であり、前年度と比較して60億9,431万円、2.39%増となった。

なお、県の一般会計予算に占める教育委員会所管予算の割合は10.79%で、このうち、人件費の割合84.6%である。

また、教育委員会所管予算の主な内容は、福岡県ホームページ（トップページ＞行政資料＞教育福岡（令和2年度版）＞令和2年度4・5月号（No.660））に掲載している。

令和2年度 教職員定数基準一覧

区 分	小 学 校	中 学 校	高 等 学 校	特 別 支 援 学 校
学級編制基準	単式学級 40人 (第1学年は35人) 複式学級 2個学年 16人 第1学年の児童を 含む学級にあって は8人 特別支援 学級 8人	単式学級 40人 複式学級 2個学年 8人 特別支援 学級 8人	全日制 1年 2年 3年 普通商業 } 商家家庭 } 40人 40人 40人 農工業産 } 水産 } 定時制 1年 2年 3年 4年 普通商業 } 商家家庭 } 40人 40人 40人 40人 農工業産 }	幼稚部 5人 小・中学部 一般学級 6人 重複学級 3人 高等部 一般学級 8人 重複学級 3人
教職員配当基準	従来どおり	従来どおり	標準法による	標準法による
教職員数	令和元年度 条例定数	16,211	6,067	※(216) 2,150
	令和2年度 条例定数	16,397	5,993	※(219) 2,168
	差引増減	186	△74	※(3) 18
教職員定数 増減の理由	学級数の増等		生徒数の減等	児童生徒数の増減等

(注)※欄の()は市町村立を内書で示す。

第4節 広報・広聴、調査統計

1 広報活動

教育に関する施策及び方針、当面する教育問題などを広く県民に知らせ、教育行政への理解と協力を求め、教育行政の円滑な推進を図るため、広報誌「教育福岡」を発行するとともに、教育庁記者クラブ（新聞社、テレビ局、通信社など13社で構成）への情報提供などを通して広報活動を行った。

(1) 広報誌「教育福岡」の発行

学校教育、社会教育、芸術・文化・スポーツなどの多様な情報や教育現場の実践例を「定版」、「特集」の2本立てで紹介し、本県の教育について広く教育関係者の理解を求めることに努めた。

(2) 教育庁記者クラブへの情報提供

教育庁記者クラブと緊密な連携を取り、教育長記者会見、記者クラブへの発表、広報連絡会、資料提供などを通して広報活動を行った。令和2年度の記者クラブへの資料提供等は200件であった。

(3) テレビ・ラジオ番組の利用

県民情報広報課と連携を図り、県民情報広報課が購入している新聞紙面（商業紙5社）、テレビ番組（民放4社）・ラジオ番組（民放2社）を利用し、教育行政の動き、各種行事のお知らせなどを掲載（放映・放送）するようにした。

2 広聴活動

(1) 教育委員による広聴活動

令和2年度における校内視察、学校関係者との懇談等の教育委員による広聴活動は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため不実施となった。

(2) その他広聴活動

県政提案メール、県民の声データベースなどにより県民の意見や要望を聞いている。

3 調査統計

県教育委員会では、教育行政を進める上での基礎資料を総合的に得るため、各種の統計調査を実施した。令和2年度に実施した主要な統計調査については、福岡県ホームページ（トップページ＞教育・文化・スポーツ＞学校教育＞教育統計・学校一覧）に掲載している。

第 5 節 教育文化表彰

福岡県教育委員会表彰規則（昭和 44 年福岡県教育委員会規則第 10 号）に基づく令和 2 年度の教育文化表彰の表彰式は、令和 2 年 11 月 23 日にアクロス福岡において行われた。

なお、被表彰者は福岡県公報第 158 号に掲載している。

福岡県ホームページ（トップページ＞県政情報＞県の条例・公報＞福岡県公報＞福岡県公報 令和 2 年 12 月＞12 月 8 日(火曜日)）

第 6 節 福岡県教育文化奨学財団

事業概要及び以下の事業実績については経営状況報告（社会教育課令和 3 年 6 月発行）に掲載している。

- 1 教育文化事業
- 2 科学教育事業
- 3 奨学事業

第7節 審議会等の議事概況

教育委員会等の附属機関（審議会等）における令和2年度中の議事概況は次のとおりである。

名 称	委員等 の数	開催 回数	議 事 概 況	
			年月日	議 事 内 容
福岡県教職 員身体検査 審議会	11	20	令和2年 4月1日 ） 令和3年 3月31日	○教職員の採用、休職、復職及び免職の場合の身体 検査についての審議
福岡県 教科用図書 選定審議会	20	1	令和2年 4月17日 (書面会議)	○採択基準 ○選定資料（中学校用図書及び学校教育法附 則第9条に規定する教科用図書）
福岡県立 図書館協議会	10	1	令和2年 10月21日	○福岡県立図書館の運営状況に関する評価結果に ついて ○令和2年度重点取組について ○図書館サービスと新型コロナウイルス感染症防 止対策について ○福岡県立図書館協議会の傍聴について ○福岡県立図書館基本方針見直しに向けて
福岡県立 美術館協議会	10	1	令和3年 2月10日	○令和2年度実施の主要事業について ○令和2年度福岡県立美術館の自己評価について ○令和3年度実施予定の主要事業(案)について ○令和3年度福岡県立美術館の自己評価（計画 段階）について
福岡県文化財 保護審議会	10	2	令和2年 11月5日 令和3年 2月25日	○「福岡県におけるこれからの文化財保護行政の 在り方」に係る審議について ○指定案件について
九州歴史 資料館協議会	14	1	令和2年 10月30日	○令和元年度事業報告及び入館者数報告 ○令和2年度事業計画及び予算概要協議

名 称	委員等 の数	開催 回数	議 事 概 況	
			年月日	議 事 内 容
大宰府史跡 調査研究 指導委員会	15	1	令和2年 10月14日 ） 令和2年 10月15日	<ul style="list-style-type: none"> ○大宰府史跡の調査報告 <ul style="list-style-type: none"> ・大宰府史跡蔵司地区のこれまでの調査 ・大宰府史跡第236次・245次・246次調査 ○水城跡整備事業に伴う調査報告 <ul style="list-style-type: none"> ・水城跡第64次調査 ○その他報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ・大宰府外郭線の調査 ・前畑遺跡の調査 ・大野城跡増長天地区整備事業 ・史跡指定100年記念事業 ○大宰府史跡の調査研究 <ul style="list-style-type: none"> ・大宰府史跡第246次・250次調査 ・蔵司地区の調査成果 ・大宰府史跡の調査計画（第10次5ヶ年計画） ○今後の大宰府史跡について <ul style="list-style-type: none"> ・大宰府史跡の調査研究等の方針について
福岡県県立学校 いじめ防止 対策推進 委員会	5	1	令和2年 6月25日	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策推進委員会の概要及び活動内容について ○いじめ防止対策に関する情報及び意見交換 ○いじめによる重大事態に関する調査について
福岡県教育振 興審議会社会 教育部会	8	1	令和2年 12月21日	<ul style="list-style-type: none"> ○本県社会教育施策の現状と課題について ○学校教育振興プラン改定案（社会教育関係）について

第3部 学校教育

第1章 教育の概要

第1節 現状と課題

1 小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園

子供の学びの環境が大きく変化する中、新しい時代を拓く豊かな創造性とチャレンジ精神をもつ子供を育成するために、確かな学力と豊かな人間性、健やかな体を育む学校教育の充実が求められている。

そのため、小・中・義務教育学校においては学習指導要領、幼稚園においては教育要領の趣旨の周知・徹底を継続して行っている。特に、小・中・義務教育学校においては、学力向上や教育のICT化推進、いじめ・不登校問題、規範意識の低下に伴う様々な問題行動等への対応に努めるとともに、これらの課題への対応の基盤となる教員の資質向上と学校評価等について、県の重要課題として継続的な取組を行っている。

今後、学力向上のための学力調査や学習指導要領の趣旨徹底、学校・地域が連携して行う体験を中心とした学ぶ意欲の育成や心の教育の推進、学校関係者評価等を取り入れた信頼される学校づくりを一層推進していく必要がある。

また、幼稚園、小・中・義務教育学校において、特別支援教育が適切に実施されることが求められており、一貫した継続性のある特別支援教育を一層推進していく必要がある。

2 高等学校

本県では、高等学校を94校設置しており、全日制課程を92校、定時制課程を19校、通信制課程を1校に置いている。生徒数は、令和2年5月1日現在で67,835人である（この10年間で約11%減少）。

設置学科には大別して普通科、専門学科及び総合学科があり、普通科を65校（うち19校が体育コース、福祉教養コース、総合コースなどの特色あるコースを設置。）、農業、工業、商業などの職業系専門学科を29校、理数、外国語、文理などの普通科系専門学科を12校、総合学科を6校に置いている。

通学区域については、普通科では13の学区を設定しているが、その他の学科等では次のとおり県内を4つに分けた地区単位又は県内全域としている。

- 特色あるコース 県内全域
- 全日制単位制 県内全域
- 職業系専門学科及び普通科系専門学科のうち文理科並びに芸術科 県内全域
- 普通科系専門学科のうち理数科及び英語科 地区単位
- 総合学科 県内全域
- 定時制課程及び通信制課程 県内全域

令和2年度の県立高校の入学定員は、全日制22,240人、定時制1,480人、通信制500人である

(令和元年度と比較して全日制で 120 人減)。

学習指導においては、生徒の実態や学習の到達度に応じて習熟度別授業を約 9 割の学校で実施しているが、各教科・科目の指導内容や方法が生徒の個性の伸長を図る取組となっているか検証を加え、今後さらに個に応じた指導方法、学習内容や評価の在り方について、一層の工夫改善を進めていく必要がある。

特に、生徒たちが将来の自己の進路について、主体的に考えることができるよう、ボランティア活動やインターンシップ等、体験的な活動及びガイダンス機能の充実を図り、人間としての在り方生き方に関する指導、いわゆるキャリア教育の推進・充実を図っている。

また、高等学校においては、平成 30 年度から通級による指導が制度化され、本県では、拠点校 4 校で通級による指導を実施するなど、特別支援教育の推進を図っている。

3 中高一貫教育校

県立高校の再編整備の中で導入を決定した中高一貫教育校として、併設型の育徳館中学校・育徳館高等学校及び門司学園中学校・門司学園高等学校、中等教育学校の輝翔館中等教育学校を設置することとし、平成 16 年度に育徳館中学校、門司学園中学校及び輝翔館中等教育学校を新設・開校、平成 19 年度に育徳館高等学校（豊津高等学校を名称変更）及び門司学園高等学校（新設）を開校した。中高一貫教育校 3 校は、いずれも平成 21 年度に全 6 学年が完成した。

また、「新たな中高一貫教育校の整備計画」に基づき、宗像高等学校（福岡地区）と嘉穂高等学校（筑豊地区）に宗像中学校、嘉穂高等学校附属中学校を併設し、平成 27 年度に中高一貫教育校として開校し、いずれも平成 29 年度に全 6 学年が完成した。

4 特別支援学校

障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて関係者・機関の連携による適切な教育を効果的に行うため、個別の教育支援計画を作成するとともに、各教科等の指導に当たって、個別の指導計画を作成し、一貫した継続性のある指導・支援の充実を図っている。さらに、地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすための校内体制の整備、体験活動や地域社会の人々との交流活動の機会拡充に努めている。

一方、県立特別支援学校の在籍者数は全県的に増加を続けており、今後の教育ニーズに的確に応えるため、平成 28 年 11 月に「県立特別支援学校の今後の整備方針について」を策定し、平成 31 年 2 月に「県立特別支援学校設置計画」を決定した。

また、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒に対する地域の身近な相談機関として「福岡県特別支援教育推進ネットワーク」を構築し、各障がい種別や重複障がいに対応できる相談支援体制の整備を行っている。

第2節 小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園

1 小学校、中学校、義務教育学校

(1) 小・中・義務教育学校の設置数と児童生徒数

各年度の5月1日における本県の小・中・義務教育学校の設置数及び児童生徒数は次のとおりである。

学校種別	設置者別	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		学校数	学級数	児童生徒数	学校数	学級数	児童生徒数	学校数	学級数	児童生徒数
小学校	計	735(6)	11,402	281,424	733(5)	11,518	282,011	725(4)	11,608	280,978
	国	3	42	1,286	3	43	1,280	3	43	1,285
	公私	723(6)	11,272	277,644	721(5)	11,386	278,299	713(4)	11,478	277,293
中学校	計	364(3)	4,648	134,450	365(3)	4,719	134,958	359(3)	4,816	136,797
	国	3	30	1,084	3	30	1,083	3	30	1,090
	公私	334(3)	4,390	126,285	335(3)	4,461	126,705	329(3)	4,561	128,436
義務教育学校	計	2	21	220	2	21	213	4	61	903
	国	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公私	2	21	220	2	21	213	4	61	903
		0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ () は外数で分校を示す。

(2) 特別支援学級の設置状況

(令和2年5月1日現在)

障がい種別	小学校		中学校		計	
	学校数	学級数	学校数	学級数	学校数	学級数
知的障がい	635	1,121	307	444	942	1,565
病弱・身体虚弱	28	30	13	14	41	44
弱視	10	10	4	4	14	14
難聴	35	35	17	17	52	52
言語障がい	0	0	0	0	0	0
自閉症・情緒障がい	474	827	223	340	697	1,167
肢体不自由	60	61	35	35	95	96
計	1,242	2,084	599	854	1,841	2,938

※ 学校数の合計は、二つの障がい種の特別支援学級を設置している場合2校とした。

※ 福岡教育大学附属福岡小学校及び中学校を含む。

(3) 通級指導教室の設置状況

(令和2年5月1日現在)

障がい種別	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	学校数	教室数	学校数	教室数	学校数	教室数	学校数	教室数	学校数	教室数
弱視	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
言語障がい	30	61	8	10	0	0	0	0	38	71
情緒障がい	20	30	7	9	0	0	0	0	27	39
難聴	5	5	1	1	0	0	1	2	7	8
LD・ADHD	99	153	39	44	5	-	0	0	143	197
自閉症	1	1	1	1	0	0	0	0	2	2
計	156	251	56	65	5	0	1	2	218	318

※ 学校数の合計は、二つの障がい種の通級指導教室を設置している場合2校とした。

2 幼稚園

幼稚園教育の振興充実をめざし、文部科学省では、平成18年10月、「幼児教育振興アクションプログラム」を策定し、入園を希望するすべての3、4、5歳児を就園させることを目標に幼稚園の計画的整備を進めてきた。その結果、幼稚園の全国平均就園率は、6割近くを保つようになっているものの、昨今の少子化や母親の就労形態の変化により、ここ数年は減少の傾向にある。

本県においては、すべての幼児が適切な環境のもとに、教育が受けられるように就園奨励費補助などに努めている。

(1) 幼稚園の設置及び就園状況

設置者別の園数は、私学が92.2%を占め、都市部に集中している。幼稚園未設置は8町村である。就園率は、約45%で推移している。

令和2年度 幼稚園の設置、就園状況

幼稚園数				教職員数				在園者数(国公私別)				在園者数(年齢別構成)			
計	国	公	私	計	国	公	私	計	国	公	私	計	3歳	4歳	5歳
園	園	園	園	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
421	1	32	388	5,821	6	210	5,605	57,338	50	1,947	55,341	57,338	18,019	19,213	20,106
(1)			(1)												

※ () 内は外数で分校を示す

第3節 高等学校及び特別支援学校

1 高等学校

(1) 設置状況

本県における令和2年度の高等学校の設置状況は、表1に示すとおりである。

表1 令和2年度 高等学校の設置状況

(令和2年5月1日現在)

課程	県立	市町組合立	私立	計
全日制	92	9	59	160
定時制	19	1(1)	0	20(1)
通信制	1	0	4	5
専攻科	2	0	10	12

- (注) 1. () 内は昼間定時制分校で内数。
 2. 募集停止中及び休校中の学校を除く。
 3. 中等教育学校後期課程を除く。

このうち、全日制課程の高等学校の学科別設置状況は、表2に示すとおりである。

表2 令和2年度 全日制課程高等学校(公立)の学科別設置状況

(令和2年5月1日現在)

区分	普通	職業に関する学科									その他 学 科	総合 学 科	学校数
		農 業	工 業	商 業	水 産	家 庭	情 報	福 祉	そ の 他	計			
県立	65	9	12	9	1	8	1	1		41	12	6	92
市組合立	5		1	3		1				5	1	2	9
計	70	9	13	12	1	9	1	1		46	13	8	101

- (注) 1. 募集停止中の学校及び学科を除く。
 2. 中等教育学校後期課程を除く。

(2) 入学状況

令和2年度の県立高等学校入学定員及び志願状況は、表3、4に示すとおりである。

(3) 教育課程

平成30年3月に告示された高等学校学習指導要領では、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、「予測困難な時代に、一人一人が未来の創り手」となるよう、育成を目指す資質・能力を明確化した。この目標の実現のためには、教職員だけでなく全ての大人が「学習指導要領」の理念を理解し、教育に携わり、連携・協働する「社会に開かれた教

育課程」の実現を目指す必要がある。

さらに、今回の改訂は、高大接続改革という高等学校を含む初等中等教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革の中で実施されており、生徒・保護者や地域、大学関係者をはじめ多くの関係者と、今回の改訂の理念や内容をしっかりと共有していくことが、これまで以上に重要とされている。

新学習指導要領は、令和4年4月1日以降に高等学校の第1学年に入学した生徒から年次進行により段階的に適用することとされている。また、それに先立って、新学習指導要領に円滑に移行するための措置（移行措置）を実施している。

本県教育委員会では、今回の改訂に伴い、平成29年7月、福岡県立学校教育課程専門委員会及び同研究協議会を発足させた。専門委員会においては学習指導要領の実施について、教育課程編成上の諸問題を協議するとともに、研究協議会に対し、学習指導要領の趣旨を生かした教育課程の編成上の具体的提言を行っている。研究協議会においては学習指導要領に基づく望ましい教育課程の編成について、その基本的事項を研究協議するとともに、「学習指導要領実践の手引」の作成を行い、学習指導要領の趣旨を生かした教育課程の編成を推進している。

また、平成30年度から令和3年度の4年間で、県内の高校の全教員を対象に、高等学校新教育課程福岡県説明会を実施し、学習指導要領について、改訂の趣旨の徹底を図るために説明及び研究協議を行い、校内研修を通じてこれを教員に周知徹底し、本県高等学校教育の改善充実を図っている。

(4) 学校教育活動及びその指導

ア 「自立と協働を学ぶ体験活動」の実施

県立高等学校（全日制）、県立中学校及び県立中等教育学校の第1学年を対象に、体験活動を実施している。新しい環境への適応、仲間との相互理解等に向けた従来の集団訓練に加え、各学校の状況に応じてテーマ別協議等も行った。アクティブ・ラーニングや、今後ますます重要となる協働的な学びへと繋いでいく体験を行うとともに、心豊かに夢や志をもった学校生活を送ることができる生徒の育成を目的に実施しているが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

イ 生徒指導の充実強化

生徒指導の充実については、文書通知や指導資料等の配布による指導を行うとともに、県内6教育事務所に地区担当指導主事を各1名ずつ（計6名）配置し、学校の研修会やいじめ問題の解消について指導を行うとともに、関係機関の連携強化や生徒・保護者からの教育相談などを行った。

ウ 学校視察

年度始めに、教職員課人事管理班（人事管理主事、参事、指導主事兼参事補佐）と高校教育課、特別支援教育課、人権・同和教育課指導主事による定期の学校視察を全ての県立学校を対象に実施し、各学校の教育指導計画及び実施状況、教職員の服務管理等の学校経営全般について、主に校長、副校長・教頭に対して指導助言を行った。

また、必要に応じて随時、指導主事による学校視察を実施した。生徒指導、学習指導、授業実施状況等について、それぞれの学校の実態を、更に詳しく把握するとともに、その点についての具体的な指導助言を行った。

(5) 教職員の研修

21世紀の社会は、知識・情報・技術をめぐる変化の早さが加速度的となり、情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて進展するようになってきている。将来を担う子供たちには、これらの変化を前向きに受け止め、人間ならではの感性を働かせて社会や人生を豊かなものにしたり、現在では思いもつかない新しい未来の姿を構想し実現したりしていく力を培っていく必要がある。そのために、教育も一層の進化を遂げなければならない。こうした中、教員は、その職責の重さを自覚し、不断の研究と修養に一層努力することが求められている。

教員の研修については、平成14年3月の福岡県県立学校教育振興計画審議会答申「高校教育改革の実現に向けた教員の資質能力の向上について」を指針として、改善・充実を図るとともに、平成15年度から教育公務員特例法が改正となり、10年経験者対象の研修を実施してきた。

また、平成29年4月の「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、新しい福岡県の教職員研修体系及び本県の教職員育成指標の作成に着手し、平成30年3月に育成指標を策定した。その後、4月の教育委員会会議において策定について報告を行うとともに、10月に各県立学校に通知し、活用について周知を図った。さらに、育成指標の策定と並行し指標に基づく研修計画の検討を行い、9月に教育委員会会議において、基本研修計画が議決され、平成31年3月20日に、各教員がキャリアステージに応じた研修計画の見通しを立てるための「福岡県教職員育成指標に係る県立学校等基本研修計画書等」を各県立学校に発出した。令和元年度からは、それに基づき、各基本研修等が実施されている。

(6) その他

定時制・通信制教育振興のため、定時制・通信制課程就学・就業支援懇談会を実施予定であったが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止した。例年は、2日間にわたり、県下4地区を2会場に分けて開催し、行政機関関係者、雇用者、中学校校長代表、高等学校校長及び関係職員等が、生徒の就労促進や中途退学の防止等、定時制・通信制教育の充実と振興について協議している。

表3 令和2年度 県立高等学校の学科別入学定員等

(定時制は学年制と単位制の計。市町立分校は除く。)

課程	摘要	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	情報	福祉	その他 職業	理数	英語	文理	芸術	総合	計
全 日 制	1学級当たりの生徒定数	40	40	40	40	40	40	40	40		40	40	40	40	40	
	入学定員	15,560	880	2,080	1,120	160	400	40	40		280	160	40	40	1,440	22,240
	募集学級数	389	22	52	28	4	10	1	1		7	4	1	1	36	556
定 時 制	1学級当たりの生徒定数	40		40						40						
	入学定員	1,280		80						120						1,480
	募集学級数	32		2						3						37
計	入学定員	16,840	880	2,160	1,120	160	400	40	40	120	280	160	40	40	1,440	23,720
	募集学級数	421	22	54	28	4	10	1	1	3	7	4	1	1	36	593

※ 全日制普通科の入学定員及び募集学級数については、県立中学校及び中等教育学校前期課程からの進学者、進級者を含む。

表4 県立高等学校志願状況

年度	課程	中学校 卒業者 総数a	普通		農業		工業		商業		水産		家庭		情報	
			(入学定員) 志願者b	割合 b/a	(入学定員) 志願者c	割合 c/a	(入学定員) 志願者d	割合 d/a	(入学定員) 志願者e	割合 e/a	(入学定員) 志願者f	割合 f/a	(入学定員) 志願者g	割合 g/a	(入学定員) 志願者h	割合 h/a
元	全日制	45,565	(15,560) 19,087	41.9	(880) 975	2.1	(2,080) 2,508	5.5	(1,120) 1,251	2.7	(160) 188	0.4	(400) 438	1.0	(40) 27	0.1
	定時制		(1,320) 1,232	2.7			(80) 52	0.1					(40) 20	0.0		
2	全日制	45,254	(15,440) 18,359	40.6	(880) 822	1.8	(2,080) 2,362	5.2	(1,120) 1,181	2.6	(160) 150	0.3	(400) 371	0.8	(40) 38	0.1
	定時制		(1,280) 1,282	2.8			(80) 48	0.1					(40) 22	0.0		

社会福祉		その他		理数		英語		文理		芸術		総合		計	
(入学定員) 志願者i	割合 i/a	(入学定員) 志願者j	割合 j/a	(入学定員) 志願者k	割合 k/a	(入学定員) 志願者l	割合 l/a	(入学定員) 志願者m	割合 m/a	(入学定員) 志願者n	割合 n/a	(入学定員) 志願者o	割合 o/a	(入学定員) 志願者p	割合 p/a
(40) 44	0.1			(280) 530	1.2	(160) 180	0.4	(40) 21	0.0	(40) 40	0.1	(1,440) 1,465	3.2	(22,240) 26,754	58.7
		(120) 206	0.5											(1,560) 1,510	3.3
(40) 38	0.1			(280) 468	1.0	(160) 167	0.4	(40) 9	0.0	(40) 36	0.1	(1,440) 1,681	3.7	(22,120) 25,682	56.8
		(120) 206	0.5											(1,520) 1,558	3.4

表5 令和2年度 習熟度別授業の実施校(全日制)

	1年	2年	3年	計(延べ数)
数 学	53	62	60	175
英 語	51	60	58	169
国 語	27	28	31	86
そ の 他	4	13	11	28

2 特別支援学校

(1) 特別支援学校の設置状況

ア 学校数

(令和2年5月1日現在)

障がい種別	県立	市立	合計
視覚障がい	3	-	3
聴覚障がい	4	-	4
知的障がい	6	12	18
肢体不自由	2	2	4
病弱	-	-	-
知的障がい+肢体不自由	2	-	2
知的障がい+病弱	1	2	3
肢体不自由+病弱	-	2	2
視覚障がい+肢体不自由+病弱	1	-	1
聴覚障がい+知的障がい+肢体不自由	1	-	1
合計	20	18	38

イ 学部を設置校数

(令和2年5月1日現在)

障がい種別	幼稚園部	小学部	中学部	高等部本科	高等部専攻科
視覚障がい	3	3	3	1	2
聴覚障がい	4	4	4	1	1
知的障がい	-	20	20	22	-
肢体不自由	-	10	10	10	-
病弱	-	6	6	2	-
合計	7	43	43	36	3

ウ 学級数

()は重複学級で内数

(令和2年5月1日現在)

障がい種別	幼稚園部	小学部	中学部	高等部		合計
				本科	専攻科	
視覚障がい	3	13(3)	10(5)	6(3)	12	44(11)
聴覚障がい	16	33(11)	19(7)	9(1)	4	81(19)
知的障がい	-	425(91)	256(62)	341(61)	-	1,022(214)
肢体不自由	-	168(128)	82(58)	92(62)	-	342(248)
病弱	-	15(0)	20(5)	10(6)	-	45(11)
合計	19	654(233)	387(137)	458(133)	16	1,534(503)

エ 訪問教育の実施状況

(令和2年5月1日現在)

種別	訪問教育実施校数	訪問教育対象児数		
		在宅	施設等	計
県立	10	46	72	118
市立	8	55	47	102
計	18	101	119	220

(2) 就学相談・支援と就学事務の充実

障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じてその能力を最大限に伸ばすためには適切な就学先決定が必要であることから、障がいの状態についての的確な判断と就学相談・支援の充実に努めなければならない。

令和2年度は、就学相談・支援、就学事務の充実を図るために次の事業等を実施した。

ア 就学相談・支援担当者研究協議会

障がいのある子供の就学相談・支援に従事している者に対し専門的、技術的事項に関する研究協議等の機会を提供することによって、その資質の向上を図り、併せて障がいのある子供の適切な就学相談・支援の推進を図った(令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催(7月)とし、講演及び説明内容の資料を配布)。

イ 心と体の発達教育相談(障がい児巡回教育相談)

障がい児に係る就学指導を適切かつ円滑に推進するために、保護者を対象として教育相談を行うもので、教育、医療、福祉の各専門家を相談員として、7月から10月にかけて県内で、のべ13ヶ所で実施した(相談件数73件)。

(3) 研修の充実

特別支援教育に対する社会の期待にこたえ、障がいの重度・重複化や多様化の傾向にある児童生徒等の実態に即応した知識や指導技術の向上を図るため、研修会等を実施した。

また、国立特別支援教育総合研究所や国立大学等へ特別支援教育関係教員を長期派遣するとともに、教職員支援機構主催の諸研修講座にも積極的に受講を奨励し、特別支援教育に関する識見と指導力の養成を図った。

(4) 特別支援教育の理解推進

特別支援教育の振興充実を図るためには、教職員をはじめ、障がいのある子供をとりまく地域社会の人々及び保護者が、特別支援教育の意義やその成果等について正しい理解と認識を深めることが必要である。

このことから、理解推進事業として県内各地で、特別支援教育講演会を実施している。例年、県立特別支援学校4校を会場として、講演等を行い、障がい児(者)とその教育に対する理解・啓発に努めている(令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)。

また、特別支援学校、小・中学校の特別支援学級と幼稚園・小学校・中学校及び高等学校や地域社会との多様な交流及び共同学習を展開している。

第4節 中高一貫教育校

本県における令和2年度の中高一貫教育校の設置状況は、表1に示すとおりである。

表1 令和2年度 中高一貫教育校の設置状況

名 称	位 置
育徳館中学校 育徳館高等学校	京都郡みやこ町
門司学園中学校 門司学園高等学校	北九州市門司区
宗像中学校 宗像高等学校	宗像市
嘉穂高等学校附属中学校 嘉穂高等学校	飯塚市
輝翔館中等教育学校	八女市

また、県立中学校及び中等教育学校前期課程の入学定員及び志願状況は、表2に示すとおりである。

表2 令和2年度 県立中学校及び中等教育学校の入学定員等

名 称	1学級当たり の生徒定数	入学定員	募集学級数	志願者数
育徳館中学校	40	120	3	211
門司学園中学校	40	120	3	168
宗像中学校	40	80	2	276
嘉穂高等学校附属中学校	40	80	2	247
輝翔館中等教育学校（前期課程）	40	120	3	116

第5節 学校の設置及び廃止等

本県における令和2年度の学校の設置及び廃止等は、福岡県ホームページ（トップページ > 教育・文化・スポーツ > 学校教育 > 教育統計・学校一覧 > 福岡県 幼稚園、小・中・高等学校等の設置廃止の状況）に掲載している。

第6節 高等学校進学者の受入れ

本県における高等学校（全日制）進学者の受入れについては、昭和50年以降10年ごとに有識者会議からの建議を受け、長期計画を策定してきた。

平成17年度からの10年間は、平成16年の「福岡県高等学校生徒受入れの長期計画策定協議会」の報告の趣旨を最大限尊重して受入れ計画を策定している。

その趣旨は、公立・私立の高校が長年にわたるお互いの役割・実績を踏まえ、協調して生徒の受入れを図ること、本県の高校進学希望者に適切な就学機会を提供するというものである。

具体的には、翌年度の中学校卒業見込者数と「報告」で示された想定進学率（長期的に97%に近づいていくと想定）から翌年度の高校進学見込者数を算定し、これを県全体で概ね公立6：私立4の割合で受け入れることとしている。

なお、平成27年度以降の生徒受入れの基本方針については、平成25年10月に設置された「福岡県高等学校生徒受入れの長期計画策定協議会」において協議されてきたところであるが、平成26年8月に同協議会から県教育委員会に対して報告が行われた。県教育委員会としては、同報告の内容を最大限尊重して、平成27年度以降の生徒受入れを進めていくこととしている。

第7節 県立高校教育改革の推進

本県においては、社会の急激な変化と生徒の実態の多様化に対応するため、平成11年7月の福岡県県立学校教育振興計画審議会答申を踏まえ、同年12月に県立高等学校再編整備基本計画、平成12年12月に県立高等学校再編整備に関する第一次実施計画、平成17年3月に第二次実施計画を策定し、計画的に県立高等学校の改革を推進してきた。

（概要）

- 県立高校数 111 → 95（うち中等教育学校1校）
- 普通科の学区数 15 → 13
- 特色あるコース
 - ・ 新設と見直し 総合、ヒューマンライフ、観光・情報及び自然環境の各コースを整備し、英語及び理数コースの一部並びに国際教養コースを廃止
 - ・ 改編等 体育コースをスポーツ健康、スポーツ科学、スポーツ文化及びスポーツコミュニケーションの各コースに改編、理数コースの一部及びスポーツ文化コースで募集人員を弾力化
- 普通科系専門学科 文理科を新設
- 新しいタイプの学校 中高一貫教育校5校、全日制単位制1校、総合学科5校、定時制単位制1校、総合型4校（総合型産業高校1校を含む。）、普通科総合選択制1校を整備
- 職業系専門学科 農業学科及び工業学科で改編

新しいタイプの学校の設置は平成20年度で終了したが、全ての県立高校において特色化・活性化を推進する観点から、第一次実施計画で示された諸施策の実施に引き続き取り組む。

また、筑後地区・筑豊地区への定時制単位制高等学校の整備に向け、令和元年10月に「単位制高等学校〔フレックス型〕整備計画」を策定した。

第2章 教育活動

第1節 教育指導の実際

1 研究指定・委嘱

平成8年度から「重点課題研究指定・委嘱校」（毎年6校程度指定）に研究指定・委嘱を行う。平成16年度からは指定対象を「指定地域及び指定校」とし、地域指定では、その市町村内の全てまたは一部の学校を指定して研究を推進している。

令和2年度の研究指定・委嘱校(園)等は次のとおりである。

令和2年度 文部科学省及び福岡県教育委員会研究指定・委嘱校(園)等

指定区分 \ 種別	幼稚園 保育園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
県 指 定 委 嘱 校	3	20	12	160	1
県 指 定 地 域	16			0	0
文 部 科 学 省 指 定 校	0	6	6	10	0
文 部 科 学 省 指 定 地 域 (学 校 数)	0				
	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)
国 立 教 育 研 究 所 研 究 指 定 ・ 委 嘱 校	0	5	2	0	0

(1) 県指定・委嘱校(園)

重点課題研究指定・委嘱校(園)については、「教育福岡」に毎年掲載。

高等学校、中等教育学校、特別支援学校 161校

番号	学 校 名	研 究 主 題	重 点 課 題
1	県立古賀特別支援学校	小・中・高等部を通じた学びの連続性の構築	共生社会に生きる力を育成する学びの連続性のある授業実践
2	県立の工業系高等学校 13校	県立工業高校産業人材育成事業	先端技術と実践的なものづくり技能をもった人材育成
3	県立八女高等学校	金融教育研究校	金融教育の実践・研究
4	県立高等学校 95校	高等学校不適応・いじめ防止対策事業	スクールカウンセラー(95校)、スクールソーシャルワーカー(5校)及び訪問相談員(13校)の配置とその活用による不登校・中途退学及びいじめの防止と対応
5	県立高等学校 8校	英語イマージョン教育の推進によるグローバル人材の育成	論理的思考力、判断力、表現力、実践的な英語力の育成
6	県立高等学校 3校	高等学校ネイティブ英語教員の配置	生徒の高度な英語力の育成と英語教員の指導力向上
7	県立高等学校 10校 県立輝翔館中等教育学校	福岡県立学校「新たな学びプロジェクト」	「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善の実施
8	県立高等学校 10校	高等学校等特別支援教育推進事業	発達障害のある生徒に対する個に応じた支援
9	県立高等学校 10校	高校生みらい支援事業	生活困窮世帯生徒等に対する進路決定に向けた継続した支援

10	県立高等学校 7 校	児童生徒を取り巻く生活環境改善事業	スクールソーシャルワーカー及びスクールソーシャルワーカースーパーバイザーの配置とその活用による生徒の生活環境の問題に起因する不登校等への対応
11	県立福岡農業高等学校	未来グローバル農業者育成事業	国際的なGAP認証に基づいた栽培管理を理解し、グローバル化に対応できる人材を育成
12	県立嘉穂総合高等学校	高等学校情報活用能力育成事業	プログラミング教育の学習モデル開発

(2) 文部科学省研究指定・協力校(園) 7校

番号	学校名	研究主題	重点課題
1	—	道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業 (※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)	福岡県の道徳教育の課題に応じた市町村による実践的研究
2	福津市立上西郷小学校	研究開発学校指定事業	英語力、対話力の向上に向けた、個の学習到達度や学習課題に応じた異学年協働学習に関する研究開発
3	県立小倉高等学校 県立城南高等学校 県立香住丘高等学校 県立明善高等学校 県立鞍手高等学校	スーパーサイエンスハイスクール (SSH) 事業	科学技術立国を支える将来の国際的な科学技術関係人材を育成するため、先進的な理数系教育の実施、カリキュラムの研究・開発、課題研究の推進
4	県立香椎高等学校	スーパーキャリアハイスクール (SCH) 事業	プロフェッショナル人材を育成する産学接続型教育プログラムの研究、開発

(3) 国立教育政策研究所研究指定・委嘱校(園) (小学校1校)

番号	学校名	事業名
1	筑紫野市立原田小学校	教育課程研究指定校事業

2 中学生進路相談事業

(1) 趣旨

各学区内の県立高等学校が一堂に会し、それぞれの高等学校の教育内容や現在進めている特色ある学校づくりなどについて、中学生や保護者等を対象に説明会を実施するとともに、個別の進路相談も行い、高等学校の情報をより正確に、積極的に提供し、もって中学生が主体的に進路を考え、適切な高校選択ができるように支援することを目的とする。

(2) 実施時期

各学区ごとに、学区内の全県立高等学校が一堂に会し、夏季休業中 7、8 月頃に半日程度の日程で実施する。

(3) 実施内容

ア 高等学校説明

学区内の各高等学校の概要を説明する。

イ 進路相談

各校ごとの相談ブースを設定する。

ウ 展示

写真・学校作成の各種冊子等を展示する。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 2 年度は 2 学区のみの開催であった。

3 道德教育

学習指導要領に基づく道德教育の目標達成を図るため、指導においては、学校における教育活動全体を通して行うとともに、体験活動や問題解決的な学習等を取り入れ、それらの活動等で学んだ内容の意義や人間としての生き方等について考え、議論するような指導の充実を図ることが重要である。

本県では、平成 17 年度から福岡県道德教育地域指導者研修を実施しており、県内 6 地域から推薦された小・中学校の教諭を地域における道德教育推進の核となる教員として養成している。

また、文部科学省の「道德教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」(平成 26 年度～)により、県内 6 市町村を道德教育推進市町村として指定し、研究成果を県内に発信している。(※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)

さらに、「特別の教科 道德」(小学校は平成 30 年度、中学校は令和元年度から)の全面実施に当たっては、平成 26 年度から福岡県道德教育研究協議会において、県内各学校の道德教育推進教師等を対象に新学習指導要領(平成 29 年 3 月)の内容について周知を図ってきたところであり、さらなる充実に向けて、本県が作成した校内研修を支援するための手引書「道德教育実践ハンドブック vol.2」等の活用を進めている。

県立高等学校では全校で、教育活動全般を通じて行う道德教育について、全体計画と年間指導計画を作成している。なお、平成 30 年 3 月に告示された高等学校学習指導要領によると、道德教育の目標を踏まえ、道德教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道德教育の推進を主に担当する教師(「道德教育推進教師」という。)を中心に、全教師が協力して道德教育を展開することとされている。道德教育の全体計画の作成に当たっては、生徒や学校の実態に応じ、指導の方針や重点を明らかにして、各教科・科目等との関係を明らかにし、公民科の「倫理」及び特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮することが求め

られている。各学校の実情に応じ、より良いものとなるよう、適宜、見直し・改善を図ることにより、生徒の心に響く道徳教育を推進するよう努めている。

4 生徒指導

生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことである。すなわち、生徒指導は、すべての児童生徒のそれぞれの人格のよりよい発達を目指すとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指している。

しかし、現状では、依然として生徒指導上の多くの課題を抱えている。少年非行実態や児童生徒の問題行動の概況を見ると、次のとおりである。

令和2年中に検挙、補導された刑法犯少年は、1,159人で前年に比べ204人減少している。そのうち児童生徒（小、中、高校）は、779人で全体の67.2%を占めている。また、非行者率（少年人口1,000人当たり刑法犯少年が占める割合）は2.5人で、全国で8番目に高い割合になっている。（県警少年課調査）

いじめの問題については、平成27年3月に「福岡県いじめ問題総合対策」を改訂、さらに、平成30年2月に「福岡県いじめ防止基本方針」を改定し、国の「いじめ防止対策推進法」に則った取組を強化しながら、各学校、家庭、地域が一体となった取組が進められている。また、令和2年度の小・中・高等学校（国公立）における不登校児童生徒数は、前年度比428人増の11,692人となっている。

以上のように、いわゆる非行問題の他に不登校やいじめの問題など、生徒指導上の諸課題を抱える児童生徒が多く存在している。また、交通違反、事故、自殺などの生命の尊重という立場からの課題、更には基本的な生活習慣の欠如や道徳性、耐性の弱さなど生徒指導上の重要な課題として見逃せないものがある。

このような現状から、生徒指導の重要性を認識し、教科及び特別活動・特別の教科道徳をはじめ、学校教育活動全体を通じて生徒指導の充実を図るとともに、教職員の各種研修会の開催、指導資料の作成、地域における青少年健全育成団体や関係機関との連携を密にするなど、種々の対応策を講じてきた。

(1) 実施事業

ア 県立学校集団体験活動推進事業

○ 「自立と協働を学ぶ体験活動」

県立学校第1学年を対象として県立高等学校（全日制）92校、県立中学校4校、県立中等教育学校1校で実施した。

イ いじめ・不登校総合対策事業

いじめ・不登校等生徒指導上の諸課題は深刻化しており、この現状の対策としての予防的対応はもとより、早期発見・早期対応及び解消のための施策を充実するとともに、児童生徒の思いやりや命を大切にする心の育成を図り、課題の解決に努めた。

○ いじめ問題対策強化事業

- ・いじめ早期発見・早期対応リーフレット（家庭用）を全小中学校の保護者向けに配布し、ネットいじめの理解を含む家庭でのいじめ早期発見の支援に努めた。
- ・いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のためのプログラムを推進した。

- ・県下 6 教育事務所にスクールカウンセラースーパーバイザーを配置し、小学校のいじめの問題等について専門家として指導助言を行った。
- ・弁護士、警察官OB、大学教授、医師及び臨床心理士からなるいじめ問題等学校支援チームを設置し、いじめの問題等において当該学校だけでは解決困難な事案に対して派遣し、問題の解決に努めた。
- ・学校におけるいじめ・不登校に対応するため、各教育事務所において教員等を対象としたいじめ・不登校対策実践研修会を開催し、事例を通じた実践的な研修を実施した。

○ 教育相談事業

- ・児童生徒及び保護者の悩み相談に対応するため、県下 6 教育事務所等に 23 名の相談員を配置する「子どもホットライン 24 相談事業」を行っている。
- ・地区担当指導主事を県下 6 教育事務所に配置し、各高等学校の生徒指導及び生徒・保護者からの相談に応じている。

○ 児童生徒を取り巻く生活環境改善事業

社会福祉等の専門家等を、令和 2 年度は 9 市町に会計年度任用職員として配置し、福祉的な観点等から学校における教育相談機能の向上を図った。また、各市町村が実施するスクールソーシャルワーカー活用事業に対し、その経費の 3 分の 1 以内の額を補助した。

○ 教育相談システム構築事業

相談関係機関相互のネットワーク化を促進するため、県及び各教育事務所において相談機関のネットワーク会議を年 1 回程度実施した。

○ スクールカウンセラー等活用事業

臨床心理士等の教育相談の専門家を、令和 2 年度は全公立小・中学校（中等教育学校等を含む）に会計年度任用職員として配置し、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図った。

○ 不登校児童生徒学校等復帰支援事業

県内の 3 市と福岡県立大学に、不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立を支援する効果的な指導方法等の在り方についての調査研究を委託し、その成果を県内の市町村教育委員会及び小中学校に普及・啓発した。

ウ 教育支援センター（適応指導教室）の整備充実及び設置促進

不登校児童生徒の学校復帰を支援する教育支援センター（適応指導教室）の整備充実と設置促進を推進しており、令和 2 年度現在、県内には 47 か所の教育支援センター（適応指導教室）が設置されている。

また、各教育事務所で教育支援センター（適応指導教室）等連絡会議を開催している。

エ 部活動促進事業の実施

県立高等学校における部活動の推進に必要な経費の一部を負担することにより、部活動の促進・充実を図り、もって生徒の健全育成に努めた。

オ 保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業

児童生徒の規範意識の醸成を図るとともに、発達段階を踏まえた非行防止やインターネットの適正利用をテーマにした学習を県下全公立学校で実施することとし、少年非行やインターネットに係るトラブル等の予防・防止の一層の推進に努めた。

さらに、平成 24 年度から、児童生徒と保護者が同席して学ぶ形態の学習会を設定している。

カ 高等学校不適応・いじめ防止対策事業

県立高等学校に「スクールカウンセラー」を95校、「スクールソーシャルワーカー」を5校に配置し、生徒が抱える悩みや不安を和らげるとともに、問題行動の未然防止を図り、不登校生徒を取り巻く生活環境等の改善を図った。

また、「訪問相談員」を13校に配置し、不登校生徒一人一人に応じた指導・支援の充実を図り、不登校の解消及び社会的な自立に努めた。

県教育委員会の附属機関である「福岡県県立学校いじめ防止対策推進委員会」に学識経験者、心理や福祉の専門家等5名の委員を委嘱し、専門的知見から審議を行い、いじめ防止等の有効な対策を検討した。

5 キャリア教育

児童生徒に望ましい勤労観・職業観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てることを目的として、進路指導からキャリア教育に概念を広げ指導を行う。

キャリア教育は、学校教育だけでなく家庭教育や社会教育等を含むものであり、その時期は、小・中・高等学校、大学等の学校段階に止まらず、卒業後の職業生活や社会生活を通して、生涯にわたって展開されるものである。

(1) 就職状況<職業安定課資料より（令和3年3月末）>

ア 中学校

区分	R1年度	R2年度	対前年度
求人数	65人	36人	55.4%
求職者数 (うち、県内希望者数)	15人 (10人)	23人 (11人)	153.3%
就職内定率	73.3%	65.2%	▲8.1%

イ 高等学校

区分	R1年度	R2年度	対前年度
求人数	19,272人	15,287人	79.3%
求職者数 (うち、県内希望者数)	6,716人 (5,428人)	5,965人 (4,866人)	88.8%
就職決定率	99.0%	98.9%	▲0.1%

(2) 推薦・選考

新規卒業者の推薦・選択の時期及び就職のための全国統一応募書類の採用については厳守されている。戸籍謄本の提出を求める企業は、各関係者の努力によってほとんどなくなったが、社用紙への記入や面接時に家族関係や親の職業を聞く違反質問が一部の企業で行われており、就職差別排除のため、さらにその啓発に努める必要がある。

(3) 実施事業

ア 高校生キャリア教育推進事業

望ましい勤労観や職業観を身に付けさせ、進路を主体的に選択できるようインターンシッ

プを中心とした取組を推進し、就職率の向上を図った。

イ 新規高卒者面談会の開催

福岡県、福岡県教育委員会、福岡労働局、(公社)福岡県雇用対策協会等の関係機関が連携し、新規高等学校卒業予定者の就職促進を目的にして、福岡県内4地区で求人者と就職を希望する卒業予定者を一堂に集め、企業説明及び面接を行う「新規高卒者就職面談会」を開催した。

- ・期 日 北九州会場 令和2年12月16日
福岡会場 令和2年12月11日
筑後会場 令和2年12月10日
筑豊会場 令和2年12月15日
- ・対象者 新規高等学校卒業予定者のうち就職未内定者

ウ 中学生の高等学校への体験入学

県立高等学校のうち令和2年度は94校において、中学生や保護者等に高等学校を開放し、実際の体験を通して、教育内容や特色についての理解を深めさせ、進路に対する目的意識を高めさせるとともに、中学生の進路希望学校・学科の選択決定能力の育成を図り進路指導の充実に資するために体験入学を実施した。

なお、中学生40,575人、中学校教員585人、保護者11,909人、その他66人、計53,135人の参加者があった。

エ 進路指導情報資料作成・配布

① 高等学校進学の手引き

中学校における生徒の進路選択の適正を期すため、県立高校の入試と中学校の進路指導についての資料「県立高校を目指すみなさんへ」を作成し、県下の中学3年全員に配布するとともに、「福岡県立ナビ」のホームページに各県立学校の学校案内等の各種情報を掲載することで、進路指導の改善・充実に図った。

② 福岡県立高等学校・中高一貫教育校案内「展望」

各県立高等学校・中高一貫教育校の概要や特色ある教育活動等をまとめたものであり、県立学校受検にあたっての基本的な資料として、また、転入学希望者の学校選択の参考資料として活用できるようにした。(福岡県教育委員会ホームページに掲載)

(4) 進路指導の改善・充実に取り組む

ア 進路指導主事等研修会

中学校及び高等学校の進路指導主事に対し、進路指導に必要な専門的知識を習得させ、その指導者としての資質の向上を図るとともに、進路指導の改善・充実に期し研修会を行った。

- ・福岡県中・特別支援学校新任進路指導主事研修会
平成30年 各教育事務所
- ・福岡県立学校等新任進路指導主事研修会
- ・福岡県立学校等進路指導主事研修会
令和2年6月16日 福岡県教育センター
- ・福岡県高等学校進路指導研究協議会総会
令和2年7月2日 九州産業大学

6 へき地教育

本県の小・中・義務教育学校のうち、へき地指定を受けている学校は27校であり、その級地別内訳は次のとおりである。(分校は1でカウント)

(令和2年5月1日現在)

学校種別	級 地 区 分							計
	特	準	1	2	3	4	5	
小学校	1	4	5	4	2	0	1	17
中学校	0	2	1	3	1	0	1	8
義務教育学校	0	0	2	0	0	0	0	2
計	1	6	8	7	3	0	2	27

これらのへき地学校における教育の振興充実のため、以下の事業が実施された。

(1) 第69回全国へき地教育研究大会(富山大会)

- ・主 催 文部科学省、富山県教育委員会、全国へき地教育研究連盟 他
- ・大会スローガン 「高志の国とやま発 ふるさとを誇り未来を創る子供の育成」
- ・期 日 令和2年10月8日～9日

※ 上記日程で開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、紙面発表となった。

(2) 第66回九州地区へき地・小規模校教育研究大会(佐賀大会)

- ・主 催 佐賀県教育委員会、佐賀県へき地・小規模校教育研究連盟
- ・大会スローガン 『はがくれの里』佐賀からの発信！～ふるさとを誇りに 志高く大空へ舞う 子どもの育成～
- ・期 日 令和2年10月15日～16日

※ 上記日程で開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、紙面発表となった。

(3) 第65回福岡県へき地・小規模校教育研究大会(北九州大会)

- ・主 催 福岡県教育委員会、福岡県へき地・小規模校教育研究連盟
- ・研究主題 「ふるさとに夢や誇りをもって、未来の創り手となる子どもの育成～へき地・複式・小規模校の特性を生かした学校・学級経営と学習指導の深化・充実をめざして～」
- ・期 日 令和2年11月13日

※ 上記日程で開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、次年度に延期となった。

7 産業教育

(1) 職業教育担当教員の研修等

近年の技術革新の進展は、産業構造・就業構造に著しい変化をもたらしている。このような経済社会の急速な進展に対応し、高等学校における職業教育をより効果的なものにするためには、生徒の指導に直接あたる教員の資質向上に期するところが大きい。

特に、職業教育担当教員は、基礎・基本の重視はもとより実験・実習重視の視点から、その

指導力が強く求められている。さらに技術革新の進展などの新しい時代に対応した教育内容の充実改善等の期待が大きい。

本県では、県教育委員会主催の各種研修会、職業教育担当教員の企業研修、大学等における6か月、1年の長期派遣研修などを計画的に実施するとともに、文部科学省等主催の研修会等へも積極的に派遣している。

また、企業等において先端技術で活躍している社会人を特別講師として招聘し、最先端の知識や技術などを生徒に直接指導してもらう社会人特別講師招聘事業を実施している。

なお、令和2年度における産業教育関係研修会の実施状況及び派遣の主なものは次のとおりである。

ア 職業教育担当教員企業研修

令和2年度該当者なし

イ 産業教育実習助手派遣研修

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

ウ 独立行政法人教員研修センター、文部科学省主催

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

エ 県教育センター長期派遣研修

(ア) 主 催 県教育委員会

(イ) 研修期間 1年

- (ウ) 種 別
- ・ 日常の中に化学を見いだす生徒を育てる高等学校理科学習指導食品に関わりのある事象と実態的に捉える活動を通して
 - ・ ICTを授業改善につなげる組織的な取組の研究
「ICT活用促進モデルプラン」の作成とその実践を通して
 - ・ 自分の思いを伝え合い、協同する中で考えを深める生徒を育成する指導の一方途 対話スキル活用を位置付けた高等学校国語科授業を通して
 - ・ 生産工程管理の視点を育む「食品製造」の学習指導
食品製造プロジェクト学習と製造構想シートの活動を通して

(エ) 人 数 4人

(2) 福岡県高校生産業教育フェア

平成10年度、福岡市で、九州初の第8回全国産業教育フェア〈福岡大会〉を実施し、全国から約25万2千人の来場者を得て、成功裡に終了することができた。

平成11・12年度は、県内4地区、平成13年度は県内2地区、平成14年度以降は県内1地区において、福岡県産業教育フェアを実施した。平成5～17年度までは県教育委員会の単独事業として実施してきたが、平成18・19・20年度は県商工部の新規事業である「科学少年」育成事業（サイエンスワールド）の一環として名称を「福岡県高校生産業教育フェア」と改め実施し、平成21年度からは県教育委員会の単独事業として同名称で実施した。このフェアでは、県内の各専門高校生が学科の枠を超えて一堂に会し、交流と学習成果の公開等を行うことによって、生徒相互の啓発と意識の高揚を図るとともに、小・中学生及び県民一般に、産業教育についての理解と協力を促すことを目指している。フェアの開催を通して、各専門高校に活力を与え、産業界との連携を深めて、新しい時代に即した産業教育の活性化を図っている。

実施内容としては、①意見・体験・研究発表、②作品展示・生産物販売、③専門高校学科紹介、④実験・実習等の体験、⑤催し物（ファッションショー・郷土芸能等）、⑥得意技実演（珠算・フラッシュ暗算・エキシビジョン等）等があり、生徒の日頃の学習成果を発表する場として、また自信を培う機会として有意義に開催されている。令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。今後は、より多くの県民の方を対象とした広報活動の工夫が考えられる。

(3) 社会人特別講師招聘事業

先端技術や地域の特色のある伝統文化など教員では得難い専門分野等に豊かな経験や高度で専門的な知識・技術を備えた社会人を講師として学校に招聘する制度は平成2年度から実施している。この制度の導入によって職業教育の充実、活性化を図るとともに、生徒の職業教育に対する興味・関心や目的意識の高揚が期待される。令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。

<資料>

社会人特別講師招聘事業の実績

学 科	令和2年度実績		
	関係学校数	時間数	回 数
農 業	0	0	0
商 業	0	0	0
水 産	0	0	0
家 庭	0	0	0
その他	6	57	25
合 計	6	57	25

8 国際理解教育

(1) 外国語指導助手招致事業

ア 目的

米国、カナダ、英国、アイルランド等から外国語指導助手(A L T)を招致し、県教育委員会及び学校に配置し、地域レベルの国際交流の進展を図ると同時に小学校、中学校及び高等学校における外国語教育及び国際理解教育の改善・充実に資する。

また、研修会等において小学校教員や中・高等学校の英語教員の現職研修に従事し、当県における望ましい英語教育の発展・向上に資する。

イ 職務

- ・外国語授業の補助・・・配置校及び訪問先の学校において担当教員の指示によりチーム・ティーチングを行う。
- ・国際理解教育の補助・・・配置校及び訪問先の学校において国際理解教育の補助を行う。
- ・現職研修・・・・・・・・・・研修会等において小学校教員や中・高等学校の英語教員の現職研修に従事する。
- ・その他・・・・・・・・・・教材作成の補助及びスピーチコンテスト等への協力、特別活動及び課外活動への協力、地域における国際交流への協力を行う。

ウ 人員及び勤務場所

	人 数	勤 務 場 所
義務教育課	17 人	県教育庁、各教育事務所
高校教育課	71 人	県教育庁、県立学校 66 校

エ 活用状況

外国語指導助手(A L T)が配置されている県立学校が、A L Tを配置されていない県立学校からの依頼を受けた場合は、授業又は研修会等にA L Tを派遣することができることとしている。これにより、県立学校全体における英語教育の改善・充実に資している。具体的には、学校を訪問してチームティーチングを行ったり、県教育センターや地域ごとの現職研修に従事したりしている。児童・生徒に対して異文化や英語に対する興味・関心を高め、学習への動機づけを行うとともに教員の資質向上にも大いに役立っている。また、国際理解教育における「国際交流」のよい機会ともなっている。

(2) 英語教育強化推進事業

ア 目的

小学校英語教育の教科化に対応した英語力・指導力の高い中核教員の育成、配置及び各市町村における英語教育推進体制の整備、中学校英語教育の高度化に対応した英語力・指導力の高い英語教員の育成及び英語力の高い生徒の育成を行い、英語で積極的にコミュニケーションする態度を身に付け、グローバル社会で活躍する人材の育成に資するものとして、平成30年度から実施。

イ 小学校における英語教育の教科化への対応

① 英語力・指導力の高い教員の育成

小学校英語教育に係る中核教員の英語力・指導力向上を図る研修を拡充し、中核教員を県域全小学校に配置する。(新型コロナウイルス感染拡大防止のため、集合型の研修は実施せず、自己研修、文部科学省作成動画の視聴、県教育センター資料等での代替研修を実施)

② 市町村の英語教育推進体制整備

各市町村の1中学校区をモデル地区に指定し、国の中央研修を終了したエリアマネージャーが、モデル地区の小学校を巡回し小学校英語教育の体制整備を支援する。

ウ 中学校における英語教育の高度化への対応

① 英語力の高い生徒の育成

中学3年生を対象とした英検I B Aテストの実施や、中学生英語スピーチコンテストを実施する。

② 英語教員の英語力・指導力の向上

英語力向上研修の受講者に英語関係企業の英語指導スキルに学ぶ研修を実施する。

③ 英語教育重点支援市町村指定事業

英語教育重点支援市町村が指定した拠点校に英語学習支援員(イングリッシュ・サポーター)の配置と学習ソフトの整備を支援する。

(3) グローバル人材育成強化事業

ア 目的

「グローバル人材育成強化校」を指定し、英語活動指導員(英語名 English Activity Supporter/略称 E A S)を配置することにより、生徒が英語でコミュニケーションを図る機会を確保し、論理的思考力、判断力、表現力に加え、実践的な英語力を身に付けたグローバル人材の育成を図る。

イ グローバル人材育成強化校の指定・英語活動指導員(E A S)の配置

グローバル人材育成強化校は、戸畑高校、東筑高校、宗像高校、小倉高校、伝習館高校、小郡高校、嘉穂高校、鞍手高校の8校とする。令和2年度については、英語活動指導員4名を下表のとおり配置した。

年度	地区	配置校	派遣校
2	福岡・筑豊	宗像高校	嘉穂高校
	北九州	小倉高校	戸畑高校
	筑豊・北九州	鞍手高校	東筑高校
	筑後	小郡高校	伝習館高校

ウ 英語活動指導員(E A S)の役割

英語活動指導員(E A S)は以下の①～③を行うことにより、グローバル人材育成強化校における生徒の論理的思考力、判断力及び表現力に加え、実践的な英語力を向上させる。

① 英語イマージョン教育の推進

外国語（英語）以外の授業においてチームティーチングを行い、生徒が母語で獲得した教科科目の知識・技能を活用して新しい内容について英語で理解・表現することで、当該教科科目の目標の達成に資する。

② 授業外における英語活動の指導・支援

ディベート大会やスピーチ大会に参加する生徒の指導や支援を行う。

③ 外国語（英語）の授業における指導・支援

外国語（英語）の授業においてチームティーチングを行い、生徒の英語コミュニケーション能力の育成を図る。

(4) 帰国・外国人児童生徒教育

学校教育における帰国・外国人児童生徒教育として次の四点を重視する。第一は、本人及び保護者への適応指導を充実することである。日本の学校生活に慣れ、安心して生活できるように、きめ細かな指導を行うことが必要である。また、本人及び保護者がいつでも相談できる体制をつくることが重要である。第二は、帰国児童生徒・外国人児童生徒の特性を生かす教育活動を推進することである。異文化での生活習慣や異文化で培った見方や考え方などをその児童生徒の特性と考え、その特性を学校教育全体で生かしていくことが重要である。第三は、日本語指導や学習指導を充実させることである。日本語の初期指導にあたっては、生活に根ざした言語の習得はもちろんのこと、その児童生徒の実態に応じた日本語指導計画や指導資料を作成したりして、授業に必要な基本的な学習言語の能力を身に付けさせることが必要である。学習指導にあたっては、日本語指導と一体となった学習指導を行うことはもちろんのこと、日本語の習得状況や学習経験に応じた学習指導計画を作成し、個に応じた指導を充実させることが必要である。第四は、地域と一体となった取組を推進することである。地域のボランティアを招聘したり、地域の外国人学校や国際交流のための施設、関係諸団体などと連携したりして、帰国・外国人児童生徒が尊重されるよう、教育活動を展開することが必要である。

9 統計教育

統計教育の普及・推進のため、福岡県情報統計教育研究協議会（事務局・太宰府市立太宰府西小学校）は、福岡県統計協会と協力して統計教育に関する諸行事を実施した。

(1) 研究会・講演会

統計研修（主催 総務省統計研究研修所）

○教育関係者向けセミナー

・期日 令和2年8月12日（会場：統計研究研修所）

令和2年8月17日（会場：滋賀大学）

(2) 統計グラフ福岡県及び全国コンクール作品募集（新型コロナウイルス感染症の影響により中止）

10 情報教育

今日我が国は、生活のあらゆる場面でICTを活用することが当たり前となっており、日常生活に大きな変化をもたらしている。今後この傾向はさらに進み、情報機器及び情報通信ネットワーク等の先端技術はますます発展するものとする。

このような状況の中で、学習指導要領では、教育の情報化のさらなる推進による学校教育の質的改善を明確にし、急速に発展している高度情報通信社会において、全ての児童生徒が情報や情報技術を受け身で捉えるのではなく、主体的に選択し活用していく能力の育成を目指している。

具体的には、小学校・中学校・高等学校において、ICTを各教科等の中で活用し、児童生徒に情報活用能力を育成していく。さらに中学校では、技術・家庭科の技術分野「D 情報に関する技術」が必修であるとともに、高等学校では、教科「情報」が必修となっている。学校における教育の情報化を積極的に進め、児童生徒が情報化社会の進展に主体的に対応できる能力と態度を育成していく。

このような情報化に対応した教育を推進するためには、指導者である教員の情報リテラシーとICT活用指導力の向上がきわめて重要な要素となる。そのため、県としては情報教育に関する教師の情報リテラシーとICT活用指導力の向上を目的として、各種の研修会を実施している。令和2年度の実施状況は下表のとおりである。

主 催	講 座 名	区分	受講者数 (人)
県教育委員会	県立学校等若年教員研修	1年目	271
		2年目	253
	中堅教諭等資質向上研修(県立)		70
	小学校プログラミング教育中核教員研修	教諭等	357
	中学校プログラミング教育中核教員研修		166
	小学校プログラミング教育地域ICT支援リーダー研修		29
	ICT副校長・教頭研修(県立)	管理職	175
教諭等		594	
			1,915
県教育センター	キャリアアップ講座(令和2年度は動画配信)	動画配信	121

11 男女共同参画教育

福岡県においては、平成13年10月に「福岡県男女共同参画推進条例」を制定し、第1次男女共同参画計画(平成13～17年度)、第2次男女共同参画計画(平成18～22年度)、第3次男女共同参画計画(平成23～27年度)を策定して、積極的な施策を展開しており、国の基本計画を踏まえ、平成28年3月には第4次福岡県男女共同参画計画を策定している。そこには「学校教育における男女共同参画の推進」として、①男女共同参画を推進する教育の実施と教職員等への理解促進、②男女共同参画の視点に立ったキャリア教育・進路指導の推進の2点が示されている。

県教育委員会では、上記のような国や県の動向を踏まえるとともに、学習指導要領に対応した内容となるよう、平成31年3月に「男女共同参画教育―指導の手引き―」を改訂し、学校教育の

中で子供の男女平等意識の形成と自らの個性や能力を生かして多様な選択と生き方を実践する資質・能力を育てていくより実践的な教育活動を推進している。

男女共同参画教育は、男女が本質的な平等と人格の尊重を基盤とし、主体的に個性や能力を伸長し、自己表現を図りながら、対等なパートナーとして責任を分かち合える社会の形成を目指す教育である。

男女共同参画教育では、男女平等の意識を育てるとともに、一人一人の個性や能力を発揮させ、伸長させる教育・学習の充実を図ることが大切である。

そのためには、幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領の趣旨に則り、①豊かな心の育成、②性差の正しい認識の育成、③自立する力の育成、④互いを認め、高め合う実践的態度の育成の四つの資質・能力を育てることが必要である。また、各学校段階では、子供の発達段階や実態に応じて学習内容を適切に設定することが必要である。

小・中学校では、各教科、道徳科、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間及び特別活動など、学校の教育活動全体を通して実施するものであり、それぞれの教科等のねらいを達成することを通して、男女共同参画教育が効果的に推進できるよう、男女共同参画教育の視点に立った教育課程を編成している。また、子供のよい点や学習に対する意欲や態度、進歩の状況等を評価することにより、子供が肯定的な自己理解を深め、自分のよさを発揮して主体的に生きることができるよう指導している。

12 環境教育

県においては、平成4年3月に「福岡県環境教育基本計画」を策定し、総合的な環境教育を推進している。平成30年3月には、「第四次福岡県環境総合基本計画」を策定し、持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくりに向けた教育活動が進められている。

学校教育における取組としては、平成6年1月に「環境教育指導の手引き（小学校・中学校編）」を作成して県下の全小中学校に配布して環境教育の充実を目指している。また、環境部との連携により福岡県環境白書や福岡県レッドデータブックを指定都市を除く市町村立小・中学校及び県立高等学校に配布し、その活用を呼びかけている。

さらに、平成17年度から、公益財団法人福岡県水源の森基金との連携により「水資源教育促進事業」を実施している。この他にも、各学校において、充実した環境教育が行われるよう、以下のような取組を行っている。

- (1)「環境教育副読本」（平成5年度から毎年配布）「環境教育副読本資料編」（平成15年度から毎年配布）の作成・配布
- (2)「福岡県地球温暖化対策ワークブック」「福岡県地球温暖化対策ワークブック資料編」の作成（平成30年度から）

13 科学教育推進事業

科学技術創造立国の実現を目指す我が国が、今後も科学技術の着実な発展を図るためには、子供たちの科学技術や理科に対する興味・関心を高め、豊かな科学的素養を身に付けることができるようにすることが重要である。そこで、県の事業として福岡県小・中学生科学作品展を開催し、科学教育の一層の充実を図る取組を推進している。また、平成24年度から高校生を対象として、「高校生科学技術コンテスト」を実施しており、平成25年度から中学生

を対象として「科学の甲子園ジュニア」を開催している。

14 特別支援教育

特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、知的な遅れのない発達障がいも含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

県教育委員会では、「福岡県教育振興基本計画」（平成29年3月）に基づき、今後の特別支援教育に係る施策の推進のための指針となる「福岡県特別支援教育推進プラン」（平成29年4月）を策定した。

各学校においては、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名などの基本的な体制整備とともに、障がいのある幼児児童生徒一人一人のニーズに応じるための個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づいた教育への質的な充実に向けて取り組んでいる。

(1) 障がいの重度・重複化、多様化への対応

ア 発達障がい児等教育継続支援事業（県）

【趣旨】

幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校等において、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒が、一貫した継続性のある支援を受けることができるようにする。

【事業の内容】

- 公立・私立の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校等における専門家による巡回相談の実施
- 「保護者向けハンドブック」の作成・配布
- 「ふくおか就学サポートノート（引継ぎシート）」の提供

イ 特別支援学校医療的ケア体制整備事業（県）

【趣旨】

県立特別支援学校に通学する日常的に医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に対し、看護師免許を有する者（看護職員）の配置等を行い、幼児児童生徒が安全に教育を受けられる環境を整備する。

【事業の内容】

- 学校における医療的ケアの体制整備（看護職員の配置と指導医の委嘱）
- 運営協議会の設置
- 看護職員、教員に対する研修の実施

(2) 特別支援学校生徒の職業自立の促進

ア 特別支援学校キャリア教育支援事業（県）

【趣旨】

望ましい勤労観や職業観を身に付けさせ、就業体験の機会を拡充するとともに、就職に

必要な実践的な知識や技能、態度を養うことで進路未決定者を減少させ、就職希望率・就職決定率を向上させる。

【事業の内容】

- インターンシップの推進
 - ・ 障がいのある生徒一人一人に応じた職場開拓と障がい者雇用の理解啓発
 - ・ 生徒の不安感を軽減するための企業訪問による職場適応支援
 - ・ ハローワークと連携した企業情報の収集及び各学校に対する情報伝達
- 就職学習会の実施
- 「技能見学会」（新雇用開発課共催）の実施
 - ・ インターンシップ先拡大のための企業と学校のネットワーク形成

イ 特別支援学校技能検定事業（県）

【趣旨】

県内特別支援学校生徒の自立と社会参加に向け、技能検定を通して、就労に必要な知識・技能・態度を身に付けさせるとともに、卒業後の社会生活・職業生活への意欲や自信を高め、就職希望率の上昇を目指す。

【事業の内容】

- 特別支援学校技能検定（プレ検定）の実施
- 指導書及び評価表の作成
- 指導者研修会の実施
- 運営協議会の設置

(3) インクルーシブ教育システムの構築

【趣旨】

早期からの教育相談・支援の必要性や地域の教育資源の組合せを活用した合理的配慮の提供及び、学校間における適切な情報の引継ぎについて、市町村や教員等への理解・啓発に主体的に取り組み、市町村における柔軟できめ細やかな対応ができる一貫した支援体制を構築する。

【事業の内容】

- 県実施
 - ・ インクルーシブ教育システム構築に向けた小・中学校管理職等研修会の開催
 - ・ インクルーシブ教育システム構築に係る教員向けの推進ガイドの作成・配布

(4) 高等学校等における特別支援教育の推進

ア 特別支援教育支援員の配置

【趣旨】

県立高等学校における特別支援教育の一層の充実を図るため、要支援生徒の介助や学習支援を行う支援員を配置して、学校生活における支援体制を整備する。

【事業の内容】

- 要支援生徒に対し、介助や学習支援を実施（県立高校 8 校 9 名）
- 障がいにより他者とのコミュニケーションに課題を持つ生徒に直接支援することで良好な人間関係づくりを援助する等、様々な障がいに応じた教育支援が可能

イ 高等学校等通級指導推進事業（県）

【趣旨】

県立高等学校及び中等教育学校後期課程に在籍する発達障がい等のある生徒を対象に、障がいの状態等に応じた特別の指導を行う通級指導教員を配置することで、高等学校等における通級による指導を推進する。

【事業の内容】

- 拠点校 4 校（ひびき高等学校、博多青松高等学校、明善高等学校、嘉穂東高等学校）の設置
- 通級による指導担当者の資質向上
 - ・ 年間 3 回の県教育委員会主催の専門研修（令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）、国立特別支援教育総合研究所への派遣、4 校合同での授業研究会の実施（令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）

第 2 節 付随的教育活動

1 福岡県教育文化奨学財団

(1) 奨学金等貸与状況

令和 2 年度の貸与額及び貸与状況は次のとおりである。

高等学校入学支度金 1,627 人、奨学金 高等学校 10,224 人

区 分		国・公立、私立	貸 与 額		
高 等 学 校	支 度 金	国 ・ 公 立	50,000円		
		私 立	100,000円		
	奨 学 金	国 ・ 公 立	自 宅	月 額	18,000円
					15,000円
				10,000円	
		私 立	自 宅外	月 額	23,000円
				20,000円	
			15,000円		
	私 立	自 宅	月 額	25,000円	
			15,000円		
		10,000円			
		自 宅外	月 額	30,000円	
				20,000円	
				15,000円	

※ 平成 23 年 4 月以降入学者から貸与月額選択制度を導入した。

第3章 教 職 員

第1節 教職員の人事管理

1 市町村立学校教職員定数と人事異動

(1) 教職員定数

令和2年度の条例定数は、表1のとおりである。

表1 令和2年度 市町村立学校教職員定数比較表

(人)

区 分		小 中 学 校			特 別 支 援 学 校		
		令和元年度 条 例 (a)	令和2年度 条 例 (b)	差 引 (b)－(a)	令和元年度 条 例 (c)	令和2年度 条 例 (d)	差 引 (d)－(c)
基 礎 定 数	校長及び教員	14,393	14,600	207	202	205	3
	養護教員	688	681	△7	4	4	0
	学校栄養職員	221	220	△1	2	2	0
	事務職員	772	760	△12	8	8	0
	寄宿舍指導員	0	0	0	0	0	0
	計	16,074	16,261	187	216	219	3
基 礎 外 定 数	校長及び教員	50	49	△1	—	—	—
	養護教員	—	—	0	—	—	—
	事務職員	—	—	0	—	—	—
	計	50	49	△1	—	—	—
合 計		16,124	16,310	186	216	219	3

(2) 教職員の異動状況

令和2年度末及び令和3年度当初における異動状況は表2のとおりであり、令和2年度末の退職者の状況は表3のとおりである。

表2 令和2年度末 市町村立学校教職員人事異動集計表

区 分	退 職	転 任	市郡間 交 流	他局等		休 職	復 職	採 用	校 長 新 任	副校長 新 任	教 頭 新 任	計
				転出	転入							
小 学 校	546	1,079	239	39	10	1	6	619	116	1	106	2,762
中 学 校	295	500	144	32	11	0	3	362	40	1	53	1,441
義務教育 学 校	13	31	1	0	1	0	0	7	0	1	3	57
特別支援 学 校	7	10	1	1	0	0	0	5	0	0	2	26
計	861	1,620	385	72	22	1	9	993	156	3	164	4,286

表3 令和2年度末 市町村立学校教職員退職状況

(人)

区 分	定年退職	早期退職	普通退職	計
令和元年度末(A)	512	128	83	723
令和2年度末(B)	541	110	54	705
差引(B)－(A)	29	△18	△29	△18

2 県立学校教職員定数と人事異動

(1) 教職員定数

令和元年度及び令和2年度における教職員の定数は表4のとおりである。

(2) 教職員の異動状況

令和2年度末及び令和3年度当初における異動状況は表5及び表6のとおりである。

令和3年度当初の教員採用状況については表7のとおり計281名である。

表4

令和2年度 県立学校教職員条例定数比較表

区 分	中学校及び 中等教育学校			高 等 学 校												特別支援学校			県立学校計		
				全 日 制			定 時 制			通 信 制			計								
	2年度 条 例	1年度 条 例	比 較	2年度 条 例	1年度 条 例	比 較	2年度 条 例	1年度 条 例	比 較	2年度 条 例	1年度 条 例	比 較	2年度 条 例	1年度 条 例	比 較	2年度 条 例	1年度 条 例	比 較	2年度 条 例	1年度 条 例	比 較
校 長	5	5	0	92	92	0	2	2	0				94	94	0	20	20	0	119	119	0
教 諭(員)	72	72	0	4,361	4,422	△ 61	334	344	△ 10	27	26	1	4,722	4,792	△ 70	1,589	1,573	16	6,383	6,437	△ 54
養護教諭	5	5	0	123	123	0	21	21	0				144	144	0	33	34	△ 1	182	183	△ 1
栄養教諭																17	17	0	17	17	0
実習助手				335	336	△ 1	12	12	0				347	348	△ 1	34	34	0	381	382	△ 1
寄宿舎指導員																162	162	0	162	162	0
教育職員計 (A)	82	82	0	4,911	4,973	△ 62	369	379	△ 10	27	26	1	5,307	5,378	△ 71	1,855	1,840	15	7,244	7,300	△ 56
学校栄養職員																					
事務職員	5	5	0	304	307	△ 3	30	31	△ 1	4	4	0	338	342	△ 4	60	60	0	403	407	△ 4
学校司書				89	91	△ 2	4	4	0				93	95	△ 2				93	95	△ 2
技術職員				21	18	3							21	18	3				21	18	3
小 計 (B)	5	5	0	414	416	△ 2	34	35	△ 1	4	4	0	452	455	△ 3	60	60	0	517	520	△ 3
その他の職員 (C)				230	230	0	4	4	0				234	234	0	34	34	0	268	268	0
総務課所管分計 (B+C)	5	5	0	644	646	△ 2	38	39	△ 1	4	4	0	686	689	△ 3	94	94	0	785	788	△ 3
合 計 (A+B+C)	87	87	0	5,555	5,619	△ 64	407	418	△ 11	31	30	1	5,993	6,067	△ 74	1,949	1,934	15	8,029	8,088	△ 59

表5 令和2年度末及び令和3年度当初人事異動状況

(人)

区 分	退 職							転 補 (昇任を含む)							新規 採用
	校長	副校長	教頭	主幹教諭	指導教諭	一般	計	校長	副校長	教頭	主幹教諭	指導教諭	一般	計	
高等学校等	29	4	3	10	5	192	243	44	20	72	52	14	384	586	187
特別支援学校	9	3	0	3	1	58	74	13	7	11	5	4	83	123	94
小計	38	7	3	13	6	250	317	57	27	83	57	18	467	709	281
県立学校 事務職等	事務補給級以上 14					15	29	事務補給級以上 63					108	171	26
計	62			13	6	265	346	230			57	18	575	880	307

※高等学校等及び特別支援学校における一般とは、教諭、養護教諭、実習助手、寄宿舎指導員のことをいう。
 県立学校事務職等における一般とは、係長級以下の職員をいう。

表6 令和2年度末 県立学校教職員退職状況 (令和3年3月31日付退職)

(人)

区分	校長	副校長	教頭	主幹教諭	指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	実習助手	寄宿舎指導員	事務職員等	計
定年退職 ①	37	7	2	11	6	182	7	1	4	3	20	280
早期退職 ②	0	0	1	1	0	36	0	0	0	1	4	43
普通退職 ③	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0	3	17
退職者計 (①+②+③)	37	7	3	12	6	232	7	1	4	4	27	340

表7 令和3年度当初 県立学校教員等採用状況

(令和3年4月1日採用：人)

区 分	新 規	他府県等から	県内公立 高校等から	県内小・ 中学校から	計
国 語	15	1		1	17
地 歴（歴史）	10				10
地 歴（地理）	5	1			6
公 民	4				4
数 学	12				12
理 科（物理）	3	1			4
理 科（化学）	5			1	6
理 科（生物）	3				3
保 健 体 育	20				20
音 楽	1	1			2
美 術	2				2
書 道	7				7
家 庭	13	1			14
農 業	3	1	1		5
工 業（機械）	12		1		13
工 業（電気・電子）	11				11
工 業（土木）	4	1			5
商 業	5	2			7
情 報	7				7
英 語	15	4			19
水 産	2				2
実 習 助 手	8				8
特 別 支 援	82	5			87
養 護 教 員	5				5
寄 宿 舎 指 導 員	5				5
合 計	259	18	2	2	281

3 教職員の服務

「教職員の服務の適正化」を教育施策の一つとして掲げ、教職員に対する服務指導の徹底を図った。

また、「教職員月報メールマガジン」を発行し、教職員の服務管理等について必要な事項を解説するとともに、学校運営の適正化に役立つ情報・資料の提供に努めた。

4 分限・懲戒処分

令和2年度中に教職員に対して行った分限及び懲戒処分は次のとおりである。

事 件 別	分 限		懲 戒				
	免職	降任	免職	停職	減給	戒告	計
交通事故・交通違反	—	—	1	—	—	—	1
そ の 他	—	—	2	1	—	—	3
計	—	—	3	1	—	—	4

5 争訟事件

令和2年度中に終結した争訟事件は次のとおりである。

事件名(事件番号)	事件内容	裁判所名	原告	被告	判決(取下)年月日	判決内容	備考
平成30年(行ウ)第50号 免職処分取消等請求事件	平成29年4月1日付けで期間1年間の条件付で福岡県公立学校教員に採用され、小学校に赴任した原告が、県教育委員会に平成30年3月31日付けで免職処分を受けたことについて、福岡県に対し、免職処分が処分行政庁の裁量権を逸脱・濫用してされた違法なものであるなどと主張して、その取消しを求めるとともに、本件小学校長による退職勧奨等により精神的苦痛を受けたと主張して、国家賠償法第1条第1項に基づき、慰謝料200万円及び提訴日から年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める提訴がなされた。	福岡地方裁判所	元職員	福岡県	R2.12.22	請求棄却	

6 免許と資格

(1) 教育職員免許

令和2年度における教育職員免許状の授与件数は次のとおりである。

令和2年度 免許状授与件数

種別	小学校	中学校	高等学校	特別支援	幼稚園	養護	栄養	計	再書交付換	合計
件数	1,413	1,351	1,764	582	3,050	227	120	8,507	1,392	9,899

また、上記授与件数のうち中学校及び高等学校の教科別授与件数は次のとおりである。

令和2年度 免許状授与件数

学校種別 \ 教科別	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	外国語	書道	保健体育	保健	看護	家庭	地理・歴史	公民
中学校	149	223	185	139	34	21	218		286			48		
高等学校	133		192	182	24	23	194	24	323		37	48	151	183

学校種別 \ 教科別	商船	農業	農業実習	工業	工業実習	商業	技術	職業実習	宗教	水産	工芸	情報	福祉	合計
中学校							47		1					1,351
高等学校	3	4		101		44			1	5	7	66	19	1,764

(2) 特別非常勤講師

免許状を要しない非常勤講師(以下「特別非常勤講師」という。)の制度は、学校教育の多様化に対応して、免許状は持たないが各種分野において優れた知識や技術を有する社会人を教育界に迎え入れるために、昭和63年教育職員免許法の改正により創設されたものである。

なお、令和2年度の届出件数は次のとおりである。

令和2年度 「特別非常勤講師」の届出状況

学校種	届出事項 (抜粋)	有する専門的な知識・ 技術の資格等	届出の件数
小学校	食に関する指導、英会話、稲作体験、ホタルの飼育、茶道・華道、神楽指導、ダンス、和太鼓指導（小倉祇園太鼓）等	学校栄養職員、管理栄養士、塾講師、農家、北九州市自然サポーター、裏千家準教授、小笠原流一級保持者、日本舞踊師範、エアロビック講師、祇園太鼓伝承者等	111件
中学校	書道、茶道、オーラルコミュニケーション、聖書講義、調理実習、武道（剣道）等	書道講師、裏千家教授、ネイティブスピーカー、教会牧師、栄養士、剣道有段者等	75件
高等学校	公衆衛生、農業経済学、英会話、中国語会話、華道、介護実習、病理学、小児看護学、自動車整備、製菓実習、手話等	獣医師、稲作経営者、ネイティブスピーカー、池坊准教授、介護福祉士、臨床検査技師、看護師、自動車整備士、製菓衛生師、手話通訳派遣登録員等	453件
特別支援学校	臨床心理学、リハビリテーション医学、臨床応用実習、生理学、衛生・公衆衛生学、福祉に関する講義及び実習等	臨床心理士、はり師・きゅう師免許所持者、医師、大学教授等	46件

(3) 免許法認定講習

教育職員免許の取得に必要な単位を、大学において修得するのが困難な現職者のため免許法認定講習を開催しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。

第2節 教職員の健康管理

1 健康診断

令和2年度県立学校の健康診断の実施状況は次のとおりである。

(1) 教職員定期健康診断実施状況

(人)

学校区分	検査区分	在籍者	休職者等	実施者数 ※
中学校(中等教育学校を含む)		128	2	126
高等学校		5,987	111	5,821
特別支援学校		2,038	55	1,968
計		8,153	168	7,915

※ 胸部X線検査の実施者数

(2) 特別健康診断実施状況

種別	区分	一次検診 受診者数	二次検診 受診者数
調理作業に従事する職員に対する特別健康診断		0名	0名
振動工具取扱業務に従事する職員に対する特別健康診断		11名	0名
VDT作業に従事する職員に対する特別健康診断		374名	366名
重量物取扱業務に従事する職員に対する特別健康診断		12名 (職場調査0校※)	—

※ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により職場調査未実施

2 教職員の休職状況(新規休職者数一覧)

(人)

学校種別	疾病区分 年度	結核性疾患			精神神経系疾患			その他の疾患			計		
		H30	R1	R2	H30	R1	R2	H30	R1	R2	H30	R1	R2
小学校		0	0	0	28	32	24	29	19	14	57	51	38
中学校		0	0	0	19	21	11	6	10	7	25	31	18
高等学校		0	0	0	13	20	21	10	9	11	23	29	32
特別支援学校		0	0	0	1	4	10	7	3	1	8	7	11
計		0	0	0	61	77	66	52	41	33	113	118	99

第3節 教職員の給与

1 給与改定

令和2年度分給与改定の主な概略は次のとおりとなっている。

ア 民間給与との較差に基づく給与改定

期末・勤勉手当…4.5月分から4.45月分へ勤勉手当を0.05月分引下げ（令和2年12月7日から適用）

※令和3年度以降の支給月数は令和3年4月1日から適用

支給期	改正前	改正後	
		令和2年度	令和3年度以降
6月期	2.25月	2.25月	2.225月
12月期	2.25月	2.2月	2.225月
計	4.5月	4.45月	4.45月

2 退職手当

令和2年度の退職手当の支給状況は次のとおりである。

令和2年度 退職手当支給状況

(単位：人、円)

区分	定年退職		定年前早期退職		普通退職		合計	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
小学校	351	7,899,683,010	62	1,338,028,551	329	191,961,504	742	9,429,673,065
中学校	189	4,137,213,950	44	959,469,896	154	179,138,206	387	5,275,822,052
高等学校	218	4,882,071,748	30	650,024,527	145	153,547,533	393	5,685,643,808
特別支援学校	62	1,396,631,938	17	354,218,799	89	43,484,657	168	1,794,335,394
事務局	5	120,667,297	1	26,774,258	6	3,988,977	12	151,430,532
合計	825	18,436,267,943	154	3,328,516,031	723	572,120,877	1,702	22,336,904,851

第4節 教職員の福利厚生

1 公務災害等補償

令和2年度における教職員の公務災害及び通勤災害の認定状況は次のとおりである。

(1) 令和2年度認定状況

職員区分	公務災害		通勤災害		計
	負傷	疾病	負傷	疾病	
義務教育 学校職員	82	5	6		93
上記以外 の教職員	42	4	4		50
事務局職員	0	1	0		1
計	124	10	10		144

(2) 公務災害原因別件数

原因別	件数
職務遂行中	112
合理的行為	0
準備行為又は後始末行為	2
出張又は赴任の期間中	7
出退勤途上	1
レクリエーション参加中	0
負傷に起因する疾病	3
公務に起因する疾病	7
設備の不完全又は管理上の不注意	2
公務上の負傷に起因する負傷	0
計	134

(3) 通勤災害の通勤用具別件数

用具	交通機関	乗用車	バイク	自転車	徒歩	計
件数	件	件	件	件	件	件
	0	(3) 4	0	0	(0) 6	(3) 10

() は第三者加害件数で内数

2 教職員住宅

昭和38年度から教職員住宅等の建設事業を進めてきたが、「福岡県行政システム大綱」を踏まえ平成14年度から教職員住宅の見直しを行っている。現在次表のとおり管理している。

住宅管理状況一覧

(令和3年3月31日現在)

名称	入居対象者	戸数
教職員住宅	事務局及び県立学校教職員	48戸

(使用廃止済住宅を除く。)

3 公立学校共済組合

(1) 短期経理

令和2年度における福岡支部の短期経理は、収入 25,055,786 千円、支出 24,903,306 千円となった。
なお、13,678,848 千円を本部へ回送した。

(2) 厚生年金保険経理

令和2年度の収入は、61,489,772 千円（組合員の保険料 22,891,363 千円、地方公共団体の負担金 32,954,913 千円、追加費用負担金 5,639,596 千円及び前年度以前分の収入等 3,900 千円）となった。

(3) 退職等年金経理

令和2年度の収入は、3,756,895 千円（組合員の掛金 1,878,320 千円、地方公共団体の負担金 1,878,344 千円及び前年度以前分の収入等 231 千円）となった。

(4) 経過的長期経理

令和2年度の収入は、467,995 千円（地方公共団体の負担金 26,136 千円、追加費用負担金 441,175 千円及び前期以前分の収入 684 千円）となった。

(5) 保健経理

保健福祉事業は、短期の掛金及び負担金のうち給料及び期末勤勉手当から 1.41/1000 を財源として、人間ドック等の健診事業や各種セミナーを実施し、組合員の健康増進を図った。

(6) 貸付経理

令和2年度の一般貸付け、住宅貸付け等の貸付けは、合計 239 件、557,300 千円であった。

(7) 宿泊経理

令和2年度における福岡支部2施設（福岡及び北九州宿泊所）の利用状況は、利用者数 154,520 人（宿泊外含む。）、収入 459,898 千円、支出 779,275 千円であった。

4 教職員の財産形成貯蓄

勤労者財産形成促進法に基づいて、昭和59年度から福岡県教職員の財産形成貯蓄制度を実施しているが、令和2年度の加入状況は次のとおりである。

教職員の財産形成貯蓄加入状況（件数）

（令和3年3月31日現在）

貯蓄	年金	住宅	計
6,792	2,722	526	10,040

第4章 学校施設・設備

第1節 小・中学校の施設整備状況

1 保有面積

令和2年5月1日現在の小・中学校校舎、屋内運動場の構造別保有面積は、表1のとおりである。

表1 小・中学校保有面積及び構造比率の比較

年度別	学校種別	学校数	学級数	児童生徒数	区分	保有面積							
						校舎				屋内運動場			
						木造	鉄筋造	鉄骨その他造	計	木造	鉄筋造	鉄骨その他造	計
令和2年度	小学校	717	11,478	277,293	面積(m ²)	21,578	3,161,685	74,581	3,257,844	3,647	485,673	113,912	603,232
					比率(%)	0.66	97.05	2.29	100.00	0.61	80.51	18.88	100.00
	中学校	332	4,561	128,436	面積(m ²)	5,406	1,801,988	73,060	1,880,454	923	345,246	49,561	395,730
					比率(%)	0.29	95.83	3.88	100.00	0.23	87.24	12.53	100.00
令和元年度	小学校	726	11,386	278,299	面積(m ²)	21,397	3,172,725	74,284	3,268,406	2,619	487,385	115,683	605,687
					比率(%)	0.66	97.07	2.27	100.00	0.43	80.47	19.10	100.00
	中学校	338	4,461	126,705	面積(m ²)	5,848	1,804,253	77,776	1,887,877	36	350,331	48,670	399,037
					比率(%)	0.31	95.57	4.12	100.00	0.01	87.79	12.20	100.00
前年度に対する増減	令和2年度	△9	92	△1,006	面積(m ²)	181	△11,040	297	△10,562	1,028	△1,712	△1,771	△2,455
	中学校	△6	100	1,731	面積(m ²)	△442	△2,265	△4,716	△7,423	887	△5,085	891	△3,307

2 文教施設整備等補助金

令和2年度に交付決定を受けた市町村立学校の施設整備等に係る補助金は表2のとおりである。

表 2-1 負担金（新增築事業）

	令和元年度		令和2年度	
	学校数	補助金額（千円）	学校数	補助金額（千円）
公立小学校校舎の新增築事業	6	251,923	7	656,994
公立中学校校舎の新增築事業	1	89,470	2	94,167
公立小学校屋内運動場の新增築事業	0	0	1	157,984
公立中学校屋内運動場の新增築事業	0	0	0	0
公立小中学校統合校舎等の新增築事業	6	1,955,639	7	2,694,430
公立特別支援学校（小中学部）の新增築事業	1	1,923	4	287,262
計	14	2,298,955	21	3,890,837

表 2-2 負担金及び補助金（災害復旧事業）

	令和元年度		令和2年度	
	学校数	補助金額（千円）	学校数	補助金額（千円）
災害復旧事業	7	71,223	13	128,446

表 2-3 交付金（学校施設環境改善交付金）

	令和元年度		令和2年度	
	市町村数	補助金額（千円）	市町村数	補助金額（千円）
危険改築、不適格改築、長寿命化改良事業、大規模改造、屋外教育環境の整備、木の教育環境施設の整備、防災機能強化事業 等	39	7,746,629	38	7,895,438

第2節 県立学校の施設・設備整備状況

1 校舎の維持、修繕

令和2年度における県立学校(中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校)の校舎に係る維持、修繕については、屋根、壁、床、建具、電気、給排水、消防設備等の補修及びその他危険と思われる箇所の修繕を実施した。

2 校地の整備

県立学校の校地整備に係る用地購入については、令和2年度は、該当なし。

3 県立学校施設の整備

県立学校施設については、年次計画を策定し施設の充実を図ってきたところであるが、令和2年度は、当初予算にて高等学校では9,834,289千円、特別支援学校では1,211,292千円の予算が計上された。

今後は、平成30年3月に策定した「福岡県立学校施設長寿命化計画(個別施設計画)」に基づき、計画的な老朽化対策を実施していく。

第3節 産業教育施設整備及びその他の設備の整備状況

1 産業教育振興法によるもの

○ 高等学校産業教育設備整備事業

令和2年度における産業教育実習設備の整備は、表1のとおり実施した。

なお、特別装置を除く一般設備は国・地方税財政の三位一体改革により平成17年度から補助金が廃止され一般財源化された。また、特別装置にかかる補助金も平成25年度末をもって廃止となった。

表1 高等学校産業教育設備整備事業

(単位：千円)

設置者名	区分	学校数	総事業費	国庫補助金	設置者負担額	補助率
福岡県	一般設備	30校	124,775		124,775	
	計	30校	124,775		124,775	

2 理科教育振興法によるもの

理科教育振興のための設備は、政令で定められた基準に沿って整備しており、令和2年度は表2のとおり充実を図った。

表2 理科教育整備事業

(単位：千円)

区 分	学校数	総事業費	国庫補助金	設置者負担額	補助率
小 学 校	174校	36,901,693	17,258,000	19,643,693	1/2
中 学 校	116校	31,073,175	14,244,000	16,829,175	
義 務 教 育 学 校	2校	360,470	180,000	180,470	
中 等 教 育 学 校	1校	265,760	132,000	133,760	
高 等 学 校	77校	12,381,436	6,118,000	6,263,436	
特 別 支 援 学 校	14校	1,488,940	725,000	763,940	
計	384校	82,471,474	38,657,000	43,814,474	

3 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法によるもの

令和2年度における定時制高等学校等教育設備は、表3のとおり実施した。

なお、定時制高等学校等教育設備整備費については、国の三位一体の改革により平成17年度から補助金が廃止され一般財源化された。

表3 定時制及び通信教育整備事業

(単位：千円)

設置者名	区 分	総事業費	国庫補助金	設置者負担額	補助率
福岡県	定 時 制 高 等 学 校 等 教 育 設 備	1,172		1,172	
	計	1,172		1,172	

第5章 教育研究

第1節 福岡県教育センターの事業

1 概要

ふくおか未来人財「国際的な視野を持って、地域で活躍をする」若者

学校教育の目標「社会的自立の基盤となる、学力、体力、豊かな心を培う。」
「社会の変化に対応し、社会を支え、その発展に寄与する力を育てる。」

指導方法「鍛ほめ福岡メソッド」の展開と充実

01 共創しよう！ 教育の未来 教育センター経営方針
中期的運営基本方針

Produced by 01 / Fukoka Prefectural Education Center



2 研究事業

各研究指定校と実践的な研究を協働で行った。研究成果の普及を図り、積極的に発信した。

3 研修事業

福岡県教職員育成指標に基づき、教職員の資質・能力の向上を図る研修を実施した。

(1) 基本研修（悉皆型）

経験年数・職務内容に応じた研修を実施した。

経験年数に応じた研修	(1～3年) 若年教員研修 ※1・2年目のみ実施
	(7～13年) 中堅教諭等資質向上研修
	(22年) エキスパート教員研修
職務内容に応じた研修	校長・新任校長研修、副校長・教頭研修、新任主任・主事研修 等

(2) 専門研修(キャリアアップ講座) (希望型)

教職員が自身のキャリアステージや高めたい資質・能力に応じて選択できる希望型の研修を企画した。全 81 講座。(令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため未実施。)

(3) 専門研修(ミドルリーダー養成講座)

各分野に関する専門的な力量、指導力の向上を図り、学校及び地域において、ミドルリーダーとして活躍する人材を育成するために企画した。(令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため未実施。)

講 座 名	定 員	日 数
子供と教師の学びをアップデートする ～主体的・対話的で深い学びを実践する～	40名	4日
学校経営参画ミドルリーダー養成講座	32名	6日
生徒指導・教育相談ミドルリーダー養成講座	24名	4日
産業教育推進ミドルリーダー養成講座	10名	4日
特別支援教育ミドルリーダー養成講座 ～特別支援教育スペシャリストコース～	26名	5日
特別支援教育ミドルリーダー養成講座 ～特別支援学校教諭免許状単位修得コース～	25名	16日

(4) 福岡教師塾

新たな教育観で学校をリードする教職員に必要な資質・能力の育成を目指す研修を企画した。8日間、定員 40 名。(令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため未実施。)

(5) 長期派遣研修

1 年間の長期にわたる研修において、地域の中核となる教員に必要な資質・能力の育成を目指す研修を行った。

4 支援事業

(1) 間接的な支援

授業づくりや研修・研究に役立つ情報を収集・発信した。

(2) 直接的な支援

学校等のニーズに応えることができる「研修」や「教育相談」を実施した。

「どこでもセミナー」(令和 2 年度実績 30 件)

「派遣コンサルタント」(令和 2 年度実績 42 件)

「教育相談」学校支援なんでも相談室(令和 2 年度実績 87 件)、生徒指導に関すること(令和 2 年度実績 75 件)、特別支援教育に関すること(令和 2 年度実績 32 件)

第4部 社会教育

第1節 現状と課題

1 現状と課題

一人一人がゆとりと潤いのある生活を実感し、充実した人生を送っていくためには、県民が生涯にわたって主体的に学習に取り組み、学習を通して多様な個性を発揮するとともに、県民自らが参画し様々な地域課題を解決することができるような社会教育の振興が求められている。しかし、現在、県民の多様化・高度化する学習ニーズ、貧困問題、財政問題など、社会教育にも関わりのある課題が生じている。今後は多様な学習機会提供機関のネットワークの実質化を図るとともに、県と市町村の関係、役割分担を明確にし、連携・協働による施策の方向を示すことが必要である。

また、少子化、都市化等の進展による生活の変化にともない、家庭や地域の教育力の低下が指摘されている。そのため、学校・家庭・地域が連携・協働した取組を行うとともに、学校教育と社会教育が課題を共有した一体的な取組をより一層推進し、学校外教育の充実を図っていく必要がある。

2 令和2年度の重点的取組状況と成果

(1) 学校・家庭・地域の連携強化の推進

子どもの基本的な生活習慣や学習習慣の定着は、子どもの生きる力を育むと共に学力向上の基盤をつくる上で欠くことのできないものであり、家庭の教育力の向上においての重要な要素となる。

そこで、「ふくおか社会教育応援隊」事業において家庭教育支援を実施し、学力の基盤となる基本的な生活習慣や学習習慣の確立のため、学習者のニーズ（基本的な生活習慣と子どもの成長・発達や朝食や睡眠と子どもの成長、スマートフォン等情報機器と子どもの学力等）に応じて講義・演習、相談業務等、学習機会や情報の提供を60回実施し、2,495名の参加があった。さらに、ホームページ「ふくおか子育てパーク」により、子育てWEB講座、講座・イベント紹介、子育てグループ情報、コラム等の情報発信を行った。

また、県PTA連合会が実施する“新”家庭教育宣言事業の支援として、社会教育主事による取組の啓発や研修会等における家庭教育の向上に関する情報提供等を行った。

学校と地域が連携・協働した地域学校協働本部を設置し、地域人材の協力を得て、学校支援、学習支援・体験活動を実施することで、学力の向上に資することを目的とした地域学校協働活動事業を42市町村335校区で実施した。

また、学校だけが役割と責任を負うだけではなく、これまで以上に学校、家庭、地域が連携・協働することで、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えた。

(2) 子どもの体験活動の推進

子どもたちに、自律心や協調性、社会性、命を大切にする心などを培い、社会を生き抜く力を育むためには、様々な体験活動が不可欠である。そこで、体験活動の充実を図るために、「通学合宿推進事業」を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

(3) 子どもの読書活動の推進

読書活動は、子どもがことばを学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにしていく上で欠くことのできないものである。そこで、発達段階に応じた読書活動の取組を段階的・継続的に実施することで、読書習慣の定着と学校・家庭・地域における読書活動の充実を図るため、子どもの読書活動推進事業を実施した。

事業内容としては、県社会教育主事や市町村の読書ボランティア等からなる読書活動応援隊を活用した啓発事業、交流事業を行った。

啓発事業では、小学校低学年の子どもを持つ保護者を対象に読書活動応援隊が読書の重要性の啓発と読み聞かせや家庭での読書「うちどく」の手法を伝授し、家庭における読書環境の充実を図った。県下 25 市町村 59 校の小学校で実施した。

また、交流事業では、小・中学生を対象に市町村の公立図書館と学校図書館が連携・協力し、読書活動応援隊を活用して、家庭での読書「うちどく」や読み聞かせ、小学生読書リーダー、中学生読書活動サポーター養成、ビブリオバトル等、読書活動推進のための事業を県下 21 市町村で実施した。

第2節 社会教育委員

1 福岡県教育振興審議会社会教育部会

県社会教育委員は、福岡県教育振興審議会社会教育部会において本県社会教育の振興方策や当面する諸問題について審議している。

県社会教育委員の一覧は、詳細は福岡県ホームページ（トップページ＞教育・文化・スポーツ＞生涯教育・社会教育＞社会教育・文化＞福岡県社会教育委員・会議について）に掲載している。

2 社会教育委員の研修

市町村社会教育委員の職務の重要性にかんがみ、その資質の向上と活動を推進するために、県社会教育委員連絡協議会と共催で、新任者研修会、ブロック研修会及び県社会教育研究大会を集合型または、書面で開催し、社会教育の今日的課題や社会教育委員の果たすべき役割などについて研修した。

(1) 市町村社会教育委員新任者研修会

新たに委嘱された市町村社会教育委員等を対象に社会教育委員の具体的役割について、県立社会教育総合センターで実施した。（参加者 114 名）

(2) 市町村社会教育委員ブロック研修会

福岡、筑後、京築、北九州ブロックでそれぞれの地域における活動成果や諸課題についてオンラインや書面を通して研修した。（筑豊ブロックは新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）

(3) 福岡県社会教育研究大会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催とした。実践報告や寄稿を通してコロナ禍における社会教育委員等としての役割を再確認するとともに、持続可能な地域づくりの方途や求められる能力について学んだ。

第3節 社会教育主事

1 社会教育主事

(1) 市町村の社会教育主事設置状況

(令和2年5月1日現在)

人口別		区分 市町村数	設 置	未 設 置	社 会 教 育 主 事		
			市町村数	市町村数	専 任	兼 任	計
1万人以上	市	29	9	20	11	11	22
	町	22	5	17	0	5	5
1万人未満	町 村	9	0	9	0	0	0
計		60	14	46	11	16	27

(2) 県の社会教育主事設置状況

(令和2年5月1日現在)

区 分	社会教育課	教育事務所	県立社会 教育総合 センター	県立彦山 青年の家	県立少年 自然の家 「玄海の家」	計
人 数	6(1)	33(9)	10(1)	7(1)	3(1)	59(13)

※ () は社会教育主事補の人数で内数

※ 教育事務所駐在で、知事部局事務主査と併任している職員数：9(内数)

※ 他課や社会教育施設等において、事務主査・指導主事等の発令で社会教育関連事業を担う職員数：4(外数)

(3) 教育事務所社会教育主事による市町村支援について

平成12年度から、旧来の派遣社会教育主事制度による市町村支援を改め、各教育事務所に社会教育主事を配置し、広域的に市町村支援を行う体制に移行した。

第4節 社会教育事業

1 青少年教育

(1) 青少年教育指導者研修

地域における青少年団体活動の充実や指導者育成のため、子ども会等の指導者を対象とした研修を次のとおり実施した。

令和2年度 青少年団体指導者研修一覧

地 区	期 日	会 場	参加人数
福 岡	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止		
北九州	〃		
北筑後	〃		
南筑後	9月27日	南筑後教育事務所	24
筑 豊	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止		
京 築	〃		
全 県	2月20日	県立少年自然の家「玄海の家」	16

(2) 研修事業

ア 青少年教育モデル事業

青少年等を対象として市町村、団体等が行う事業のモデル事業として、県立青少年教育施設のそれぞれの特性を生かした事業を行った。

事業一覧は福岡県立社会教育総合センター、福岡県立英彦山青年の家、福岡県立少年自然の家「玄海の家」要覧に掲載している。(いずれも令和3年6月発行)

2 成人教育

(1) 社会教育関係職員等研修

生涯学習・社会教育の振興に係る事業推進において、中核的役割を果たす職員として、必要な資質・能力の習得を図るための研修を体系的に行った。

事業実績は福岡県立社会教育総合センター要覧（令和3年6月発行）に掲載している。

(2) 家庭教育支援

ア 家庭教育充実事業

詳細は福岡県立社会教育総合センター要覧（令和3年6月発行）に掲載している。

イ ホームページ「ふくおか子育てパーク」の開設

詳細は福岡県立社会教育総合センター要覧（令和3年6月発行）に掲載している。

ウ みんなで育もう！ふくおかの子ども育成支援フォーラム

詳細は福岡県立社会教育総合センター要覧（令和3年6月発行）に掲載している。

(3) P T A関連事業

ア P T A指導者研修会

P T Aの指導者の養成を図るため、P T A指導者研修会を次表のとおり実施した。

令和2年度 P T A指導者研修会実施状況

研 修 会 名	期 日	会 場	参加者	主 な 研 修 内 容
県 P T A 連 合 会 会長、副会長研修会	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止			
公 立 高 等 学 校 P T A 指 導 者 研 修 会	8 月	書 面 開 催	124 校	高等学校 P T A 活動を充実発展させるための活動の在り方や指導者の役割を考える。
特 別 支 援 学 校 P T A 指 導 者 研 修 会	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止			

イ 優良 P T A の文部科学大臣表彰並びに P T A 活動振興功労者表彰（5年に1回）

令和元年度表彰された優良 P T A については文部科学省ホームページ（トップページ>会見・報道・お知らせ>報道発表>令和2年報道発表>令和2年度「優良 P T A 文部科学大臣表彰」被表彰団体の決定について）に掲載されている。

3 視聴覚教育

(1) 福岡県視聴覚ライブラリー

視聴覚教材の保管、利用及び普及等に資するため、県立社会教育総合センターに福岡県視聴覚ライ

ブラリーを置いている。

ア 教材収集

地域活動、家庭教育、野外活動など社会教育で利用できる教材、国語、社会など学校教育で利用できる教材、その他様々な分野の視聴覚教材を収集している。

令和2年度末における視聴覚教材の保有本数は、16ミリフィルム1,471本、ビデオテープ2,505本、DVD933本、CD-ROM38本、その他(CD等)52本、合計4,999本となった。(福岡県視聴覚教育協会所有教材を含む)

イ 教材貸出し

小中学校、公民館などの公的機関や子ども会、婦人会などの社会教育関係団体をはじめ、学習グループ・団体に対し、視聴覚教材の貸出しを行った。

ウ 利用促進

視聴覚教材の利用に関する教材目録及びチラシを配布し、広報を行った。また、「視聴覚教育協会のホームページ」の情報更新を行い、視聴覚教材の一層の利用促進を図った。

エ 16ミリ映写機操作技術講習

映写機の使用方法やフィルムの取扱いについての講習を行い、視聴覚教材(16ミリフィルム映画)の利用及び普及を図っている。

県内視聴覚センター・ライブラリー設置状況については福岡県視聴覚ライブラリーホームページ(トップページ>県内視聴覚センターご案内)に掲載している。

4 社会教育施設が実施する学習情報提供事業

詳細はふくおか社会教育ネットワークホームページに掲載している。

5 調査研究事業

詳細はふくおか社会教育ネットワークホームページに掲載している。

第5節 社会教育施設

1 公民館

(1) 公民館の設置状況（社会教育調査より）

市町村における公民館の設置状況は次のとおりである。

表1 指定都市・市・町村別公民館数（総数 310 館）

（平成 30 年 10 月 1 日現在、市町村数：60）

市町村 \ 館種	中央館	地区館	分館	総計	館なし (市町村数)
指定都市	0	147	3	150	1
その他の市	23	65	17	105	11
町村	25	19	11	55	0
総計	48	231	31	310	12

(2) 公民館連合会

詳細は福岡県公民館連合会ホームページ（トップページ>知る>県公連紹介）に掲載している。

2 図書館

公共図書館の設置状況については福岡県立図書館ホームページ（トップページ>（テーマ別サービス 2）図書館員向け>福岡県公共図書館等協議会>令和 2 年度福岡県公共図書館等概況）に掲載している。

3 博物館

博物館の設置状況については教育便覧（令和 2 年度）（福岡県教育庁教育総務部総務企画課令和 2 年 10 月発行）に掲載している。

4 県立社会教育総合センター

令和 2 年度主催事業及び利用状況については福岡県立社会教育総合センター要覧（社会教育総合センター令和 3 年 6 月発行）及び福岡県立社会教育総合センターホームページに掲載している。

5 県立英彦山青年の家

令和 2 年度主催事業及び利用状況については福岡県立英彦山青年の家要覧（英彦山青年の家令和 3 年 6 月発行）及び福岡県立英彦山青年の家ホームページに掲載している。

6 県立少年自然の家「玄海の家」

令和2年度主催事業及び利用状況については福岡県立少年自然の家「玄海の家」要覧（玄海の家令和3年9月発行）及び福岡県立少年自然の家「玄海の家」ホームページに掲載している。

7 福岡県青少年科学館

令和2年度概要、主催事業、コスモシアター運営及び利用状況については福岡県青少年科学館要覧（青少年科学館令和3年6月発行）に掲載している。

8 県立ふれあいの家

平成2年度「ふれあいの家 北九州」（平成29年度廃止）、平成3年度「ふれあいの家 北筑後」（平成30年度廃止）、平成4年度「ふれあいの家 京築」（平成30年度廃止）、平成7年度「ふれあいの家 南筑後」を設置したが、令和2年度をもって廃止した。

令和2年度「ふれあいの家 南筑後」の利用者数は1,560人（延研修者数）である。

9 県立図書館

概況

福岡県立図書館は、福岡県の情報拠点として、県民の読書活動や、県民や県政の抱える課題の解決を支援する役割を有している。また、県内の図書館サービスの推進拠点としての役割を果たしている。

このため、以下の基本方針のもと、県民に役立ち、地域に貢献する図書館の実現に向けて努力している。

○基本方針（長期ビジョン）

福岡県立図書館は、本・図書館員の専門性を活用し、福岡県の人・学び・文化の発展に貢献します。

目標1：福岡県の文化を継承し、地域で活躍する人財を育てるお手伝いをします。

目標2：日々の暮らしや仕事の中での、課題解決のお手伝いをします。

目標3：読書の喜び、心の豊かさを育むお手伝いをします。

資料の収集、令和2年度主催事業、利用状況、福岡県立図書館協議会委員については図書館要覧（令和3年8月発行）に掲載している。

第5部 文化

第1節 現状と課題

1 現状と課題

少子高齢化やグローバル化の進展、情報技術の急速な進展など社会状況が大きく変化する中で、県民一人一人の自主性及び創造性が尊重され、多様な文化芸術の発展が図られるとともに、県民の主体的で多彩な文化芸術活動の展開により、豊かな県民生活と活力ある地域社会を創造することが重要になっている。また、子どもたちへの「心の教育」の重要性が指摘されており、次代を担う子どもたちに、優れた芸術に触れる機会を提供することが課題となっている。

一方、重要な史跡・建造物等の文化財を多く抱える本県の文化財保護については、都市周辺や農村部における土地利用の変更と景観の変容、所有者の世代交代に伴う保護に対する意識の変化、あるいは様々な自然災害の頻発など、文化財を取り巻く課題も多様化しており、その恒久的な保護策を講じることが年々厳しい状況となっている。また、伝統文化の分野では、技術者、伝承者、担い手の高齢化が進み、後継者の人材確保と育成が緊急な課題となっている。

2 令和2年度の重点的取組状況と成果

(1) 文化芸術については、「福岡県文化振興プラン」から平成29年3月に策定された「福岡県総合計画」に本県の文化振興の取組方針が引き継がれ、一層の推進を図っている。

なお、県の文化行政は、平成17年度以降、一般県民を対象とした芸術文化の振興業務を人づくり・県民生活部文化振興課（19年度までは生活労働部生活文化課、27年度までは新社会推進部県民文化スポーツ課）が、子どもを対象とした芸術文化の振興業務を教育庁社会教育課（19年度までは教育庁生涯学習課）が所管しており、子どもの文化普及事業については、次の事業を実施した。

【文化庁の事業】

- ① 文化芸術による子供育成総合事業（巡回公演事業）
- ② 文化芸術による子供育成総合事業（芸術家の派遣事業）

【県の事業】

- ① 芸術文化事業県費助成
- ② ふくおか県民文化祭「子ども文化事業」鑑賞・発表事業
- ③ ふくおか県民文化祭「子ども文化事業」芸術体験講座

【福岡県教育文化奨学財団の事業】

① 振興事業「舞台芸術感動体験事業」「特別支援学校等芸術鑑賞事業」

(2) 県立美術館については、平成 27 年 11 月に設置した「新・福岡県立美術館基本構想検討委員会」において、新しい美術館の整備に向けた基本的な方向性の検討を重ね、その結果として、平成 29 年 3 月に同委員会報告が取りまとめられ、教育長に提出された。また、新県立美術館基本構想の実現に全庁で取り組むため、平成 29 年度から設置に係る業務を人づくり・県民生活部文化振興課に移管した。

(3) 文化財の保存・活用を図るため、次のような事業を実施した。

- ・ 国指定文化財及び県指定文化財の保護事業に対する助成
- ・ 大規模遺跡総合整備事業（大宰府関連史跡の公有化事業に対する助成、重要伝統的建造物群保存地区の保存修理事業への助成、大宰府関連史跡の発掘調査及び修復・整備等）
- ・ 文化財保護指導委員による文化財の巡視
- ・ 道路建設等に伴う埋蔵文化財発掘調査の実施
- ・ 文化財指導者講習会
- ・ 銃砲刀剣類登録審査
- ・ 九州歴史資料館の運営

(4) 文化財の指定・解除等の状況は、次のとおりであった。

- ・ 国指定文化財
 - 重要文化財 指定 2 件
 - 特別史跡 追加指定 2 件
 - 史跡 指定 1 件、追加指定 2 件
- ・ 国登録文化財
 - 登録有形文化財（建造物） 登録 13 件
- ・ 県指定文化財
 - 有形文化財 指定 3 件、追加指定 1 件
 - 無形文化財 指定解除 1 件
 - 史跡 指定 1 件
 - 天然記念物 追加指定 1 件

第2節 子どもの文化普及事業

1 文化庁の事業

(1) 文化芸術による子供育成総合事業（巡回公演事業）

【事業趣旨】

学校において、優れた舞台芸術を鑑賞するとともに、芸術文化団体等による事前のワークショップや本番での共演で、本物の舞台芸術を身近に触れる機会を提供した。

【令和2年度採択状況】

25校（実施18校）（中止7校）

当該年度の採択校は文化庁ホームページに掲載。ただし、掲載は当該年度の翌年度まで。

（トップページ＞政策について＞芸術文化＞世界に羽ばたく新進芸術家等の人材育成＞文化芸術による子供育成総合事業）

(2) 文化芸術による子供育成総合事業（芸術家の派遣事業）

【事業趣旨】

学校の文化活動の活性化を図るため、優れた活動を行っている芸術家や伝統芸能の保持者等を学校に派遣し、講話、実技披露、実技指導等を行った。

【令和2年度採択状況】

20校（実施7校）（中止13校）

当該年度の採択校は文化庁ホームページに掲載。ただし、掲載は当該年度の翌年度まで。

（トップページ＞政策について＞芸術文化＞世界に羽ばたく新進芸術家等の人材育成＞文化芸術による子供育成総合事業）

2 県の事業

(1) 芸術文化事業県費助成

【事業趣旨】

本県の芸術文化の振興を図るために、芸術文化団体を助成した。

【助成団体】

（公財）古都大宰府保存協会、（一社）歴史と自然をまもる会、福岡県高等学校芸術・文化連盟、

（公社）福岡県美術協会、福岡県中学校文化連盟

(2) ふくおか県民文化祭「子ども文化事業」鑑賞・発表事業

【事業趣旨】

子どもたちに良質な舞台芸術を鑑賞する機会を提供することにより、芸術文化に親しむ豊かな心を育むとともに、芸術文化活動への参加意欲を喚起するために実施した。

【令和2年度採択状況】

詳細は当該年度分のみ「ふくおか県民文化祭2020（記録集）」に掲載。

(3) ふくおか県民文化祭「子ども文化事業」芸術体験講座

【事業趣旨】

学校教育活動の中で、児童及び生徒に様々な伝統文化や芸術文化を体験させることを通して、豊かな人間性と多様な個性の育成を図るために実施した。

【実施方法】

芸術団体が企画した芸術体験プログラムを事前登録し、そのメニューを小中学校等に提示し、募集する。芸術体験講座事業実行委員会及び福岡県文化団体連合会事務局が実施する。

【令和2年度採択状況】

20校（実施17校）（中止3校）

詳細は当該年度分のみ「ふくおか県民文化祭2020（記録集）」に掲載。

3 福岡県教育文化奨学財団の振興事業

(1) 舞台芸術感動体験事業

【事業趣旨】

小・中学生に最高の舞台における質の高い芸術の鑑賞を通して、調和のとれた情操の涵養と豊かな心の育成を図るために実施した。

【事業内容】

日 時：令和2年10月27日 11：00・13：45 2回公演

会 場：アクロス福岡シンフォニーホール

内 容：九州交響楽団による演奏

【事業参加対象者】

県内の小学校4～6年生、中学校1～3年生、義務教育学校の4～9年生、中等教育学校前期課程の児童・生徒及び教職員等

【令和2年度採択状況】

19校（実施6校）（中止13校）

(2) 特別支援学校等芸術鑑賞事業

【事業趣旨】

文化芸術に接する機会の少ない特別支援学校等の児童生徒に芸術鑑賞の機会を提供するため、県内芸術文化団体を特別支援学校に派遣して公演を実施した。

【令和2年度実施状況】

特別支援学校6校で、演劇、演芸、音楽等の公演を実施した。（中止1校）

4 その他の事業

(1) 福岡県高等学校芸術・文化連盟の主な活動

- 第35回福岡県高等学校総合文化祭の開催

令和2年9月13日～12月20日の間に開催した。

- 第44回全国高等学校総合文化祭（高知大会）への参加

令和2年7月31日～10月31日の間にWeb開催され、19部門に参加した。

- 第4回全九州高等学校総合文化祭（熊本大会）への参加

主に令和2年12月11日～12月13日の間に熊本県で開催され、8部門に参加した。

(2) 福岡県中学校文化連盟の主な活動

- 第 18 回福岡県中学校総合文化祭北九州市・京築大会
兼第 35 回北九州市中学校文化総合発表会（中止）
- 第 10 回スチューデントミュージックフェスティバル（中止）
- 第 20 回全国中学校総合文化祭福岡大会（中止）

第 3 節 県立美術館の事業

福岡県立美術館協議会委員、概説、令和 2 年度主催美術展については美術館年報（令和 3 年 6 月発行）に掲載している。

第 4 節 文化財保護

1 文化財保護審議会

本県における文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会に建議する附属機関として、文化財保護法及び福岡県文化財保護審議会条例に基づき、福岡県文化財保護審議会（以下「保護審」という。）を設置している。

令和 2 年 4 月 1 日現在、保護審は 10 名の委員及び 29 名の専門委員、臨時専門委員 8 名で構成されている。

なお、専門委員は、福岡県文化財保護審議会規則により「史跡部会」、「名勝・天然記念物部会」、「有形文化財部会」、「無形文化財及び民俗文化財部会」の 4 部会のいずれかに属することとされている。

福岡県文化財保護条例により、教育委員会が文化財の指定をするときは、あらかじめ保護審に諮問することとされている。令和 2 年度は、審議会 2 回、専門部会 8 回を開催した。

また、教育委員会から「福岡県におけるこれからの文化財保護行政の在り方について」を諮問され、企画委員会を設置して令和 2 年度は 4 回審議を行い、答申した。その内容について、令和 3 年 3 月 15 日教育委員会は「福岡県文化財保護大綱」を議決した。

2 文化財の指定

令和2年度の文化財の指定状況は次のとおりである。

[国指定文化財]

種別	名 称	市町村	指定年月日	備 考
有形文化財(建造物)	部埼灯台	北九州市	令和2年12月23日	
有形文化財(建造物)	旧伊藤家住宅	飯塚市	令和2年12月23日	
史跡	久留米藩主有馬家墓所	久留米市	令和3年3月26日	
特別史跡	水城跡	太宰府市 春日市	令和3年3月26日	追加指定
特別史跡	大宰府跡	太宰府市	令和3年3月26日	追加指定
史跡	安德大塚古墳	那珂川市	令和3年3月26日	追加指定
史跡	安德台遺跡	那珂川市	令和3年3月26日	追加指定

[登録有形文化財]

種別	名 称	市町村	告示年月日	備 考
登録有形文化財 (建造物)	教圓寺鐘楼	豊前市	令和2年8月17日	
登録有形文化財 (建造物)	福岡県い業会館 本館など計2件	大木町	令和2年8月17日	
登録有形文化財 (建造物)	世界平和パゴダ	北九州市	令和3年2月4日	
登録有形文化財 (建造物)	吉村家住宅 主屋など計4件	福岡市	令和3年2月4日	
登録有形文化財 (建造物)	古賀家住宅主屋	大牟田市	令和3年2月4日	
登録有形文化財 (建造物)	久留米大学本館	久留米市	令和3年2月4日	
登録有形文化財 (建造物)	吉原家住宅 主屋及び角座敷など計2件	大川市	令和3年2月4日	
登録有形文化財 (建造物)	柚人の家	八女市	令和3年2月26日	

[県指定文化財]

種 別	名 称	市町村	指定等年月日	備 考
無形文化財	久留米緋織締	広川町	令和2年11月12日	指定解除
有形文化財 (絵画)	絹本著色楊柳観音像	久留米市	令和3年3月26日	
有形文化財 (建造物)	梅林寺唐門	久留米市	令和3年3月26日	
有形文化財 (考古資料)	宮原遺跡出土銅鏡	香春町	令和3年3月26日	
有形文化財 (建造物)	高良山御手洗橋	久留米市	令和3年3月26日	追加指定
史跡	善一田古墳群	大野城市	令和3年3月26日	
天然記念物	萬龍楓	糸島市	令和3年3月26日	追加指定

指定文化財種目別件数一覧

(令和3年3月31日現在)

種 目	国指定文化財			県指定 文化財	市町村指定 文化財	合計	
	国宝	重要文化財	計				
有 形 文 化 財	建 造 物		42	42	56	133	231
	絵 画		16	16	23	58	97
	彫 刻		50	50	62	150	262
	工 芸 品	5	31	36	53	68	157
	書 跡・典 籍	1	14	15	1	35	51
	古 文 書	1	7	8	22	65	95
	歴 史 資 料			0	5	45	50
	考 古 資 料	6	35	41	106	217	364
	小 計	13	195	208	328	771	1,307
無 形 文 化 財		3	3	7	8	18	
民 俗	有形民俗文化財		1	1	85	168	254
	無形民俗文化財		12	12	62	133	207

種 目	国指定文化財			県指定 文化財	市町村指定 文化財	合計	
	国宝	重要文化財	計				
文化財							
小 計		13	13	147	301	461	
記念物	史 跡	5	92	97	81	220	398
	名 勝		8	8	5	9	22
	天然記念物	2	26	28	123	163	314
	小 計	7	126	133	209	392	734
合 計	20	337	357	691	1,472	2,520	
伝統的建造物群		5	5		5	10	
重要文化的景観		1	1			1	
登録有形文化財		181	181		21	202	
登録有形民俗文化財		1	1			1	
登録無形民俗文化財					24	24	
登録記念物		2	2			2	
記録作成		17	17	3		20	

注(1) 国宝 … 特別史跡、特別天然記念物を含む。

(2) 重要文化財 … 重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物を含む。

(3) 地方公共団体が長期借用している国有品を含む。

(4) 独立行政法人国立文化財機構が所有する有形文化財（美術工芸品）を除く。

3 文化財の管理

文化財の所有者又は管理者及び管理団体に対して、日常管理指導を行った。

4 大宰府関連史跡の環境整備事業等

史跡の保存・活用を図るため、調査の成果を踏まえて、大宰府関連史跡において、遺構の保存修理及び活用のため整備事業を継続的に実施している。

令和2年度は、特別史跡大野城跡増長天地区において環境整備事業を実施した。

5 文化財愛護思想の普及

(1) 文化財指導者講習会

- 対象 市町村文化財関係者、福岡県文化財保護指導委員、文化財ボランティア、教職員等
- テーマ 無形民俗文化財の調査と保存～祭り行事を中心に～
- 内容 報告1「福岡県祭り行事調査の概要と今後の取組」
講演 「民俗学における祭り・行事調査—その意義と実践—」
報告2「豊前地域の祭り行事」

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

(2) 福岡県文化財担当職員研修会

- 期日・会場 令和2年10月21日 福岡県庁3階講堂
- 対象 県内文化財担当職員
- 内容 説明1 「文化財保存活用大綱・地域計画、保存活用計画等について」
説明2 「戦争遺跡調査の成果について」
説明3 「県からの連絡事項」
質疑応答

(3) 文化財防火デー

第67回文化財防火デー(令和3年1月26日)を中心に県機関4施設と59市町村で国・県指定等文化財の防火訓練や消防設備点検等を実施した。

(4) 九州地区民俗芸能大会

九州地区に伝承されている民俗芸能のうち価値の高いものを一般公開し、その鑑賞を通して民俗芸能の理解と知識を深め、無形民俗文化財としての保存・伝承を図るとともに、併せて上演芸能の記録を作成することを目的として昭和34年から、九州8県の持ち回りで毎年開催されている。

令和2年度は、中津文化会館大ホール(大分県中津市)において11月8日に開催され、福岡県からは感応楽(豊前市)が出演した。

(5) 文化財保護強調週間

令和2年度（第67回）文化財保護強調週間（令和2年11月1日～11月7日）は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県内文化財関連イベント関係情報一覧の作成及び配布は実施しなかった。

(6) 文化財保護指導委員

ア 配置等

国・県指定文化財等の巡回調査及び埋蔵文化財の監視並びに地域住民に対する文化財愛護思想の普及を図るため、旧教育庁出張所の所管区域を単位として17名の委員を配置し、国庫補助事業として実施した。

イ 文化財保護指導委員会議

- 期日・会場 令和2年11月20日 福岡県庁3階講堂
- 報告等 「国・県指定文化財の新指定等について」
「福岡県文化財保存活用大綱の策定状況について」
「文化財の巡視について」
「各地域における文化財の課題に関する意見交換」

6 埋蔵文化財の発掘調査

各種開発事業によりやむを得ず破壊を受けるものを対象とした調査（記録保存）と遺跡の内容を把握する調査（保存目的）について下記のとおり実施し、件数は現地での発掘調査192件、整理作業162件である。

(1) 市町村実施の調査

- ・単独事業 69件（記録保存：調査29・整理39、保存目的：調査1・整理0）
- ・受託事業 189件（記録保存：調査112・整理77）
- ・国庫補助事業 96件（記録保存：調査31・整理37、保存目的：調査19・整理9）

(2) 県実施の調査

- ・単独事業 2件（記録保存：調査0、整理2）
- ・受託事業 4件（記録保存：調査3、整理1）
- ・国庫補助事業 8件（保存目的：調査7・整理1）

7 銃砲刀剣類の登録

銃砲刀剣類の登録の令和2年度の処理件数は、次のとおりである。

- (1) 登録件数 250件
- (2) 登録証再交付件数 58件

(3) 登録証返納件数	128 件
(4) 所有者変更届	1,434 件
(5) 製作承認件数	24 件

8 文化財保護に対する助成

(1) 国庫補助事業

令和2年度には、次のような補助事業計131件が行われた。

ア 建造物保存修理	5 件
イ 建造物保存修理（公開活用）	1 件
ウ 美術工芸品保存修理	5 件
エ 地域活性化のための特色ある文化財調査・活用	1 件
オ 史跡等保存活用計画策定	5 件
カ 歴史活き活き！史跡等総合活用整備	27 件
キ 天然記念物緊急調査	1 件
ク 天然記念物再生	1 件
ケ 発掘調査等	31 件
コ 地域の特色ある埋蔵文化財活用	12 件
サ 伝統的建造物群基盤強化	5 件（5 地区）
シ 指定文化財管理（国有文化財管理）	2 件
ス 指定文化財管理	1 件
セ 無形文化財（伝承）団体	1 件
ソ 無形文化財（公開）	1 件
タ 民俗文化財調査（祭り・行事を含む）	1 件
チ 民俗文化財伝承・活用等	1 件
ツ 史跡等買上げ（直接買上げ）	9 件
テ 史跡等買上げ（先行取得償還）	10 件
ト 防災施設整備（建造物）（耐震対策等工事）	2 件
ナ 防災施設整備（美術工芸品）	1 件
ニ 防災施設整備（記念物）	2 件
ヌ 登録有形文化財	2 件
ネ 文化財多言語解説整備	4 件

(2) 国指定文化財管理事業

令和 2 年度は、防災設備保守点検等 21 件、荒廃防止 4 件の計 25 件について行った。

(3) 県単独補助事業

令和 2 年度は、有形文化財、無形民俗文化財等の保存修理や天然記念物の樹勢回復、防災設備保守点検など 26 件について行った。

9 九州歴史資料館

令和 2 年度の事業については、「九州歴史資料館年報 令和 2 年度（2020）」（九州歴史資料館ホームページ＞刊行物＞年報）に掲載している。

第6部 体育・スポーツ及び健康教育

第1節 現状と課題

1 現状と課題

(1) 体育・スポーツの振興について

学校体育においては、児童生徒の体力の向上や生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質・能力の育成を図っている。子どもの体力については、運動する子どもとそうでない子どもの二極化傾向が見られることや、昭和60年頃の体力のピーク時に比べると低い状況が見られることなどの課題があり、引き続き児童生徒の体力を向上させるとともに、自ら進んで運動やスポーツを継続的に行う児童生徒の育成に努める必要がある。

また、運動部活動については、積極的に参加するよう奨励するとともに、生徒の能力・適性・興味・関心等に応じつつ、健康・安全に留意し、適切な活動が行われるよう配慮することが必要である。

競技スポーツの推進については、現在、国民体育大会「男女総合成績常時8位以内入賞」を目標として取り組んでおり、平成27年度までは、3年連続でその目標を達成することができた。平成30年度は再び8位入賞を果たしたが、令和元年度は、8位以内入賞を逃した。また、令和2年度の本大会は新型コロナウイルス感染拡大の影響により延期となった。

今後も、県スポーツ協会や各競技団体等と連携し、競技力の向上に努める必要がある。

(2) 健康教育の充実について

近年、児童生徒を取り巻く生活環境の急激な変化を背景として、生活習慣の乱れ、アレルギー疾患、メンタルヘルスの問題、性に関する問題や薬物乱用等、様々な健康課題が生じており、学校における対応も多様化・複雑化している。また、大規模な自然災害や事件・事故等で被害に遭った子どもの心のケアや学校管理下における安全確保等の課題等、新たな対応を求められる課題も生じていることから、学校保健・学校安全を推進することができるよう、学校と家庭、地域が一体となって子どもの健康、安全に関する資質・能力を育成することが必要である。また、食に関する指導を充実させるとともに、学校給食における栄養管理及び衛生管理の徹底を図る必要がある。

2 令和2年度の重点的取組状況と成果

(1) 体育・スポーツの振興について

平成26年3月に「福岡県スポーツ推進計画」を策定し、様々な取組を進めてきた。この間、スポーツを取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、平成30年12月に後期計画として見直し、「スポーツ立県福岡」の実現に向けて体育・スポーツの振興に努めている。

学校体育については、子どもの体力向上に関する事業を実施するとともに、県内全小中高校で各学校の実態に応じた計画的かつ継続的な「1校1取組」運動を位置付けた「体力向上プラン」を作成し、児童生徒の体力の向上及び生涯にわたって運動やスポーツを実施するための資質・能力の育成を図った。

競技スポーツの推進については、県スポーツ協会や各競技団体等と連携して一貫指導システム

構築の促進とともに、平成 29 年度からは将来有望なジュニアアスリートの育成強化、また、平成 30 年度からは国際的に活躍できる女性アスリートの育成強化に力を入れている。また、スポーツ医・科学領域に精通した指導者の養成に努め、国民体育大会「男女総合成績常時 8 位以内入賞」を達成できるよう取り組んでいる。その結果、平成 30 年度は各競技団体の計画的な強化が実り、再び 8 位入賞を果たすことができた。令和 2 年度には、各競技団体においてこれまでの競技者育成プログラムについて再検討・再構築を促し、新たなプログラムを策定するとともに、一貫指導システムの理念を共有することができた。

(2) 健康教育の充実について

学校における健康教育を推進するために、保健主事研修会、薬物乱用等防止教育指導者養成研修会、食に関する指導者研修会、学校安全に関する研修会等、教職員等を対象とした各種研修会を開催した結果、健康教育に関する教員の資質・能力の向上を図ることができた。また、性や心の健康課題を抱える生徒とその保護者、教員等に対して医師による健康教育推進事業（性と心の健康相談）を行うことにより、学校・家庭・地域が連携した支援を行うことができた。がん教育については、がんに対する正しい理解とがん患者に対する正しい認識及び命の大切さに対する理解を深めるため、県立学校に外部講師を派遣するとともに、新学習指導要領に対応したがん教育の取組を推進するための教師用指導資料を作成し、活用についての啓発を行っている。食育の推進については、栄養教諭を中心とした食育推進体制の充実を図ることができた。

第2節 学校体育

1 学校体育指導者の研修

(1) 県内講習会等

学校における体育・スポーツ活動の充実を図るため、学校体育指導者を対象とした講習会等を開催し、今日的課題を究明するとともに、学校体育指導者の資質向上に努めた。

(2) 中央講習会等派遣

文部科学省（スポーツ庁）及び学校教育研究団体などが主催する講習会・研修会に学校体育指導者を派遣し、県内における中心的指導者の養成を図った。

第3節 スポーツの振興

1 競技スポーツ振興事業

第75回国民体育大会本大会は、鹿児島県で開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、延期となった。

なお、冬季国体は青森県（八戸市・三沢市・南部町）でスケートとアイスホッケーが、富山県（富山市・南砺市）でスキーが開催され、各地で熱戦が展開された。

男女総合成績（点）

※冬季大会のみ

1位	北海道	444.5
2位	長野県	366
3位	青森県	188
4位	山形県	177
5位	東京都	155
6位	群馬県	151
7位	新潟県	149.5
8位	埼玉県	141
9位	秋田県	134
10位	兵庫県	129
11位	岩手県	123
11位	神奈川県	123
13位	福岡県	118
14位	愛知県	117
15位	大阪府	112
16位	富山県	102
17位	岡山県	100
18位	岐阜県	94
19位	栃木県	91
20位	山梨県	72

女子総合成績（点）

※冬季大会のみ

1位	長野県	142
2位	北海道	118
3位	山形県	98
4位	群馬県	84
5位	青森県	82
6位	愛知県	68
7位	秋田県	67
8位	東京都	62
9位	神奈川県	61
10位	福岡県	60
11位	岩手県	58
12位	兵庫県	56
12位	岡山県	56
14位	大阪府	52
15位	新潟県	50
16位	福島県	41
16位	山梨県	41
18位	京都府	40
19位	茨城県	38
20位	富山県	37

第 75 回国民体育大会競技別・種別獲得点一覧及び順位

※冬季大会のみ（本國体は未開催）

競技名	参加点	男 子		女 子		獲得点	男女総合 順位	女子総合 順位
		成年	少年	成年	少年			
1 スケート	10	28	15	25	9	87	6	9
2 アイスホッケー	10	0	5			15	10	
3 スキー	10	0	0	6	0	16	16	10
小 計	30	28	20	31	9	118	13	10
4 水 泳	競泳	—	—	—	—	—	—	—
	飛込	—	—	—	—	—	—	—
	水球	—	—	—	—	—	—	—
	アーティスティックスイミング	—	—	—	—	—	—	—
	オープンウォーター	—	—	—	—	—	—	—
5 ボート	—	—	—	—	—	—	—	—
6 セーリング	—	—	—	—	—	—	—	—
7 カヌー	—	—	—	—	—	—	—	—
8 陸上競技	—	—	—	—	—	—	—	—
9 サッカー	—	—	—	—	—	—	—	—
10 テニス	—	—	—	—	—	—	—	—
11 ホッケー	—	—	—	—	—	—	—	—
12 ボクシング	—	—	—	—	—	—	—	—
13 バレー ボール	6人制	—	—	—	—	—	—	—
	ビーチ	—	—	—	—	—	—	—
14 体操	競技	—	—	—	—	—	—	—
	新体操	—	—	—	—	—	—	—
	トランポリン	—	—	—	—	—	—	—
15 バasketボール	—	—	—	—	—	—	—	—
16 レスリング	—	—	—	未	—	—	—	—
17 ヲイトリフティング	—	—	—	開	—	—	—	—
18 ハンドボール	—	—	—	催	—	—	—	—
19 自転車	—	—	—	（	—	—	—	—
20 ソフトテニス	—	—	—	延	—	—	—	—
21 卓球	—	—	—	期	—	—	—	—
22 軟式野球	—	—	—	）	—	—	—	—
23 相撲	—	—	—		—	—	—	—
24 馬術	—	—	—		—	—	—	—
25 フェンシング	—	—	—		—	—	—	—
26 柔道	—	—	—		—	—	—	—
27 ソフトボール	—	—	—		—	—	—	—
28 バドミントン	—	—	—		—	—	—	—
29 弓道	—	—	—		—	—	—	—
30 ライフル射撃	—	—	—		—	—	—	—
31 剣道	—	—	—		—	—	—	—
32 ラグビー	—	—	—		—	—	—	—
33 スポーツクライミング	—	—	—		—	—	—	—
34 アーチERY	—	—	—		—	—	—	—
35 空手道	—	—	—		—	—	—	—
36 クレー射撃	—	—	—		—	—	—	—
37 なぎなた	—	—	—		—	—	—	—
38 ボウリング	—	—	—		—	—	—	—
39 ゴルフ	—	—	—		—	—	—	—
40 トライアスロン	—	—	—		—	—	—	—
小 計	0	0	0	0	0	0		
合 計	30	28	20	31	9	118		

2 スポーツ施設

(1) 県立学校体育施設開放事業

生涯スポーツの普及振興を図るため、県立学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲において、地域住民の利用に供する事業である。

利用状況は次のとおりである。

	利 用 人 数	利 用 回 数	利用団体数
屋内体育施設 (体育館等)	15,706 人	674 回	33 団体
屋外体育施設 (グラウンド等)	17,025 人	515 回	57 団体
計	32,731 人	1,189 回	90 団体

(2) 県立スポーツ科学情報センター(愛称「アクション福岡」)

本県体育・スポーツの普及振興を図る中核的施設として平成7年6月に開館。「アクション福岡」の愛称で親しまれている。

各種アリーナ、トレーニング室、研修室及び宿泊室等のスポーツ施設の提供のほかに、指導者養成事業、健康体力相談を実施し、生涯スポーツの振興や学校体育活動に役立つさまざまな情報の収集・分析を行い提供している。

指定管理者としてアクション福岡マネジメントグループ(代表団体：公益財団法人福岡県スポーツ振興センター)が管理運営を行っている。

(3) 県立総合プール

水泳の普及・振興と県民の体位・体力の向上を図るため平成元年5月、福岡市博多区東平尾公園内に開館。指定管理者としてアクション福岡マネジメントグループ(代表団体：公益財団法人福岡県スポーツ振興センター)が管理運営を行っている。

(4) 福岡県馬術競技場

馬術競技の振興及び馬術技術の向上を図るため、平成元年3月、糟屋郡古賀町(現在の古賀市)に開場。指定管理者として福岡県馬術連盟が管理運営を行っている。

(5) 県立総合射撃場

散弾銃射撃、ライフル射撃等の普及振興及び射撃技術の向上を図るため、昭和61年から平成元年にかけて、筑紫野市に開場。指定管理者として公益財団法人福岡県スポーツ振興センターが管理運営を行っている。

(6) 久留米総合スポーツセンター

昭和49年全国高校総合体育大会の開催を契機に、福岡県と久留米市が共同で久留米総合スポーツセンターを開設。

福岡県の施設である陸上競技場、補助競技場、テニスコート、久留米市の施設である野球場、縣市共同建設施設である久留米アリーナで現在は構成されており、指定管理者としてふくおかスポーツライフ創造パートナーズ(代表団体：美津濃株式会社)が管理運営を行っている。

(7) 利用状況

令和2年度の各施設の利用状況は次のとおりである。

令和2年度 体育施設利用状況（年間利用者数）

スポーツ科学情報センター

アリーナ、研修室等	102,786
宿泊施設	1,712
スポーツ医事・健康体力相談	530
トレーニング室	48,331
合 計	153,359

総合プール

プール	62,205
アイススケート	18,525
会議室等	988
合 計	81,718

久留米総合スポーツセンター

(県施設)		
	陸上競技場	34,712
	補助競技場	44,143
	テニスコート	15,306
小 計		94,161
(久留米市施設)		
	野球場	26,474
小 計		26,474
(県市共同建設施設) 久留米アリーナ		
	アリーナ	81,824
	トレーニング室	35,098
	武道場	44,598
	弓道場	9,256
小 計		170,776
合 計		291,411

総合射撃場

クレー、ライフル	4,216
----------	-------

馬術競技場

馬場馬術競技場	12
障害馬術競技場	1,476
覆い馬場	587
馬場(個人)	1,031
厩舎	1,874
会議室・研修室	52
合 計	5,032

第4節 健康教育

1 保健・安全・給食教育

(1) 研修会等の開催

学校保健、学校安全、学校給食の推進を図るため、公立学校の教職員並びに行政機関の職員を対象に表1に掲げる研修会等を開催し、指導者、担当者の資質向上に努めた。

表1 令和2年度 学校保健・学校安全・学校給食に関する研修会及び講習会

名 称	期 日	会 場	対象者・参加者数	内 容
福岡県学校健康教育研究大会	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止		校長・保健主事・養護教諭・三師会、学校保健・学校安全・学校給食関係者（参考：令和元年度 237 人）	優良学校及び功労者表彰 （令和2年度は表彰物を送付）
学校給食料理コンクール	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止		学校給食調理員（参考：令和元年度 26 チーム）	食事内容の充実・調理技術の向上
食物アレルギー・アナフィラキシー対応研修会	12月14日	福岡県立ももち文化センター（ももちパレス）大ホール	小・中・高・特別支援学校の校（園）長、副校（園）長、教頭、教職員等 360 人	学校における食物アレルギー対応の充実を図るための特に管理職を対象とした研修会

(2) 学校保健・学校安全・学校給食優良学校・功労者の表彰

学校保健、学校安全、学校給食において、幼児児童生徒の健康づくりの推進に功績のあった個人や団体に対し、次のとおり表彰を行った。

ア 学校保健・学校安全・学校給食優良学校

○学校保健優良学校

優 秀 賞 桂川町立桂川東小学校

○学校安全優良学校

優 秀 賞 古賀市立小野小学校

○学校給食優良学校

奨 励 賞 築上町立下城井小学校
大牟田市立松原中学校

イ 学校保健・学校安全・学校給食功労者

○学校保健功労者

97 名（学校医：40 名、学校歯科医：29 名、学校薬剤師 6 名
その他学校保健に係る医療関係者（医師）：17 名、教職員：5 名）

○学校安全功労者

1 団体

○学校給食功労者

6 名、1 団体

(3) その他表彰

ア 文部科学大臣表彰

(7) 学校保健・学校安全

○学校保健の部

福岡市立壱岐南小学校	学校医	緒方	佳晃
福岡市立板付北小学校	学校医	古川	洸
大牟田市立白光中学校	学校歯科医	川野	未禮朗
北九州市立石峯中学校	学校薬剤師	小野	勝友
古賀市立小野小学校			

○学校安全の部

小竹町立小竹北小学校

(イ) 学校給食

該当なし

(4) 県内公立学校の給食状況は、表2から表4のとおりである

表2 公立小学校給食状況

(平成30年5月1日現在)

番号	市町村名	学校数	完全給食		補食給食		ミルク給食		実施校計		未実施校		完全給食実施率	
			校数	児童数	校数	児童数	校数	児童数	校数	児童数	校数	児童数	校数	児童数
1	北九州市	132	132	47,548					132	47,548			100.0	100.0
2	福岡市	144	144	81,363					144	81,363			〃	〃
3	大牟田市	19	19	5,386					19	5,386			〃	〃
4	久留米市	46	46	16,775					46	16,775			〃	〃
5	直方市	11	11	3,145					11	3,145			〃	〃
6	飯塚市	19	19	6,800					19	6,800			〃	〃
7	田川市	9	9	2,604					9	2,604			〃	〃
8	柳川市	19	19	3,388					19	3,388			〃	〃
9	八女市	14	14	3,013					14	3,013			〃	〃
10	筑後市	12	11	2,837					11	2,837	1	14	〃	〃
11	大川市	8	8	1,472					8	1,472			〃	〃
12	行橋市	11	11	3,899					11	3,899			〃	〃
13	豊前市	10	10	1,266					10	1,266			〃	〃
14	中間市	6	6	1,925					6	1,925			〃	〃
15	小郡市	8	8	3,436					8	3,436			〃	〃
16	筑紫野市	11	11	6,194					11	6,194			〃	〃
17	春日市	12	12	7,416					12	7,416			〃	〃
18	大野城市	10	10	6,339					10	6,339			〃	〃
19	宗像市	14	14	5,514					14	5,514			〃	〃
20	太宰府市	7	7	4,397					7	4,397			〃	〃
21	古賀市	8	8	3,467					8	3,467			〃	〃
22	福津市	7	7	3,965					7	3,965			〃	〃
23	うきは市	9	9	1,561					9	1,561			〃	〃
24	宮若市	5	5	1,401					5	1,401			〃	〃
25	嘉麻市	8	8	1,811					8	1,811			〃	〃
26	朝倉市	11	11	2,643					11	2,643			〃	〃
27	みやま市	12	11	1,759					11	1,759			〃	〃
28	糸島市	17	16	5,740					16	5,740			〃	〃
	市計	599	596	237,064	0	0	0	0	596	237,064	1	14	100.0	100.0
29	筑紫郡	8	7	3,494			1	0	8	3,494			87.5	100.0
30	糟屋郡	27	27	16,472					27	16,472			100.0	〃
31	遠賀郡	16	16	4,935					16	4,935			〃	〃
32	鞍手郡	9	9	1,019					9	1,019			〃	〃
33	嘉穂郡	2	2	656					2	656			〃	〃
34	朝倉郡	5	5	1,739					5	1,739			〃	〃
35	三井郡	4	4	880					4	880			〃	〃
36	三潁郡	3	3	961					3	961			〃	〃
37	八女郡	3	3	1,160					3	1,160			〃	〃
38	田川郡	23	23	3,975					23	3,975			〃	〃
39	京都郡	17	17	3,041					17	3,041			〃	〃
40	築上郡	13	13	1,740					13	1,740			〃	〃
	郡計	130	129	40,072	0	0	1	0	130	40,072	0	0	99.2	〃
	総計	729	725	277,136	0	0	1	0	726	277,136	1	14	99.9	100.0

(注) 学校数には、休校中の2校を含む。

児童数には、食物アレルギー等により、学校給食を受ける予定のない児童数を含めていない。

未実施校1校は、隣接する児童福祉施設で調理された食事の提供を受けている学校である。

完全給食実施率は、給食実施校に占める完全給食実施校の割合である。

表3 公立中学校給食状況

(平成30年5月1日現在)

番号	市町村名	学校数	完全給食		補食給食		ミルク給食		実施校計		未実施校		完全給食実施率	
			校数	生徒数	校数	生徒数	校数	生徒数	校数	生徒数	校数	生徒数	校数	生徒数
1	北九州市	62	62	22,280					62	22,280			100.0	100.0
2	福岡市	69	69	35,115					69	35,115			"	"
3	大牟田市	8	8	2,373					8	2,373			"	"
4	久留米市	17	17	7,271					17	7,271			"	"
5	直方市	4	4	485					4	485			"	"
6	飯塚市	10	10	3,041					10	3,041			"	"
7	田川市	8	8	1,147					8	1,147			"	"
8	柳川市	6	6	1,653					6	1,653			"	"
9	八女市	9	9	1,267					9	1,267			"	"
10	筑後市	3	3	1,308					3	1,308			"	"
11	大川市	4	4	763					4	763			"	"
12	行橋市	6	6	1,724					6	1,724			"	"
13	豊前市	4	4	453					4	453			"	"
14	中間市	4	4	918					4	918			"	"
15	小郡市	5	5	1,689					5	1,689			"	"
16	筑紫野市	5	5	2,857					5	2,857			"	"
17	春日市	6	6	3,490					6	3,490			"	"
18	大野城市	5					5	2,741	5	2,741			0.0	0.0
19	宗像市	6	6	2,519					6	2,519			100.0	100.0
20	太宰府市	4					4	1,893	4	1,893			0.0	0.0
21	古賀市	3	3	1,595					3	1,595			100.0	100.0
22	福津市	3	3	1,548					3	1,548			"	"
23	うきは市	2	2	738					2	738			"	"
24	宮若市	2	2	683					2	683			"	"
25	嘉麻市	5	5	946					5	946			"	"
26	朝倉市	6	6	1,307					6	1,307			"	"
27	みやま市	4	4	905					4	905			"	"
28	糸島市	7	7	2,748					7	2,748			"	"
市計		277	268	100,823	0	0	9	4,634	277	105,457			96.8	95.6
29	筑紫郡	4	3	1,577			1	7	4	1,584			75.0	99.6
30	糟屋郡	14	10	4,334			4	2,063	14	6,397			71.4	67.8
31	遠賀郡	7	7	2,414					7	2,414			100.0	100.0
32	鞍手郡	2	2	527					2	527			"	"
33	嘉穂郡	1	1	309					1	309			"	"
34	朝倉郡	3	3	806					3	806			"	"
35	三井郡	1	1	418					1	418			"	"
36	三潞郡	1	1	432					1	432			"	"
37	八女郡	1	1	502					1	502			"	"
38	田川郡	12	12	1,925					12	1,925			"	"
39	京都郡	6	6	1,350					6	1,350			"	"
40	築上郡	3	3	600					3	600			"	"
41	吉富町外 一市中学校組合	1	1	319					1	319			"	"
郡計		56	51	15,513	0	0	5	2,070	56	17,583	0	0	91.1	88.2
県立計		4					4	1,160	4	1,160			0.0	0.0
総計		337	319	116,336	0	0	18	7,864	337	124,200	0	0	94.7	93.7

(注) 生徒数には、食物アレルギー等により、学校給食を受ける予定のない生徒数を含めていない。

完全給食実施率は、給食実施校に占める完全給食実施校の割合である。

表 4 義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校、夜間定時制高等学校学校給食状況
(平成 30 年 5 月 1 日現在)

区 分	完全給食		補食給食		ミルク給食		計	
	校数	児童生徒数	校数	児童生徒数	校数	児童生徒数	校数	児童生徒数
義務教育学校	2	220					2	220
中等教育学校 (前期課程)					1	321	1	321
特別支援学校	36	5,508					36	5,508
定時制高校	20	1,698					20	1,698
計	58	7,426			1	321	59	7,747

(5) 米飯給食の実施状況

昭和 51 年度から学校給食に米飯が取り入れられたが、その実施状況は表 5 のとおりである。

表 5 米飯給食実施状況

(平成 30 年 5 月 1 日現在)

区 分	完全給食校	米飯給食 実施校	実施率	完全給食 実施人員	米飯給食 実施人員	実施率
小学校	725	725	100%	277,136	277,136	100%
中学校	319	319	100%	116,336	116,336	100%
義務教育学校	2	2	100%	220	220	100%
特別支援学校	36	36	100%	5,508	5,508	100%
夜間定時制高校	20	20	100%	1,698	1,698	100%
計	1,102	1,102	100%	400,898	400,898	100%

(注) 実施率は完全給食実施校に対する比率である。

(6) 牛乳の飲用状況

学校給食用牛乳(200cc、300cc)の飲用状況は表 6 のとおりである。

表 6 学校給食用牛乳飲用状況

飲用本数 (千本)	区 分	価 格			
		国・県費 補助	地域間格差 補正額	保護者 負担金	計
53,821 (227)	紙	0 円	0.33 円	49.24 円	49.57 円
	ビン			51.24 円	51.57 円

(注) 1. 飲用本数は令和 2 年度の実績である。

2. () の数は、300cc の本数で内数である。

(7) 果汁の飲用状況

昭和 50 年度から小・中学校の児童生徒を対象に果汁(ミカンジュース 125cc)が取り入れられたが、その飲用状況は表 7 のとおりである。

表 7 集団給食用果汁飲用状況

飲用本数 (本)		価 格				計
		国庫補助	県費補助	団体特別 助成金	保護者 負担金	
661,081	125cc	0 円	0 円	7.70 円	34.30 円	42.00 円
	186cc	0 円	0 円	4.00 円	69.00 円	73.00 円

(注) 飲用本数は令和 2 年度の実績である。

(8) 栄養摂取量

本県では、年 3 回学校給食の実施内容の報告を求めているが、その平均摂取量は、表 8 のとおりである。

学校給食に供する食物の栄養内容の基準は、全国的な平均値を示したものであるため、適用に当たっては、児童生徒の実態並びに地域の実情等に配慮し弾力的に運用することとされている。

学校給食の食事内容については、各教科等における指導内容と関連させる、地場産物や郷土料理を取り入れる等、食に関する指導に学校給食を活用できるよう配慮することが望まれる。

表 8 令和 2 年度 学校給食栄養摂取量

区分	県平均		参考：文部科学省基準 (平成 30 年 8 月 1 日改正)	
	小学生	中学生	児童 (8~9 歳) の場合	生徒 (12~14 歳) の場合
エネルギー(kcal)	621	776	650	830
たんぱく質 (g) (学校給食による摂取 エネルギー全体に占 める割合)	24.3 (15.7%)	29.7 (15.3%)	学校給食による摂取エネルギー 全体の 13~20%	
脂質 (g) (学校給食による摂取 エネルギー全体に占 める割合)	20.0 (29.0%)	24.4 (28.3%)	学校給食による摂取エネルギー 全体の 20~30%	
食塩相当量(g)	2.3	2.9	2 未満	2.5 未満
カルシウム(mg)	343	384	350	450
マグネシウム(mg)	92	114	50	120
鉄(mg)	2.8	3.7	3	4
ビタミンA (μgRAE)	334	413	200	300
ビタミンB1(mg)	0.47	0.57	0.4	0.5
ビタミンB2(mg)	0.52	0.61	0.4	0.6
ビタミンC(mg)	27	34	20	30
食物繊維(g)	4.5	5.8	5 以上	6.5 以上

(9) 学校給食費

学校給食費は、各市町村が学校給食摂取基準に定められた栄養量、食品構成、食材等の仕入れ方法等を慎重に検討して適正な給食費を決定している。

各市町村別の学校給食費は表9のとおりである。

表9 完全給食実施校における給食費の平均月額(保護者負担額のみ)

(平成30年5月1日現在)

設置者	小学校	中学校	設置者	小学校	中学校
北九州市	3,204	3,787	新宮町	4,330	5,160
福岡市	4,200	5,000	久山町	4,320	
大牟田市	3,900	4,700	粕屋町	3,884	4,621
久留米市	4,100	4,600	芦屋町	4,100	4,800
直方市	4,400	4,910	水巻町	4,100	4,800
飯塚市	4,010	4,830	岡垣町	4,100	4,800
田川市	4,000	4,640	遠賀町	4,100	4,800
柳川市	3,900	4,600	小竹町	4,000	4,500
八女市	4,300	5,000	鞍手町	4,500	5,000
筑後市	4,200	4,900	桂川町	3,800	4,600
大川市	4,000	4,700	筑前町	3,800	4,400
行橋市	4,200	5,020	東峰村	3,000	3,700
豊前市	4,460	5,000	大刀洗町	3,600	4,100
中間市	3,900	4,800	大木町	3,700	4,400
小郡市	4,200	4,900	広川町	4,200	4,900
筑紫野市	4,300	5,100	香春町	4,300	4,800
春日市	4,400	5,137	添田町	4,000	4,700
大野城市	4,350		糸田町	4,100	4,700
宗像市	4,160	4,680	川崎町	3,600	4,200
太宰府市	4,400		大任町	4,000	4,600
古賀市	4,190	4,730	赤村	3,300	3,600
福津市	4,262	4,841	福智町	4,300	4,900
うきは市	3,900	4,800	苅田町	4,000	4,800
宮若市	4,000	4,500	みやこ町	4,190	5,010
嘉麻市	3,600	4,476	吉富町	4,500	
朝倉市	3,800	4,400	上毛町	4,500	5,000
みやま市	4,000	4,900	築上町	4,204	4,300
糸島市	4,200	5,000	吉富町外一市中学校組合		5,009
那珂川市	4,400	5,200			
宇美町	4,302	5,139			
篠栗町	4,255	4,855			
志免町	4,299	5,193			
須恵町	4,325		県平均	3,967	4,632

(注) 県平均は、学校数により加重平均を行い算出した額である。

(10) 栄養教諭・学校栄養職員の配置状況

令和2年5月1日現在における県内（政令市を除く）の栄養教諭及び学校栄養職員の配置は次のとおりである。

	栄養教諭（※1）	学校栄養職員（※2）
小学校	166名	16名
中学校	46名	4名
特別支援学校	17名	2名
計	229名	22名

（※1）講師（栄養）（期限付）を含む。

（※2）技師（栄養）（期限付）を含む。

(11) 食育推進事業

学校給食の意義やねらい等についての理解を深めるとともに、家庭における食生活の改善や子どもたちの望ましい食習慣を形成するため、表 10 に掲げる食育推進事業を実施した。

表 10 令和 2 年度 食育推進事業実施状況

事業名	対象者	目的・事業内容	実施状況
「朝食いきいきシート」の配布	小学校、特別支援学校小学部 4～6 年生児童	<p>【目的】望ましい朝食摂取について児童や保護者の意識を高めるとともに、児童が自分自身の食生活を振り返ることで、栄養バランスのよい朝食摂取の習慣化を図る。</p> <p>【事業内容】朝食を食べることの効果、栄養バランスを考えて朝食を食べること、自分の朝食摂取の状況を振り返ること等について掲載したシートを対象児童に配布。</p>	配布数：80,520 枚
子どもが作る「ふくおか弁当の日」の推進	小学校、中学校、特別支援学校、高等学校児童生徒	<p>【目的】子どもが弁当を作ることをとおして、食べ物やそれらを作ってくれる人への感謝の心を養い、自己肯定感を育むこと等を目指す。</p> <p>【事業内容】</p> <p>①学校全体又は学年等で「弁当の日」を設定するなどし、発達段階に応じて家庭や地域の協力を得ながら児童生徒自ら弁当を作り、給食時間や学校行事等において皆で会食する取組を各学校で実施。</p> <p>②「ふくおか弁当の日」の取組の充実を図るため、教職員、保護者等に対する研修会を開催。</p>	<p>①実施校数：418 校</p> <p>②新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止（例年 2 月実施、参加者数約 70 人）</p>
福岡県学校給食レシピコンクール	中学校、特別支援学校中学部生徒	<p>【目的】学校給食の意義や県産品への理解を深めるとともに、食に関する興味関心を高め、家庭・地域における食生活の改善や子どもの望ましい食習慣の形成に寄与する。</p> <p>【事業内容】中学生から県産品を用いた学校給食レシピを募集し、優秀な作品を表彰。</p>	応募数：706 点
学校給食フェア	小学校、中学校児童生徒及び保護者、学校関係者等	<p>【目的】学校給食についての理解を深めるとともに、「食」に関する興味、関心を高め、家庭における食生活の改善や望ましい食習慣の形成に寄与する。</p> <p>【事業内容】親子等で参加する料理教室、学校給食クイズラリー等</p>	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止（例年 3 月上旬実施、参加者数約 500 人）
P T A 学校給食教室	小学校、中学校、特別支援学校児童生徒の保護者	<p>【目的】学校給食の意義、役割、現状等について理解と認識を深め、家庭における食生活の改善並びに子どもたちの望ましい食習慣の形成に寄与する。</p> <p>【事業内容】学校給食に関する説明、学校給食献立の調理実習</p>	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止（3 か所まで実施予定、参加者数約 90 人予定）

2 健康増進特別事業

国の「へき地児童生徒援助費等補助金(保健管理費)」の交付を受けて、令和 2 年度は次のとおり実施した。

事業名	実施市町村数	実施学校数	補助対象経費	補助金
へき地学校心臓検診	1	7校	85千円	26千円
医師等派遣	3	10校	5,839千円	652千円

3 健康教育推進事業(性と心の健康相談)

青少年の健康に関する現代的課題へ対応するため、令和2年度は次のとおり県立高等学校において、生徒、教職員及び保護者に対して専門医による性及び精神保健に関する相談事業を実施した。

令和2年度 健康教育推進事業

事業名	実施学校数
性に関する相談事業	86校
心に関する相談事業	77校

4 性に関する指導の推進

近年、性情報の氾濫など、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化しているため、子どもたちが性に関して適切に理解し、行動することができるようにすることが課題となっている。また、若年層の性感染症や望まない妊娠・出産も問題となっていることから、学校における性に関する指導の充実を図るため、下記の事業を実施した。

事業名	事業内容
性に関する指導推進事業	性に関する指導の実践研究校を指定し研究を進めるとともに、公立中学校及び県立特別支援学校に対して専門家（医師等）を派遣する事業を実施した。
指導主事等研修会	指導主事等を対象に、学校における性に関する指導の考え方、進め方について研修を実施した。
若年教員研修（養護教諭）	若年教員研修対象の養護教諭を対象に、性に関する指導の考え方、進め方についての講義・演習を実施した。

第5節 児童生徒の健康管理及び環境衛生

1 県立学校児童生徒心電図検査実施状況

県立学校児童生徒心電図検査実施状況

区分	年度	令和元年度	令和2年度
検査対象者		24,339名	23,810名
心電図収録者数		24,159名	23,530名
収録実施率		99.3%	98.8%
要精密検査者数		1,132名	1,151名
対収録者数比率		4.7%	4.9%
受診票回収数		914名	843名
受診票回収率		80.7%	73.2%

2 感染症(インフルエンザ様疾患・新型コロナウイルス感染症)

令和2年度の発生状況は、次のとおりであった。

令和2年度 インフルエンザ様疾患による学級閉鎖等状況(北九州市、福岡市及び久留米市を除く。)

(参考：福岡県インフルエンザ様疾患発生報告調査 2020/2021)

学校種別	区分	休校数	学年閉鎖数	学級閉鎖数	患者数	欠席者数
保育所・幼稚園		0	0	0	0	0
小学校		0	0	0	0	0
中学校		0	0	1	3	2
高等学校		0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0
計		0	0	1	3	2

年度別流行状況

年度	区分	患者数	欠席者数	学級閉鎖数	学年閉鎖数	休校数
平成30年度		6,736	6,140	309	132	4
令和元年度		4,313	3,944	212	85	4
令和2年度		3	2	1	0	0

令和2年度 公立学校における新型コロナウイルスの感染状況(政令市を含む。)

校種	区分	児童生徒	教職員
小学校		351	55
中学校		208	31
義務教育学校・中等教育学校		0	0
高等学校		166	11
特別支援学校		16	13
	計	741	110

3 学校環境衛生

学校における環境衛生検査及び事後措置については、学校保健安全法に規定されており、具体的には、文部科学省が示している「学校環境衛生基準」に基づいて実施される。

県立学校において、学校薬剤師の協力の下、次のとおり環境衛生検査を実施した。

環境衛生検査	検査項目	備考
水泳プール水質検査	遊離残留塩素、pH値、大腸菌、一般細菌、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）、濁度及び総トリハロメタン	公益社団法人福岡県薬剤師会に委託。
教室等環境検査 (揮発性有機化合物)	ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン	公益社団法人福岡県薬剤師会に委託。
教室等環境検査 (ダニ又はダニアレルゲン)	ダニ計数	公益社団法人福岡県薬剤師会に委託。
教室等環境検査 (換気、温度、相対湿度)	二酸化炭素、温度、相対湿度	公益社団法人福岡県薬剤師会に検知管を配布。

第6節 福岡県体育研究所の事業

体育研究所の主な事業は次に掲げるとおりである。

- I 体育・スポーツ及び健康教育に関する専門的及び技術的事項についての研究及び調査に関すること。
- II 体育関係指導者及び養護教諭の研修に関すること。
- III 体育・スポーツ及び健康教育に関する資料の収集、作成及び活用に関すること。
- IV その他教育委員会が必要と認める事業

1 調査研究事業

(1) 研究の目的

新学習指導要領の趣旨を踏まえた、共生を基盤とした体育の授業づくりの考え方、進め方について理論を構築し、児童生徒の実態把握及び具体的実践を通して、共生を基盤とした体育の授業の在り方に関する調査研究を行い、その成果を県内外に広く普及する。

(2) 研究主題

共生を基盤とした体育の授業づくり

(3) 具体的な研究内容

① 調査研究委員会の設置

学識経験者や教育行政関係者等で組織し、理論構築やその有効性を検証する実践授業等について検討、整理、協議する。

② 実践協力者による実践授業及び効果の検証

福岡県体育研究所長が委嘱した、県内の各校種の教諭等が実践協力者となり、「共生を基盤とした体育の授業づくり」の理論を基にした指導案の作成、児童生徒の実態把握、実践授業を行う。

③ 事業成果の普及

実践協力者の報告やアンケート結果を取りまとめ、各学校で活用できる実践事例集を作成し、県内の各学校及び教育機関、全国の関係教育機関に配布する。

2 研修事業

(1) 長期派遣研修

ア 長期派遣研修員

「福岡県教育公務員の長期にわたる研修に関する規則」に基づき、体育研究所における長期派遣研修員として小・中・高等学校から3人が派遣され、次の研修を行った。

- ・今日的課題などからの研究主題による研修
- ・個人別の研究課題に基づいた研修
- ・専門研修（短期研修）講座の受講

イ 研修報告会

研修成果の報告会を次のとおり行った。

- ・期 日 令和3年2月19日（金）
- ・会 場 福岡県立スポーツ科学情報センター（アクション福岡）
- ・参加者 県内の小・中・高・特別支援学校の教職員
県・市町村教育委員会、教育事務所の職員等 162名

(2) 専門研修（短期研修）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、研修を中止

(3) 専門研修（断続研修）講座

① 保健体育研修講座

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、研修を中止

② 養護教諭研修講座

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、研修を中止

第7節 付随的健康教育活動

1 福岡県学校保健会

福岡県学校保健会は、児童生徒及び教職員の健康管理及び健康教育に関する調査研究並びに普及進展を図り、学校保健施策に寄与することを目的とした各種の事業を実施している。

期 日	事 業 名	場 所	摘 要
9月 2日 10月21日	へき地学校 巡回保健指導	田川郡添田町 〃	添田町立落合小学校（眼科） 〃 津野小学校（ 〃 ）
10月20日	理事会	書面開催	令和2年度福岡県学校保健功労者の選考について 平成元年度事業報告及び決算について 令和2年度事業計画及び予算について
11月12日～ 13日	令和2年度全国学 校保健・安全研究 大会	富山県	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止
12月14日	食物アレルギー ・アナフィラキシ ー対応研修会	福岡県立ももち 文化センター (ももちパレス) 大ホール	○行政説明 福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課 ○講話・演習 「学校における食物アレルギーへの対応について」 独立行政法人国立病院機構 福岡病院 小児科医長 村上 洋子 氏 看護部看護師小児アレルギーエデュケーター 松田 有加 氏
1月 6日	就学時の健康診 断研修会	パピヨン2 4 ガスホール	○行政説明 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 ○講演 「子どもの眼の健康と成長について」 公益社団法人日本眼科医会 常任理事 柏井 真理子 氏 「発達障害の早期発見について」 ～小学校入学前後で求められるもの～ 国立成育医療研究センター こころの診療部総括部長 小枝 達也 氏
3月12日	理事会	書面開催	令和2年度事業報告及び予算執行状況について 令和3年度事業計画及び予算について
3月12日	評議員会	書面開催	令和2年度事業報告及び予算執行状況について 令和3年度事業計画及び予算について

第7部 人権教育

第1節 現状と課題

県教育委員会は、同和問題を人権問題の重要な柱と位置づけ、児童生徒の学力と進路の保障及び基本的な人権尊重の精神の育成という課題を解決するために、国の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「人権教育・啓発に関する基本計画」等の趣旨を踏まえ、「福岡県人権教育・啓発基本指針」に基づき、人権教育の推進を図り、県民一人一人が相互の人権を尊重する社会の確立を目指して、様々な施策を実施してきた。さらに、人権教育の更なる充実を図るため、「福岡県人権教育推進プラン」及び「人権教育指導者用手引きⅠ」を作成し、人権教育の方向性や取組を示した。また、学校における人権教育の具体的な指導資料として「人権教育指導者用手引きⅡ」を作成し、人権尊重の学校づくりを推進してきた。平成27年には「人権教育資料Ⅲ」を作成し、人権教育を通じて育てたい資質・能力を位置付けた教科等の授業づくりについて工夫・改善を進めてきた。

しかしながら、人権を取り巻く状況は大きく変化している。そのような状況を踏まえ、「福岡県人権教育・啓発基本指針」が改定され、人権教育に関して、次のような現状と課題が示された。

- 学校においては、同和問題や障がいに関する差別発言や、インターネット上の差別的な書き込み、いじめの問題、規範意識や社会性が身につけていない子どもの問題等が明らかになっている。
- スマートフォン等の普及により、インターネット上に掲載されている人権問題に関する不確かな情報や、差別を助長する表現等の有害な情報に児童生徒が日常的に触れる機会の問題がある。
- 同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人に対する偏見や差別に加え、インターネットによる人権侵害、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別、外国人に対するヘイトスピーチなどの問題が顕在化している。

したがって、このような課題解決を図るために、以下のような重点的取組を行っている。

(1) 教職員研修の充実

教職員が確かな人権意識を体得するとともに児童生徒への効果的な指導を図っていくために、人権教育に係る福岡県教職員指導力等達成目標（平成31年1月策定）を活用し、管理職をはじめとして、経験年数・職務に応じた研修会を実施している。また、人権教育の潮流及び教育改革の動向を踏まえた人権教育を推進するために、人権教育研修会資料集（平成31年4月作成）を活用している。

(2) 人権教育に係る研究指定校等における研究実践

国の「人権教育研究指定校事業」を活用し、新たな人権課題について児童生徒の理解を促す授業モデルを開発する実践的な研究を進めているとともに、国の「人権教育総合推進地域事業」を活用し、学校、家庭、地域が一体となった人権教育の総合的な取組を行っている。

(3) 学習教材の効果的な活用促進

児童生徒の人権に関する知的理解を深め、豊かな人権感覚を育成するために、人権教育教材『か

がやき』『あおぞら』『あおぞら2』の積極的な活用を促進し、指導方法・内容の工夫改善を図っている。

(4) 社会教育における人権教育の充実

人権問題の解決のためには、人権教育・啓発を積極的に推進していかなければならない。そのため、学習資料の発行や「人権教育コーディネーター養成講座」等の研修会の開催を通じ、情報提供や指導者の育成・資質向上を図る市町村への支援を行っている。

(5) 地域の教育環境の整備・充実

同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決を図るためには、地域住民に対する学習の機会を提供することが必要であり、「社会参加促進支援事業」の実施によって、市町村における取組を支援している。

上記のような取組によって、学校教育においては、指導内容・方法等の工夫改善が積極的に行われ、学力の向上や人権尊重の精神の育成が進められている。社会教育においては、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や、「福岡県人権教育・啓発基本指針」についての理解が広がるとともに、学習内容・方法の工夫改善が図られている。

第2節 学校教育における人権教育

学校教育では、すべての児童生徒の実態を正しく把握し、児童生徒一人一人の持つ無限の可能性を伸ばし、人権尊重の精神の育成を目指す教育活動を推進していくことが大切である。

県教育委員会は、同和問題をはじめとする人権問題の解決に当たって、教育の果たす役割の重要性を認識し、諸法規等に則り、「福岡県人権教育・啓発基本指針」に基づき具体的施策の実施に努めている。

1 教職員研修事業(学校教育関係)

(1) 本庁主管研修会

○ 幼稚園関係

番号	名称	期日	会場	参加者数	研修内容
1	国公立私立幼稚園長・職員人権教育研修会				中止

○ 県立学校関係

番号	名称	期日	会場	参加者数	研修内容
1	県立学校等校長人権教育研修会	4/23 (資料送付) 6/1～ 6/12 (動画配信)	各学校	115	○説明動画 ・新型コロナウイルス感染症に関する人権上の問題 ・個別の人権課題に関する学習の工夫・改善 ・差別事象に関する指導等 ・公正な採用選考に向けた取組 ・本年度の人権教育研修会等
2	県立学校等副校長・教頭人権教育研修会	4/23 (資料送付) 6/1～ 6/12 (動画配信)	各学校	115	○説明動画 ・新型コロナウイルス感染症に関する人権上の問題 ・個別の人権課題に関する学習の工夫・改善 ・差別事象に関する指導等 ・公正な採用選考に向けた取組 ・本年度の人権教育研修会等
3	県立学校等新規採用教員等人権教育研修会	12/21～ 1/15 (動画配信)	各学校	294	○講義動画 ・人権教育の推進について ・人権教育を推進するに当たっての基本的な考え方 ・学校教育における人権教育の推進
4	第1回県立学校等人権教育担当者研修会	7/3 (午前午後 分散実施)	吉塚合同庁舎	146	○講義「学校における人権教育の推進にむけて」 ○講義「学校教育における人権教育推進上の課題解決に向けて」 ○説明「高校生用学習資料について」 ○協議「学校における人権教育の効果的な推進について」
5	第2回県立学校等人権教育担当者研修会	10/13 (オンライン)	各学校	148	○講義「学校教育における人権教育推進上の課題克服に向けて」 ○講義「学力と進路の保障について」 ○実践報告「校内における人権教育推進の効果的な取組について」
6	県立学校等新任教務主任・同学年主任・同学部主事人権教育研修会	6/9 (資料送付)		200	○送付資料 ・職務を通じた人権教育の推進、人権教育に係る福岡県教職員指導力等達成目標の活用等
7	県立学校等新任生徒指導主事・同進路指導主事人権教育研修会	6/9 (資料送付)		93	○送付資料 ・職務を通じた人権教育の推進、人権教育に係る福岡県教職員指導力等達成目標の活用等
8	県立学校等新任保健主事・同研修主任人権教育研修会	6/16 (資料送付)		130	○送付資料 ・職務を通じた人権教育の推進、人権教育に係る福岡県教職員指導力等達成目標の活用等
9	県立学校等新規採用常勤講師研修会				中止

○ 人権教育実践交流会等事業関係

番号	名 称	回	期日	会 場	参加者数	研 修 内 容
1	福岡県人権教育研修会	第1回				中止
		第2回				中止
		第3回				中止
		人権教育基礎講座				中止
2	人権教育指導者養成連続講座	第1回	7/28	県人権啓発情報センター	25	○開講行事、オリエンテーション ○講義「『人権教育の考え方・進め方』—『世代をつなぐキーワード』を求めて」 ○協議
		第2回	9/17	吉塚合同庁舎	25	○講義「『家庭・地域・関係機関及び校種間の連携』について」 ○研究協議
		第3回	10/20	吉塚合同庁舎	25	○講義「人権が尊重される社会をめざして」 ○研究協議
		第4回	12/3	県人権啓発情報センター	25	○講義「社会力で、つながる・わかるまちのふうけい—子どもと共同で描く学び—」 ○施設見学・説明 ○研究協議
		第5回	1/13	吉塚合同庁舎	25	○講義「『学ぶ、つながる、未来を創る』～新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見に立ち向かうためにも～」 ○演習「『人権教育推進の具体的取組』について」 「『人権教育指導者としての今後の取組』について」 ○まとめ ○閉講行事

(2) 各教育事務所主管研修会

	名 称	期日	会 場	参加者数	研 修 内 容
福岡教育事務所	市町立小・中学校新規採用教職員研修 (初任研対象外)	3/25 (資料送付)		55	○送付資料 ・「福岡県の人権教育・啓発の推進と『教職員の 人権意識、人権教育に関する調査』の結果から読み取れる課題について」など
	市町立小・中学校副 校長・教頭研修会				中止
	市町立小・中学校校長 人権教育研修会	4/19 (資料送付)		190	○送付資料 ・講話資料「人権教育の推進」
		1/17 (オンライン)	福岡教育事務所	174	○説明「新型コロナウイルス感染症に関わる 偏見・差別の防止に関する人権同 和教育の推進について」
	市町立小・中学校臨 時的任用職員対象研 修会	4/23 5/24 (資料送付)			○送付資料 ・「児童生徒理解と5つの視点」など
	市町立小・中学校事 務職員研修会				中止
	市町立小・中学校人 権教育担当者研修会	小学校 5/7 中学校 5/7 (資料送付)		小学校 118 中学校 59	○送付資料 ・「福岡県人権教育・啓発指針(改定)の 概要」など
		小学校 9/10 中学校 9/4 (資料送付)		小学校 118 中学校 59	○送付資料 ・講義資料「人権教育担当者としての役割 について」など
	第2回福岡県人権 教育研修会	9/25 (資料送付)		31	○送付資料 ・「人権尊重の視点に立った授業づくり」 など
		10/8 (資料送付)		31	
		10/30 (資料送付)		25	
		11/16 (資料送付)		40	
11/25 (資料送付)			22		
11/30 (資料送付)			28		

	名 称	期日	会 場	参加者数	研 修 内 容
北九州教育事務所	幼稚園・保育所(園)・認定こども園人権教育研修会	8/28	北九州教育事務所	23	○説明「人権教育の現状と課題」 ○講話・演習「LGBTQ+の子どもたちも安心して過ごせる居場所づくり」
	市町立小・中学校若年教員研修 1 年目(授業研修)	9/6 10/7	北九州教育事務所	41 18	○授業動画視聴 ○協議 ○指導助言「人権が尊重される学校づくり」
		1/20	北九州教育事務所	59	○授業動画視聴 ○協議 ○指導助言「人権が尊重される環境づくり」
	市町立小・中学校教務主任研修	5/1 (資料送付)		66	○送付資料「人権教育の組織的な推進」
	市町立小・中学校臨時的任用教員研修会	5/19 (資料送付)		78	○送付資料「人権教育の推進」
	市町立小・中学校臨時的任用教員研修会	11/2 (資料送付)		80	○送付資料「人権教育の推進」
	市町立小・中学校教頭研修会	4/28 (資料送付)		65	○送付資料「人権・同和教育室の方策」
	市町立小・中学校教頭人権教育研修会	9/14 (資料送付)		65	○送付資料 ・「教頭人権教育研修会説明資料」 ・「演習」
	市町立小・中学校校長研修会	4/28 (資料送付)		66	○送付資料「人権・同和教育室の方策」
	市町立小・中学校校長人権教育研修会、人権教育担当者研修会①	7/29 (資料送付)		132	○送付資料 ・「実践発表資料」 ・「校長人権教育研修会説明資料」
	市町立小・中学校人権教育担当者研修会②	1/18	北九州教育事務所	66	○実践発表「人権尊重精神の育成に向けた取組」 ○説明・協議「人権教育における『あおぞら2』の効果的な活用」
	人権教育研修会	12/4	水巻町立 水巻南中学校	19	○公開授業 ○協議「人権感覚を育てる授業づくり～人権教育を通じて育てたい資質・能力を位置付けた教科等の授業づくり～」
	市町立小・中学校事務職員研修会	10/29	北九州教育事務所	66	○講義・演習「人権・同和問題研修 参加体験型研修プログラム『あたりまえを疑う～本当にそうなの～』」

	名 称	期 日	会 場	参加者数	研 修 内 容
北 筑 後 教 育 事 務 所	市町村立小・中学校若 年教員研修（1年目）	4/1 (資料送付)		192	○送付資料「人権尊重の理念に立った指導のポイント」
	市町村立小・中学校教 頭研修会	5/1 (資料送付)		160	○送付資料「令和2年度人権・同和教育の推進について」
		1/25 (オンライン)	各学校	120	○説明「次年度人権・同和教育の推進に向けて」
	市町村立小・中学校校 長研修会	4/22 (資料送付)		115	○送付資料「令和2年度人権・同和教育の推進について」など
		1/20 (オンライン)	各学校	115	○説明「次年度人権・同和教育の推進に向けて」
	市町村立小・中学校臨 時的任用教員研修会	4/21 (資料送付)		163	○送付資料「人権・同和教育の動向と具体的な推進」
	人権教育ワークショップ ①	10/1 (資料送付)		70	○送付資料 ・「集団づくり（見つめよう、やってみよう、つな げよう）」 ・『『7つのカギ』で、個別的人権課題の解決をめ ざす授業をつくろう』等
	人権教育ワークショップ ②	10/1 (資料送付)		71	○送付資料 ・「集団づくり（見つめよう、やってみよう、つな げよう）」 ・『『7つのカギ』で、個別的人権課題の解決をめ ざす授業をつくろう』等
	管内小・中・特別支援 学校校長、人権・同和 教育担当者研修会①	6/1 (資料送付)		238	○送付資料 ・「令和2年度人権・同和教育の効果的な推進」 ・「説明用プレゼン原稿」 ・「人権・同和教育推進計画」等
	管内小・中・特別支援 学校校長、人権・同和 教育担当者研修会②	10/7	小郡市 文化会館	59	○講話「人権・同和教育の効果的な推進」 ○映画視聴「カラコエの花」 ○協議『『性的少数者の人権』についての各校の研 修及び授業の実施について』
		10/13	うきは市立 福富小学校	12	○公開授業 ○研究協議
		10/23	久留米市 教育センター	40	○講話「人権・同和教育の効果的な推進」 ○映画視聴「カラコエの花」 ○実践発表「性の多様性に関する学びの取組」
10/27		筑前町 めくばーる	21	○講話「人権・同和教育の効果的な推進」 ○映画視聴「カラコエの花」 ○協議『『性的少数者の人権』についての各校の研 修及び授業の実施について』	
10/28		久留米市 教育センター	55	○講話「人権・同和教育の効果的な推進」 ○映画視聴「カラコエの花」 ○実践発表「性の多様性に関する学びの取組」	
11/6		久留米市 教育センター	55	○講話「人権・同和教育の効果的な推進」 ○映画視聴「カラコエの花」 ○実践発表「性の多様性に関する学びの取組」	

	名 称	期日	会 場	参加者数	研 修 内 容
南筑後教育事務所	市町立小・中・特別支援学校新規採用の現職教員等研修				中止
	市町立小・中・特別支援学校臨時的任用教員等教職研修会	5/12 (資料送付)		92	○送付資料「児童生徒の人権を尊重した教育活動の在り方」
	市町立小・中・特別支援学校校長研修会	4/28 (資料送付)		122	○送付資料 ・「推進計画、事業計画一覧」 ・「新型コロナウイルス感染症関係文書」 ・リーフレット「人権・同和教育の視点でつなぐ小6社会」
	市町立小・中・特別支援学校副校長・教頭研修会	6/25 (資料送付)		126	○送付資料「人権・同和教育の推進と取組の重点」
	人権・同和教育セミナー	7/31 午前	南筑後教育事務所	28	○講義「部落問題学習の充実に向けて～同和対策審議会答申以降を考える～」
		7/31 午後	南筑後教育事務所	30	○講義「部落問題学習の充実に向けて～同和対策審議会答申以降を考える～」
	市町立小・中・特別支援学校校長、人権・同和教育担当者合同研修会	6/2 (資料送付)		244	○送付資料 ・リーフレット ・「新型コロナウイルス感染症に関連した人権・同和教育の推進について」 ・「各学校における人権・同和教育推進状況調査等から」
	市町立小・中・特別支援学校人権・同和教育担当者研修会	9/9	南筑後教育事務所	55	○説明「『新型コロナウイルス感染症拡大に伴う人権侵害の発生や拡大を防ぐための対応について』(Q&A集)の活用について」
		9/20	南筑後教育事務所	67	○講義「校内における人権・同和教育の推進に向けて」 ○協議「系統的な人権・同和教育の推進に向けた担当者の役割について」

	名 称	期日	会 場	参加者数	研 修 内 容
筑豊教育事務所	市町村立小・中学校 長研修会	4/21 (資料送付)		91	○送付資料 ・「人権・同和教育室の重点と支援策」 ・「新型コロナウイルス感染症にかかわる人権課題に対する取組」
	市町村立小・中学校 副校長・教頭研修会	6/23 (資料送付)		97	○送付資料 ・「人権・同和教育室の重点と支援策」 ・「新型コロナウイルス感染症に関わる人権課題に対する取組」
	市町村立人権・同和 教育担当者研修会	8/31 9/1	筑豊教育事務所	93	○講義「新型コロナウイルス感染症に関わる人権課題について」 ○説明「人権教育の年間指導計画の活用における留意事項」
	市町村立小・中学校 長及び人権・同和教育 担当者研修会				中止
	市町村立小・中学校 新規採用現職教員 等採用時研修	4/2	筑豊教育事務所	2	○講義「人権・同和教育の推進」
	市町村立小・中学校 臨時的任用教員等 研修会（講師研修 会）				中止
	第 2 回福岡県人権 教育研修会	11/4	筑豊教育事務所	37	○授業動画視聴（嘉麻市立山田中学校） ○協議「人権尊重精神を育む授業づくりの在り方」 「学力と進路を保障する授業づくりの在り方」
		11/26	筑豊教育事務所	57	○授業動画視聴（嘉麻市立牛隈小学校） ○協議「人権尊重精神を育む授業づくりの在り方」 「学力と進路を保障する授業づくりの在り方」
	人権教育を進める ための指導力アッ プ講座	9/15 (第1回)	筑豊教育事務所	45	○講話「授業実践に活かせる部落史」
		(第2回)			中止

	名 称	期日	会 場	参加者数	研 修 内 容
京 築 教 育 事 務 所	市町(学校組合)立小・中学校若年教員研修対象外新規採用教員研修	4/3 (資料送付)		4	○送付資料「個別的な人権課題及び人権教育で育てたい資質・能力」等
	市町(学校組合)立小・中学校教頭人権教育研修会	9/28～ 10/26 (動画配信)	各学校	62	配信動画 ○説明「学校における人権教育の推進」
	市町(学校組合)立小・中学校校長研修会	4/15		67	○送付資料「人権・同和教育室の施策」等
	市町(学校組合)立小・中学校校長人権研修会	6/8		67	○送付資料「学校における人権教育の推進」
	市町(学校組合)立小・中学校臨時的任用教員等研修会	8/24～ 9/24 (動画配信)	各学校	104	配信動画 ○説明「人権教育について」 「児童生徒理解に向けて」
	市町(学校組合)立小・中学校事務職員研修会	10/29	京築教育事務所	74	○講義「人権が尊重される学校づくりに向けて」
	特別研修会 「個別的な人権課題」に関する基礎講座	11/25 11/26	行橋総合庁舎 京築教育事務所	26	○講義Ⅰ「同和問題についての理解」
					中止
					中止
		12/9 12/10	行橋合同庁舎 京築教育事務所	21	○講義Ⅳ「ハンセン病患者等の人権についての理解」
	市町(学校組合)立小・中学校人権教育担当者等研修会	7/6～ 7/31 (動画配信)	各学校	68	配信動画 ○説明「人権教育が目指す学校と児童生徒像」 「人権教育担当者の役割」
		1/14	京築教育事務所	66	○実践報告「人権が尊重される学校づくりに向けた取組」 ○講義・協議「事項の人権教育の推進に向けて」
市町(学校組合)立小・中学校若年教員研修1年目授業研修	通年	各小・中学校	72	○授業研修 ○研修会における指導・助言	

第3節 社会教育における人権教育

一人一人が幸福を実感できる社会を実現するためには、自他をかけがえのない存在として尊重し、自己の個性や創造性の伸長を図りつつ、社会参加や自己実現を可能にする社会的な環境や条件の整備が求められる。このため、人権尊重の精神の確立とすべての人々の共生に向けて、人権教育・啓発を創意工夫し、粘り強く展開していくことが必要である。県では、「福岡県人権教育・啓発基本指針」（平成30年3月改定）に基づいて、社会教育における人権教育の推進に努めている。

1 県費補助事業

○社会参加促進支援事業

(過去5年間の状況)

事業 年度	対象事業数	補助率
平成28年度	27	1/10
平成29年度	23	1/10
平成30年度	24	1/10
令和元年度	24	1/10
令和2年度	23	1/10

2 職員研修事業（社会教育関係）

(1) 本庁主管研修会

番号	名称	期日	会場	参加者数	研修内容
1	教育庁人権・同和問題啓発推進員研修会	① 4/9 <small>(資料送付)</small>	各所属	25	○送付資料 ・研修会等における講師の不適切な言動への対応手順／「差別落書き」に係る市町村との連携について 等
		② 7/2	吉塚合同庁舎	24	○説明「人権・同和問題啓発推進員の役割について」 ○説明「本県の人権教育推進上の課題について」
2	福岡県市町村社会人権・同和教育担当部長研修会				中止
3	同和問題啓発強調月間教育庁職員研修会	7/27 ～ 8/31 <small>(動画配信)</small>	各所属	289	○研修動画 ※共有フォルダを利用 ・本県の人権教育・啓発の推進について ・演習「同和地区問合せについて考える」 ・特定職業従事者として
4	人権教育コーディネーター養成講座	① 9/10	人権啓発情報センター	25	○講義「人権教育・啓発入門」 ○演習「ワークショップ体験①」
		② 9/11	人権啓発情報センター	24	○演習「ワークショップ体験②」 ○演習「ファシリテーター体験①」
		③ 10/23	人権啓発情報センター	23	○演習「ファシリテーター体験②」 ○講義「学習プログラムの作成にあたって」
5	市町村社会人権・同和教育担当初任者研修会	10/19	県立社会教育総合センター	51	○説明「本県における人権教育推進上の課題」 ○実践報告「参加体験型学習の実際～人権教育コーディネーター養成講座での学びから～」
6	第3回福岡県人権教育研修会				中止
7	市町村社会人権教育研修会	11/18	クローバープラザ	59	○講演「一人ひとりが輝く社会のために～大規模災害をめぐる人権保障～」 ○分科会 「子どもたちとの交流を通して部落差別解消に取り組む学生を支援している姿から学ぶ」 「ハンセン病回復者の方との出会いから得た学びを発信し続け、取組を若者につなげている姿から学ぶ」 「性的少数者を支援している大学生サークルの活動を支えている姿から学ぶ」

(2) 各教育事務所主管研修会

主管	名称	期日	会場	参加者数	研修内容
福岡教育事務所	社会教育関係職員等人権教育研修会	6/12 (資料送付)		16	○送付資料 ・「福岡教育事務所所有人権 DVD 一覧」及び人権 DVD の活用について
	小・中学校 PTA 役員等人権教育研修会	7/3 (資料送付)		190	○送付資料 ・PTA 保護者対象チラシ「新型コロナウイルス感染症に係る偏見差別について」
	教育委員等人権教育研修会	10/1 (資料送付)		32	○送付資料 ・令和 2 年度福岡教育事務所 4 月～9 月の取組について
	学校教育・社会教育部課長人権教育研修会				
北九州教育事務所	北九州教育事務所職員人権教育研修会	① 7/20	北九州教育事務所	32	○説明「人権基本講座『同和問題の解決に向けて』」 ○講義・演習「人権にかかわりの深い特定職業従事者として」
		② 10/5	北九州教育事務所	32	○講義「人権が尊重される職場づくり」 ○DVD 視聴「コール&レスポンス」
		③ 12/14	北九州教育事務所	29	○講義・演習「特定職業従事者としての自己覚知について」
		④ 1 月	北九州教育事務所	33	○班・室協議「人権の視点から業務の進め方を考える」
	北九州地区社会人権・同和教育担当者協議会研修会②	8/28	北九州教育事務所	13	○説明「人権教育の現状と課題」 ○講話・演習「LGBTQ+ の子どもたちも安心して過ごせる居場所づくり」
	管内市町教育委員会教育委員人権教育研修会	10/22 (資料送付)		45	○送付資料 ・感染症に係る人権問題について
	管内小・中学校事務職員研修会	10/29	北九州教育事務所	66	○講義・演習「人権・同和問題研修(参加体験型研修プログラム『あたりまえを疑う～本当にそうなの～』)」
北筑後教育事務所	生涯学習・社会教育・スポーツ担当関係課及び人権・同和教育担当部課(室)長等会議				中止
	管内小・中・特別支援学校 PTA 人権教育研修会				中止
	北筑後教育事務所職員人権教育研修会	① 7/20	北筑後教育事務所	28	○説明「人権基本講座」
		② 9/8 10/22	久留米市内 北筑後教育事務所	39	○説明「久留米市における部落差別の歴史に学ぶ」
		③ 10/22	北筑後教育事務所	31	○講話「『学ぶ、つながる、未来を創る』～新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見に立ち向かうためにも～」
	管内社会教育関係団体リーダー人権教育研修会				中止
北筑后市町村教育委員会連絡協議会研修会				中止	

主管	名称	期日	会場	参加者数	研修内容
北筑後・南筑後教育事務所	南筑後・北筑後教育事務所管内社会人権・同和教育担当者研修会 ※共催	10/28	北筑後教育事務所	20	○講話「『学ぶ、つながる、未来を創る』～新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見に立ち向かうためにも～」
	南筑後・北筑後教育事務所管内地域活動指導員人権教育研修会 ※共催	11/25	北筑後教育事務所	39	○講話「偏見や差別をなくす『当事者』になるために」
南筑後教育事務所	市町社会教育主管課長・係長会議	5/15 (資料送付)		45	○送付資料 ・社会人権・同和教育の推進について／南筑後教育事務所人権・同和教育室推進計画等
	南筑後教育事務所職員人権・同和教育研修会	① 5/20	南筑後教育事務所	7	○講話「人権・同和問題の解決に向けて」
		② 7/21	南筑後教育事務所	29	○講義「人権・同和問題の解決に向けて」 ○講話「感染症を理由とした人権侵害について」
		③ 1/14	南筑後教育事務所	29	○講義「人権・同和教育の推進について」 ○講話「偏見や差別をなくす『当事者』になるために」
	地域活動指導員連絡会	7/15	山川市民センター	30	○演習「人権が尊重される社会をめざして」
	市町人権・同和教育担当部課長・係長等合同研修会	8/7	南筑後教育事務所	17	○講話「人権が尊重される社会の実現をめざして～『人権意識調査』『人権関係条例』の持つ意味は？」 ○情報交換「各市町における取組についての情報交換」
	市町社会教育関係団体リーダー人権・同和教育研修会				中止
	市町教育委員会社会人権・同和教育研修会	11/5	柳河ふれあいセンター及び柳河街道周辺	14	○フィールドワーク「柳川市フィールドワーク」
市町公民館職員等研修会	11/26 (資料送付)		111	○送付資料 ・人権が尊重される社会をめざして～私たちがつながっていくために～	
南筑後地区社会教育委員交流会	2/10 (動画配信)		21	○研修動画 ※DVDを利用 ・人権が尊重される社会をめざして～私たちがつながっていくために～	

主管	名称	期日	会場	参加者数	研修内容
筑豊教育事務所	社会教育・生涯学習関係課長及び館長等会議				中止
	筑豊教育事務所所内人権・同和教育研修会	① 7月 (資料送付)	筑豊教育事務所	35	○送付資料 ・職員・外郭団体用テキスト「人権・同和問題の解決に向けて」
		②			中止
	筑豊教育事務所幹部職員人権・同和教育研修会	8/25	筑豊教育事務所	9	○講演「部落差別解消推進法の制定を受けて筑豊地域における現状と今後の展望～教育現場に望むこと～」
	筑豊教育事務所管内市町村教育委員等人権・同和教育研修会				中止
体験活動プログラム研修会・地域活動指導員等研修会	9/17	筑豊教育事務所	29	○講義「どの子どもも楽しく参加できる体験活動を行うために ～人権を大切にしたい指導の在り方～」	
京築教育事務所	京築地区社会人権教育担当者等会議	①			中止
		② 11/13	京築教育事務所	7	○説明「人権啓発視聴覚教材の活用」 ○協議「各市町の人権教育・啓発の充実」
		③ 3/5	京築教育事務所	10	○協議 1「令和2年度の成果と課題」「令和3年度の研修計画」 ○協議 2「体験的参加型学習の演習」令和2年度人権教育コーディネーター養成講座の受講者による演習
	京築地区社会教育関係者等人権教育研修会	9/25	京築教育事務所	13	○説明「人権教育・啓発の現状」 ○講話「同和問題についての理解」
	京築教育事務所管内市町村(学校組合)教育委員会教育委員等人権教育研修会	10/23	京築教育事務所	30	○講話「子どもの人権についての理解」

3 その他の事業

- (1) 人権教育に関する視聴覚教材を、各教育事務所人権・同和教育室（福岡教育事務所を除く）、県視聴覚ライブラリー及び本庁人権・同和教育課に配置し、各市町村、学校、関係団体等に無償で貸し出している。
- (2) 福岡県は毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定め、12月の「人権週間」と合わせて、市町村と一体となって各種啓発事業を実施している。
- (3) 人権教育指導者向け学習資料「KARA FULL（カラフル）」を発行し、各市町村・学校・社会教育施設等に配布して、活用を促している。